

330.59-N6856-T



1200700576197

報年濟經本日

輯四第年三十和昭

(るよに料資のでま月一十年三十—月九年三十)


輯四十三第

編社報新濟經洋東

3

M





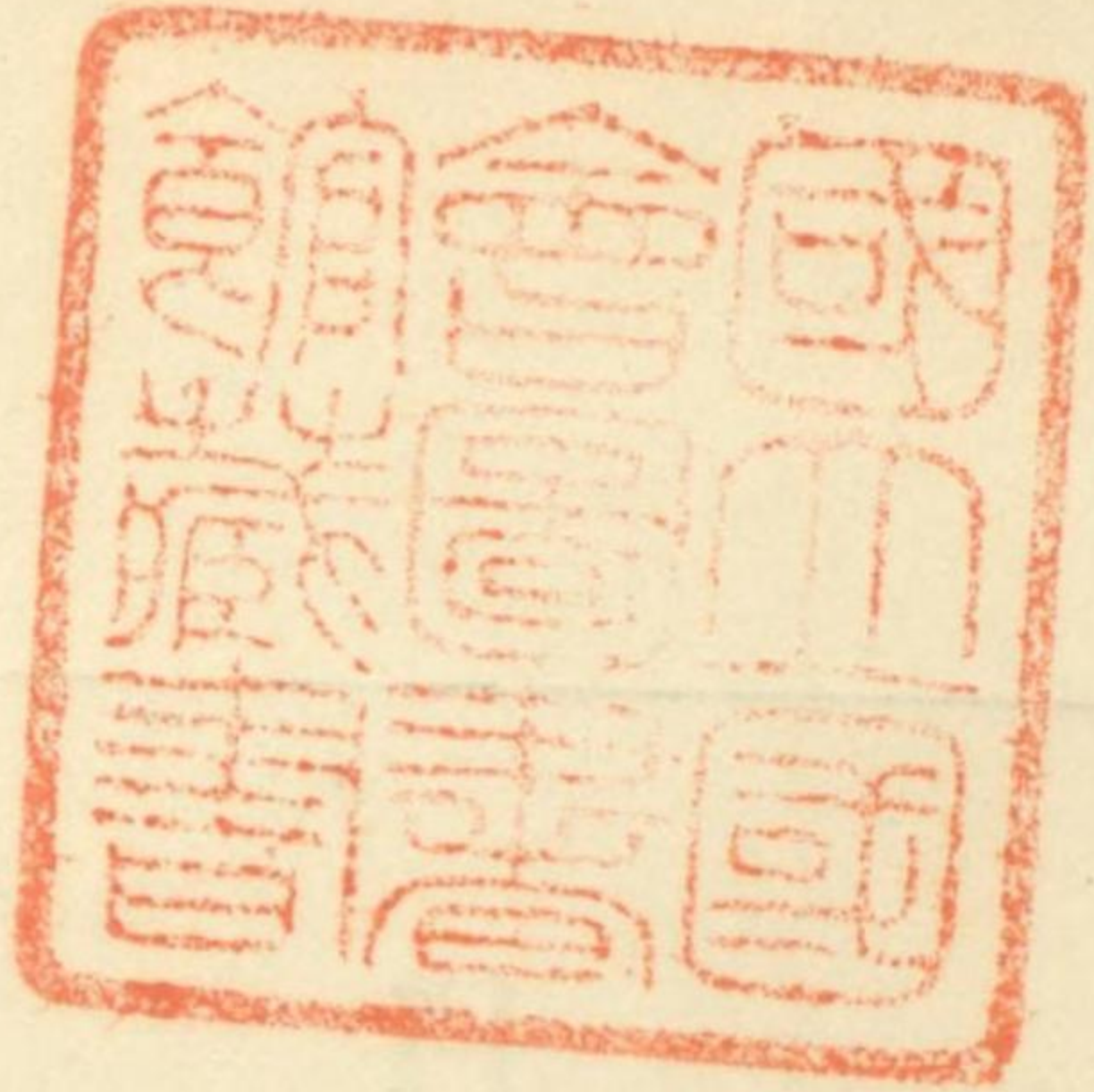
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第三十四輯

—昭和十三年第四輯—

東洋經濟新報社

330
24



1124

序

一、前輯を讀者に送つて以來の最大の出來事は、廣東・武漢の陥落であり、歐洲に關してはチエツコスロヴァキアの分割である。今輯の中心題目も亦此の二大問題でなければならぬ。

一、廣・漢攻略によつて事變は一大段階を劃したが、國民は戰勝の歡びに酔ふことを許されない。眞の戰爭と長期建設とはこれから始まるのだ。國家總動員法の發動はその備へのためである。廣・漢攻略後の日本經濟はどうなるか、總動員法發動下の日本經濟はどうなるか——これを今輯の主要テーマとし、第二部に取上げた所以である。

一、他方、廣・漢を失陥して西南支那に立籠つた國民政府は、何時まで抗戰を續け得るだらうか？ 此の問題の見透しに就ては前輯に逸早く論じておいたが、今輯

序

一

では西南支那の資源、産業、交通路等の方面からの詳しい分析を行つた。第三部がそれである。

一、新聞、ラヂオ、ニュース映畫の戦局報道に耳目を奪はれてゐる間に、日本産業の基礎構成は黙々として變貌を遂げつつある。此の事實を確かめることなしには、日本産業の、従つて日本經濟の將來に就て大局の見透しを樹てることは出来ない。そこで第一部に此の問題を取扱ひ、その基本的解明を行つた。

一、チェッコ問題とその後の歐洲政局の動向に就ては、第四部に詳しく述べた。歐洲の動きが列強の東方政策に深い關聯を持つといふ意味に於て、海外情勢に注意を怠り得ぬこと言ふまでもない。

昭和十三年十一月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第三十四輯 目次

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來……………一三

序『眞の戦ひはいま始つた』……………一三

第一節 近代戦に於ける産業の役割……………一五

- 一、戦争は進化する……………一五
- 二、大戦後の軍事技術の發達……………一七
- 三、近代戦争の消耗的性質……………二〇

第二節 我が産業構成と近代戦……………二三

- 一、工業化の半植民地的程度……………二三
- 二、中小工業の尨大な殘存……………二五
- 三、重工業生産の決定的後進性……………二七
- 四、我が國に於ける官業の重要性……………二九
- 五、戦時下生産力擴充の必然性……………三〇

第三節 産業編成替の諸方策……………三

- 一、軍事費の急膨脹と生産力……………三
- 二、軍需物資の總動員……………三
- 三、生産力擴充策の強行……………三
- 四、その他の諸方策……………三

第四節 編成替された日本産業……………三

- 一、生産部面に於ける構成變化……………三
- 二、勞働部面に於ける編成替……………三
- 三、資本も動員される……………三
- 四、資本集中・集積の新たな展開……………三
- 五、平和産業工場の軍需工場への轉換……………三

第五節 編成替と日本産業の行衛……………三

- 一、國家總動員法發動の必然性……………三
- 二、今後の重工業生産力擴充とその限界……………三

第二部 總動員法發動下の日本經濟……………五

第一節 國家總動員體制への道……………五

- 一、武漢は遂に陥落した……………五
- 二、併し未だ矛は收めない……………六
- 三、負擔の輕減を望む時期でない……………六
 - (A) 池田藏商相の警戒
 - (B) 一應統制の効果はあつた
 - (C) ストックは減少する
 - (D) 生産はどうか……………六
- 四、明年度豫算は更に膨脹する……………七
 - (A) 傳へられる明年度豫算
 - (B) 貯蓄増加の眞の意味……………七
- 五、總動員法の全面的發動へ……………七

第二節 貿易對策の悩みは深い……………七

- 一、第三四半期貿易回復の内容……………八
 - (A) 圓ブロックを除けば入超
 - (B) 纖維品輸出の減少は顯著
 - (C) 第三國輸出は軒並に減少……………八
- 二、商品別リンク制の効果はどうか……………八

目次

(A)綿業リンクの缺陷顯現—(B)綿業リンク制の改善對策……………二九

三、綜合リンク制流産の背後に在るもの……………二九

第三節 總動員法の產業界への壓力……………二九

一、總動員法の發動と產業界……………二九

二、軍需工業の増産強行とその利潤……………一〇三

(A)株式市場は戰勝に酔はない—(B)生産指數から見た軍需増産

三、産業統制は細目化される……………一〇六

(A)リンク制の擴大—(B)消費制限と配給統制の強化—(C)價格統制の進行

四、矛盾を乗り越えて進む統制強化……………一二四

(A)リンク制による諸矛盾—(B)中小商工業の困窮

第四節 勞働統制は臣民徵用にまで進む……………二七

一、勞働統制強化の必然性……………二七

二、劃時代的段階に到達した勞働統制……………二八

(A)總動員法二勅令の公布—(B)技術者養成の義務制—(C)國民登録制と勞働者爭奪防止令—(D)標準賃銀と標準勞働時間

三、遂に臣民徵用條項を發動か……………三〇

四、勞働運動の國家的抑制へ……………三三

第五節 食糧自給と農産物の計畫生産……………一五

一、農業統制の根本方針……………一五

二、割當農産物の増産目標……………一六

(A)選ばれた十一種農産物—(B)割當生産が農家經濟に與へる影響は大きい

三、米及び小麦需給の前途……………一四一

(A)稻作中心主義の成果—(B)小麦の需給に不安増大

四、割當生産、荆棘の道を歩む……………一四五

(A)失敗に歸した大麥の増産計畫—(B)燃料國産の線に沿ふ甘藷、馬鈴薯の増産—(C)菜種の實收激減す

五、萎縮した農業生産力……………一四九

六、計畫生産に注意すべき諸點……………一五三

(A)寡少勞働力による集約性の増大—(B)價格操作を輕視するな

第六節 長期建設の爲の強力政治體制へ……………一五

一、新黨運動と『東亞再建國民運動』……………一五

二、宇垣外相の辭職と對支政策の前進……………一六一

三、結論を急ぐ行政制度改革問題……………一六四

目次

四、政治の權威強化と議會制度審議會……………一六六

五、荒木文相の文教府強化策……………一七〇

第七節 滿洲國開發の進展と中支産業の復舊……………一七三

一、滿洲農業開發計畫の實施……………一七三

(A) 農業開發計畫—(B) 機械農場の設置—(C) アルカリ地帯の改良

二、滿洲に於ける電氣化學工業の創設……………一七九

(A) 滿洲の電力政策—(B) 電氣化學工業の創設—(C) 電氣化學工業の將來

三、中支産業の復興狀態……………一八三

(A) 日支紡績の共同經營—(B) 華中蠶絲株式會社—(C) 其他重要工業の合辦

—(D) 租界内支那人工場の活況

第八節 米・英兩國景氣の現位置……………一八九

一、米國景氣の回復と其の持續性……………一九〇

(A) 景氣は引續き上昇を辿る—(B) 景氣回復の背後にあるもの—(C) 好轉を妨げる諸要因

二、小康狀態にある英國景氣……………一九七

(A) 上昇傾向を辿る英國の株價—(B) 目先小康の産業界—(C) 上昇に轉ずるか—(D) 今後の景氣を動かすもの

第三部 抗戰支那は何處へ行く?……………二〇三

序……………二〇三

第一節 武漢・廣東失陥の打撃……………二〇五

第二節 國民政府の新據點・西南支那……………二〇九

一、西南支の經濟力……………二一〇

二、西南支の交通路……………二一四

三、西南支建設計畫と其の實現性……………二一九

第三節 抗戰支那の悩みと前途……………二二三

第四部 ミュンヘン會談から新歐洲編成へ……………二二七

序……………二二七

第一節 血を見ざる歐洲戰爭……………二二九

一、分割されたチエツコ……………二二九

目次

一、チエツコは何を失つたか……………二四

第二節 チエツコ屈服の意味……………二七

一、英國の平和工作からミュヘン會談まで……………二七

二、ミュヘン會談から洞察されるもの……………二八

第三節 歐洲に果して眞の平和は來るか……………二九

一、英伊協定の發動……………二九

二、ガラヂエ内閣右翼化と佛伊關係……………三〇

三、ヒットラーの植民地返還要求……………三〇

四、獨伊のユダヤ人排斥運動と對英關係……………三一

附錄

一、重要經濟統計表……………三一

二、昭和十三年第三四半期日誌……………三二

編輯後記……………卷末

日本經濟年報

昭和十三年
第四輯 (第三十四輯)

(昭和十三年九月より十三年十一月迄の資料)

日本經濟戰爭

昭和十三年五月(第十四編)

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

序『眞の戦ひはいま始まつた』

武漢は陥ち、廣東も亦既に我が手中に入つて、戦闘行爲には大きな一段階が劃された。併し、近衛首相の云ふ處によると『眞の戦ひはいま始まつた』のである。然らば今後行はれるべき戦争とは如何なる形態のもので、また如何なる規模のものであるか？ そして何時まで續くものであるか？ これを國民は知らうと欲して居る。それによつて我が産業、我が國民生活が深甚の影響を受けるだらうからだ。また、これと反對に戦ひが眞に一段落して歐洲大戦後の如き事態が來たらどうであらうか？

事變中に極度に膨脹せしめられた戦時需要が多少でも減つたら其時の我が重工業は衰微し、或は重工業を中心とする恐慌が生ずるのではないか、といふ不安を最も良く示すのは武漢陥落前後に於ける重工業株の動きだ。例へば三菱鑛業株は十月二十五日の九十八圓二十錢から二十九日には九十四圓五十錢へと、四圓近くの暴落を演じてゐるが(武漢陥落の公報發表は廿七日)、戦後の重工業の問題を考へ

るとき、我々は歐洲大戰後の大恐慌を想起するのである。歐洲大戰最中の大正七年に於ける日本鋼管株の平均相場は百三十七圓であつたのが、翌々九年には一桁違つて只の三十五圓七十錢となり、十一年には更らに十五圓九十錢へ、越えて昭和五年のデフレ時代には七圓六十錢に迄崩落して居る。これは決して特殊な例ではなく、重工業會社は程度の差こそあれ、全部からうした恐慌に捲込まれたものだ。この不安は我が爲政者も等しく早くから感じて居ることで、板垣陸相が去る七月一日の車中談で次の様に語つたのも尤もである。

『……歐洲大戰が終熄すると、擴大された軍需生産が急に停止した結果は各國ともパニックを招來して、實に困り切つた。自分は、今度の事變に當つては戦争終結後の事態についても十分考慮を拂ひ、このパニックを防止する必要があると思ふ』と。

兎に角、戦後産業界の復員問題は相當大きな經濟問題だが、それは又國民的規模に於ける社會問題ですらある。如何に我が産業はこの難局に處するか？ 我が國民經濟は何處へ導かれるか？ 此の問題はこの問題の分析を行つて見たいと思ふが、それには先づ我が産業の特殊的性格と其の戦時下に於ける變貌を見ることが必要である。そこから、今後の日本産業の動向への見透しも亦自ら生じ得るであらうからだ。

第一節 近代戦に於ける産業の役割

一、戦争は進化する

原始人は拳や棍棒で『たゝきあひ』封建時代の人間は弓や槍で『たゝかひ』をやつたのだが、今では四千馬力の爆撃機、時速四十軒餘りものタンクを用ひ、大規模な『たゝかひ』が戦はれて居る。或人が『實に軍隊や艦隊ほど經濟條件に依存するものはない。武備、編成、戰略および戦術は何よりもその時々を生産段階や運輸状態に依存する』と云つたのは誠に該切な表現である。そしてこれと併行して、戦争の原因やその影響も時代の生産段階により各々獨特な形をとるわけだ。例へば――

『前資本主義時代の少人数な軍隊の必需品は比較的少量であつて、軍事技術の原始的な性質からして、主として糧食と馬糧に歸着した。ローマの兵隊は遠征の時に二週間分の糧食を携て居て、通過する地方の産物をもつてそれを補充した、……フリードリッヒ二世の兵隊は一日に二封度のパンと一週間に二封度の肉を支給された。従つてフリードリッヒ二世は数千封度の穀物を貯藏し、軍隊の給料として必要な若干の銀を所有して居れば、長期の「大戦争」の經濟的準備は出來たと考へてよかつたのである』(サウイッキイ)『戦争經濟學』邦譯二一頁

戦争の前歴史的段階は産業革命を背景とする火器の發明により終末を告げられ、戦はヨリ大規模な激烈なものになつた。一八六六年のケーニツヒグレートツの會戦に於けるオーストリアの火砲一門當り射耗砲彈數は僅か二十六發に止まつたが、三十八年後の明治三十七、八年の遼陽、沙河、奉天會戦になると日本側は平均二百八十二發、ロシア側は二百三十發になつた。即ちこの間に消費高は十倍近くなつたのだ。

更に十年後の世界大戦になると、交戦諸國の高度なる産業體制を反映して、その戦は一層激烈になる。例へば一九一五年九月のシャンパーニュの戦の如き、フランス側の野砲射耗高は二千三百八十發で、日露戦のそれの更に十倍近くに上つた。そしてこの大げさな戦時消費に對應するためには巨大な數量の兵器生産を必要とした。例へば英、佛兩國の戦時中の武器生産を見ると、佛國は小銃二百九十萬三千挺、砲彈二億四千七百萬發、小銃彈六十三億發で、一方英國は小銃五百三十一萬六千挺、砲彈二億一千七百萬發、小銃彈九十一億七千萬發に達した。

戦争の進化に伴ひ戦費も飛躍的に上昇した。ボガルトの計算によるとナポレオン戦争時代には一日當り平均戦費が三十四萬一千ドルであつたの對し、五十五年後の普佛戦争には一千五百萬ドルとなり世界大戦には實に一億三千四百萬ドルを必要とするに至つた。かうして、再び、戦争に革命が來たやうに見える。前の時代には現れなかつた内燃機關—タンク、飛行機、自動車—機關銃の出現が戦争を革めたのである。ルーデンドルフ將軍はこの間の戦争の革命、その影響力の大變化を次の如く云つて居る。

『嘗ては政府は自己の軍隊を以て戦争を實行し、一般に國民は唯納税に依り、若くは軍隊の行軍、冬營及び戰鬥によつて直接に困苦を分たしめられるといふ程度を出でなかつた。……一八六六年戦争及び一八七〇—七一年戦争も、この間佛國ではガンベツタによつて強力なる戦争指導が行はれ國民が深く戦争に關與せしめられて、全く新しい戦争形式の發生を見たこともあつたが、依然として戦争の本質は瞭かにされなかつた。……然るに世界大戦は過去百五十年間の總ての戦争とは全然異つた性質を示した。即ち參戰諸國の軍隊が互に對手の殲滅に努力したのみでなく、國民自身が戦争實行の仕事に引入られ、戦争は又彼等自身にも向けられ、斯くして彼等自身も深刻にその苦痛を共にするに至つた。……何處から陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るか云ふ事は現今の戦争では最早限界がつけられなかつた。軍と國民とは一體となつた。實際文字通りの國民戦争であつた。』(ルーデンドルフ『國家總力戰』邦譯六頁)

二、大戦後の軍事技術の發達

併し、戦争の形態、大いさの基礎たる一國生産力の技術的進足はこれに止まらず、その後も續行して居る。そして武器は一層精巧に、破壊的になつた。殊に大戦に初めて登場した内燃機關を動力とす

る武器、タンク、飛行機その後の發達には著るしいものがある。例へば、ヴィシネフの書いて居る處によると、一九二五年から三五年に至る十年間に驅逐戦車の速力は時速二十軒から三十五軒になり、之に伴ひ行動半径は百軒から三百軒にのびた。重爆撃機では同期間に發動機總馬力數が千六百馬力から四千馬力になり、爆彈搭載量は二トンから五、六トンに、速度は百七十軒から四百軒、航續距離は一千軒臺が四千軒臺に達して居る。(ヴィシネフ『技術と軍需工業』邦譯二二〇頁)

また同人の計算では近代的部隊の動力武装率は大戰當時の三倍に上ると云ふ。この割合で行くと、大戰末期獨軍の使用した自動車數は六萬臺であつたから、現在もしあの程度の戦争があつたとすると十八萬臺餘りの自動車を必要としよう。(ポチャロフ『最近科學的軍備・作戰・戦争』邦譯一〇二頁)

更に注目すべきは舊武器たる小銃や、重機關銃、大砲の月々の消耗度が五―六%に止まるのに反してタンクは三〇―四〇%、飛行機は四〇―五〇%に上ることである。それ故に、近代戦の續行にはこの消耗分は少くも次々に補充する必要が生じ、こゝに於て戦争に於けるこれら工業の生産力は非常に重大なる譯だ。かゝる事態は舊い『軍備』なる觀念の變改を要求する。かつてフランスの最高國防會議議長ジャン・フアブリ將軍は一九三一年二月の議會に於て言つて居る。

『軍備』と云ふ言葉に對して軍の兵士數や、小銃、機關銃、大砲、その他の如き古くから定義されて居る狹隘

な意味を付するやうな見解は甚だしく己れを誤まり、社會を誤まるものである。最近の軍備は他の方面にある。それは工場に、實驗所に、鐵道に、飛行機に在る。…：戦時における生産能力は第一義的意義を持つ問題となつて居る背後によく整備された軍需品生産組織を持たぬ軍隊は急速にその戰鬥力を失ふであらう。(サヴェイツキ 一前掲書二二頁)

これが多大の犠牲を拂つた大戰の結果得られた結論だ。かつて戦争には三つのM、即ち Men, Money and Munition (人、金、武器) が必要だと云はれて居たが、これも重大なる訂正を要する。即ち近代戦に於て必要なのは、人を別とするならば、第一に生産力、第二に生産力、第三に生産力である。

而もこの近代戦に不可欠な生産力たるや、生産力の發展の最近段階に於ては、その中樞部門たる重工業に最も強く依存する。これは先の叙述から既に略々明かになつて居ようが、我が軍事費中重工業に投ぜられるものを見ると、昭和十二年度の海軍費の中、艦船・兵器・機械類に使はれるものは四億四千萬圓で、海軍省全豫算中に占むる割合は六五%だ。この割合を昭和八年以來に就て見ると漸次大きくなつて行く傾向があるが、大體六一―六五%である。(齋藤直幹『戦争と戦費』三二七頁) 即ち海軍費に於てはその六割以上が重工業界に需要となつて現はれると見得る。

また昭和九年度の陸軍の兵備改善費の使途を見ると、その五五%七が機械工業へ、一七%八が金屬工業へ向けられ、合計七三%五に上るものが重工業へ行く譯だ。(森武夫『戦時經濟論』四一頁)そこで、

近代戦は生産力によつて戦はれると云ふことを補足して、近代戦は生産力、特に重工業の生産力によつて戦はれるのであると云つても過言ではなからう。

三、近代戦争の消耗的性質

先きに見たやうに、近代戦は莫大な戦時消費を行ふから、これを支えるためには、國富、國民所得、國民貯蓄を喰ひ込まねばならないことになる。そこで、この關係を概見するために、左表を見られたい。これは可成り概括的な數字ではあるが、我々のこの考察には役立つ。表によると、先づ各國

大戦々費と國富、國民所得、國民貯蓄との比較

	A	B	C	D	E
	戰費	國富	國民所得	平均一年戰費	國民貯蓄
英國(百萬磅)	七、四三	一六、〇〇〇	四、六	二、三〇〇	一、七五
佛蘭西(百萬法)	一、二九	二、五〇〇	五、九	三、〇〇〇	九、七
米國(百萬弗)	三、九	二〇、〇〇〇	九、二	四、〇〇〇	三、一
獨逸(百萬馬)	一、三	三〇、〇〇〇	四、九	四、〇〇〇	一、一

局、英國の國富の四六%は大戦中のケン飛んでしまつたことを意味する。同様にこの割合を見ると佛蘭西に於ては五五%九、獨逸四四%九、米國は九%二である。これは戦費と、一國の蓄積せられたる國富との比較だが、國家の戦争

に動員し得る富はかくの如き過去の蓄積のみではなくて、むしろ一國が年々に生産する處の富、または、年々に新たに蓄積せられる處の富であらねばならない。

そこで次に國民所得總額の中戦費に注入された割合を見ると、これは英國が八七%八、佛蘭西が九〇%七、米國三三%八、獨逸八五%三である。之によると米國を外にすれば各國は其の國民所得の八五%から九〇%迄を戦争に動員したことを意味し、反面から云へば國民生活はそれだけの切つめを餘儀なくされたことを意味する。更にまた、國民貯蓄との割合を見るならば英國四六%三、佛蘭西五五%九〇、米國二六%二〇、獨逸五二%五三を示す。戦費はこれら交戦國民の年々の餘剰生産物の額を越えんと數倍に上つたことを語るのだ。さうすると先づ第一に云はれることは國民所得たり得べきものが戦場で消費されるから、國民の生活は恐るべき縮少をすると云ふこと、次には、それ故に國民により行はれ得る資本の蓄積は極めて微々たるものになる、或は反つて舊來の蓄積を消耗すると云ふ結果になると云ふことである。

資本の側から見ると、例へば世界大戦中の獨逸に於ける各種會社の新設増資の合計は一九一三年に十一億一千八百萬マルクによつたものが翌一四年には九億五千四百萬マルクとなり、一五年にはさらに減つて四億六千二百萬マルクになつて居る。而も一方物價はこの間に上昇して居るのだから、その

實質的減少は著るしいものがある。

次に之を資材の方から見ると、例へば英國に於ける銑鐵生産は一九一三年の一千萬トンから翌一四年には九百萬トンに下り、一五年には更に下つて八百八十萬トン、以後は稍々回復したがそれでも九百萬トンを稍々出る程度であつた。即ち戰爭の素材的方面に於ては何等の増産も認められず反つて減少すらして居るのに對して、軍需品生産の方は急激に擴大してゐる。例へば一九一五年六月の生産を一とすれば一九一七年四月に於ける十八封度野砲の生産は二八、四・五吋榴彈砲の生産は五二、中口径加農及榴彈砲の生産は七一、六吋以上大口徑砲の生産は四二三といふ具合に激増してゐる。(吉田豊彦大將『軍需工業動員に關する常識的説明』二八〇頁による)一方獨逸の銑鐵生産が一九一三年の一千九百萬トンから一五年の一千二百萬トンに下つて居るのに對し、砲彈生産高は一九一四年八月の一萬四千發から一五年六月の二十五萬發に殖えて居るのである。

かくの如くにして、大戰中の各國に於ては素材生産はむしろ減少するのに、武器生産は急擴大するから、當然各國の擴張再生産は殆んど停止、むしろ縮少し、軍需の増大する要求は、從來平和的消費もしくは擴張再生産のために用ひられて居たものへの喰込によつてやうやく賄はれて來たわけだ。即ち近代の戰爭に於ては生産力の擴大と云ふよりもむしろ『轉換』が問題になる。

第二節 我が産業構成と近代戰

以上見たことは、大戰に示された如き近代戰に於ては、特に重工業に對する軍需が老大なものになつて、殆んど大部分の生産手段となり得べき物資を呑み込んでしまふために、社會的に見るならば生産力の發達は停滯し、むしろ生産力は縮少し、而も増大する軍需は所謂『轉換』によつて賄はれたと云ふことだ。併しこのことは戰爭の規模にもよることだし、更にまた其の時の當事國の産業構成によつて大きな制約を受ける。だから日本に於けるその點を見るためには、その背景を成す我が國の特殊的な産業構造を頭に入れて置く必要がある。

一、工業化の半植民地的程度

先づ大ざつばに第一表に就て我國の産業人口構成を見やう。この中工鑛業人口を見ると、我國の工鑛業人口は明治五年に僅か全産業人口の四%八であつたものが、昭和五年の國勢調査では二〇%となつた。勿論その後相當量の工業への人口集中が行はれたと見得るが、これと略々同時期の各國の工鑛

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

(一) 各國産業人口構成(全人口を百とする比率)

日 本	英國(%)	米國(%)	獨逸(%)
明治五年大正九年昭和五年	(一九三二年)	(一九三〇年)	(一九三三年)
有業者計	100.0	100.0	100.0
農 業	八二・四	五・六	四七・七
工 業	一四・八	二・〇	二・八
商 業	四・八	二・〇	二・八
其 他	五・五	一・六	一・〇
	八・三	一・五	一・二

(備考) 我が國の大正九年昭和五年は國勢調査。明治五年及明治三十五年は土方氏の推定による。

(二) 各國工業人口構成(全工業人口を百とする比率)

日 本	英國(%)	米國(%)	獨逸(%)
大正三年昭和六年昭和七年	(一九三五年)	(一九三三年)	(一九三三年)
金屬機械	一〇・七	一七・三	二七・一
化學工業	六・二	六・九	一〇・五
纖維工業	六二・八	四九・九	三六・六
其 他	二〇・三	二五・九	二二・八
合計	100.0	100.0	100.0

備考 日本は工場統計。英米は夫々Statistical abstract 獨逸は Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 但し米獨に於ては他國との比較上加工せり

ならない。第二表はこの關係を簡明に示したものだ。資本主義の祖國英國に於ける工業構成(便宜上

工業人口に就て見る)は金屬・機械工業が三四%を占める。而して世界近代纖維工業の發祥地マンチエスターを控へるのにも拘はらず、纖維工業の比重は二〇%九だ。獨逸はクルツプや、シーメンスの工場を以て聞える重工業國であるだけに、金屬・機械工業は四〇%九に達し、纖維工業は僅か一四%四である。最後に日本を見るならば、こゝに於ては纖維工業の極めて大きな比重が目につく。即ちそれは全工業人口の三九%六、四%〇近くを占めて居るのだ。之に對し金屬・機械工業は表示の通り累計その比重を高めつゝはあるものゝ昭和十一年に於て未だ二七%一に止まる。こゝに於て、日本産業の高度化の進展が知られると同時に、未だその前途には多分に重工業化の餘地のあることを考へ得るであらう。

二、中小工業の尨大な殘存

我が工業化の低位性は、經營規模の小さな工業が相當廣汎に存在して居ることに反映して居る。我が國の中小業はそれ〴〵個々に就て見れば古い封建的な企業がそのまま残つて居るのではなく、例へば中小工業の典型的な産業であるマッチ、電球、玩具、ゴム製品の如きは比較的新しく發生したものであるから、これを以て直ちに前資本主義經營形態の殘存と見做すことは當を失するが、一面から

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

(三) 我國中小工業の比重

	大正九年	昭和五年
工業總人口(國勢調査)(A)	四、五五	四、九三
五人以上工業人口(工場統計)(B)	一、六五	二、〇七
五人以下工業人口(A-B)(C)	三、〇七	二、八六
(C)÷(A)	六七・四	五九・九
五三〇人工場人口(D)	四七七	五三三
三〇人以下工場人口(C+D)(E)	三、五五	三、四八
(E)÷(A)	七九・九	七〇・〇
三〇—一〇〇人工場人口(F)	三四〇	三七五
一〇〇人以下工場人口(E+F)(G)	三、八九	三、八三
(G)÷(A)	八五・三	七六・六

(備考) (A)は國勢調査より土木業及鹽業を除く
(B)は官業を含む。

(四) 米獨に於ける規模別工業人口

規模別	一五 ^人	六一 ^人	五—一〇〇 ^人	二〇〇以上 ^計
(獨逸)	三三・三	二二・六	一五・七	一七・一
規模別	一五 ^人	六一 ^人	五—一〇〇 ^人	五〇〇以上 ^計
(米國)	二六	一七・三	四六・〇	三三・一

(備考) 兩國とも年度は三三年、米國はStatistical abstract of u. S. 獨逸は Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich.

云ふならば、例へそれらは新に起つた工業であるとは云へ、かゝる小規模な企業を、かくも廣汎に相次いで簇生せしめる所の我産業組織は、決して高度なものであるとは云へないのである。

我が工業に於ける中小業の比重は第三表に示されてある通り、昭和五年に於て一工場五人以下を使用する工場に働く人口が全工業人口の五八%九、一工場當り三十人以下となるとその比重は七〇%、百人以下は七七%六になる。大正九年と較べると、確かに、その比重は低まりつゝはあるが低下の速度は大したものではなく、強靱なその生命力が看取される。

これに對して外國はどうなつてゐるかを見よう。外國の統計は區分の仕方が我國と違ふので直ちに比較することは出来ないが、例へば一工場五人以下の工業に

就て見ると獨逸では斯る工場に従事する人口は全工業人口の三三%に止まる。我が國の五八%九に較べると相等程度が低い。處が同じく五人以下の工場に従事する人口の比重は、米國では僅かに二%六だ。我國と比較すると殆んど嘘の様な比重だが、これが事實なのだ。以て日本産業の後進性は明白な事實となる。中小業の老大な残存は安價、低級な商品の生産には適して居るが、近代戦が要求するやうな高精度の重工業生産には非常な障害をなして居ることを注目すべきである。

三、重工業生産の決定的後進性

以上のやうに産業構成に於て、工業規模別の構造に於て日本産業は先進資本主義國に對し未だかなり未熟性を示して居るが、——そしてこの事は資本の側に於ける集

(五) 鐵工業に於ける日本の地位(千英トン)

地位	銑鐵	鋼鐵
米國	三七、〇八〇	五、六六〇
英國	八、五〇〇	三、九〇〇
佛國	七、八五〇	七、八五〇
獨逸	一五、七〇〇	一九、三〇〇
日本	一四、三〇〇	一七、〇〇〇

(備考) 一九三七年、世界鐵鋼統計による

の如く日本の地位はさう高いものではないのである。銑鐵で云ふと一九三七年の日本の生産は米國の十二分の一以下、獨逸の五分の一、ソ

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

(六) 世界自動車生産(臺)

日本	昭一一年	九、四九
英國	昭一一年	三、八四〇
米國	昭一一年	二、三九、七三六
獨逸	昭一一年	七、三三五
佛蘭西	昭一一年	一、九六、八六〇
ソ聯	昭一一年	七、五〇〇

(備考) 企畫院『我國資源撮要』第四輯による。

(七) 我國機械の自給率(%)

明治四二年	工作機械	四・六
大正三年	紡織機械	二・九
昭和三年	工作機械	四・四
昭和八年	紡織機械	五・八
昭和九年	工作機械	五・〇
昭和十年	紡織機械	六・七
昭和十一年	工作機械	七・三
昭和十二年	紡織機械	七・九
昭和十三年	工作機械	八・一
昭和十四年	紡織機械	八・七
昭和十五年	工作機械	九・二
昭和十六年	紡織機械	九・七
昭和十七年	工作機械	一〇・三
昭和十八年	紡織機械	一〇・八
昭和十九年	工作機械	一一・五
昭和二十年	紡織機械	一二・二

(備考) 工場統計、貿易統計より算出。

聯と較べても五分の一近い。鋼鐵ではやゝ多くなるがそれでも、種々な意味で比較さるべきソ聯の三分の一近い低位にある。

さらに近代重工業の華であり、近代戦をこれなしでは考へられない程の重要性を持つ自動車生産に就て見ると上掲第六表の如く、昭和十一年に於ては日本の生産高が九千臺であるのに對して、米國は四百四十五萬四千臺、英國(カナダを含む)が六十二萬四千臺、ソ聯ですら一萬九千臺を作つて居る。殊にこの日本の九千臺の中六千六百臺は近代戦には全く用をなさぬ小型自動車なので、大型車は結局僅かに二千五百臺に過ぎない。我が國の自動車工業は斯くて世界的水準に於て全く低い位地にある。機械工業、鐵工業、鑄物工業、電機工業、ゴム工業、塗料工業等の綜合工業としての自動車工業の發達の遅れてゐることとは、工業的發展の全面的立遅れの事實を縮圖にして示したものと云ひ得るのである。

更に、一國の近代産業國家としての自立性のバロメーターたる機械

の自給率は上掲第七表の如く、昭和に入つて紡織機械が漸く自足自給の域に達し得ただけである『機械の機械』たる工作機械に於ては昭和九年以降、未だ五〇%から七〇%臺を示して居るのに止まる。

四、我が國に於ける官業の重要性

我が産業は上述の如く種々の方面に於て未だ多くの進足を要することが判るが、これと同時に、我が重工業の特殊的性格として官業の占める非常に大きな比重がある。製鐵業に於て日本製鐵會社八幡工場の前身たる八幡製鐵所の存在は誰れでも氣付く處であるが、日本製鐵の成立する以前の我が鐵鋼

(八) 鐵生産に於ける官業の比重(%)

大正	鐵	五七・〇
大正	鋼	四六・七
大正	鐵鋼	四六・六
昭和	鐵	七二・八
昭和	鋼	五五・〇
昭和	鐵鋼	七二・八
昭和	鐵	六五・八
昭和	鋼	五五・三
昭和	鐵鋼	五九・六
昭和	鐵鋼	四八・八

(備考) 製鐵業參考書による。

生産に於て八幡製鐵所は鐵鋼の四〇%から七〇%を占め、昭和三年に至つても尙ほ鐵鋼五九%六、鋼鐵五〇%内外を占めて居る。これは鐵工業に就てであるが、機械工業に於ても同様のことが見られる、即ち機械工業關係の官業に使備される職工の總機械工業職工數に對する割合は大正九年に於て二八%、昭和四年に於て二六%三を示して居る。官業、特に機械業部面に於ける大規模なその存在は、平時に於ては相等な部分の軍需品を自給し得ると云ふことを意味し、それ故に、民間産業の改善發達に對する關心を稀

薄ならしめたものと見ることが出来る。

五、戦時下生産力擴充の必然性

我が産業が工業化に於て劣り、特に重工業の發展が低度であるといふこの事情が、現在の日支事變下乃至長期建設下に於ける我が産業經濟政策決定の重大な要素となる。既に第一節に於て、重工業國同志の戦争たる歐洲戦争の際ですら、その直接尨大な軍需消費のため社會的擴張再生産は殆ど停止したことを述べた。殊に獨逸の如き最も進歩せる重工業國に於てすら生産力はむしろ衰退したのである。が、我が國の上記の如き事情はこゝに特異なる方向を取るを餘儀なからしめる。

即ち我が日本は近代重工業國又はそれをバックにした國と戦ひ、または戦はうとして居るのであるが、そのことは、日本の戦はねばならない戦闘様式を、好むと好まざるに拘はらず、それら相手國の又は相手國をバックする國々の生産條件、特に重工業の發展程度に依存せしめるのだ。そこで、我が日本は、この近代戦の絶對的必要物たる高度な武器を敵國またはその背後にある國、或は將來戦ふ恐れのある國と少くも同量に生産せねばならない。戦争の尨大な消費をなしつゝその反面にこれと相並んで生産力を擴充せねばならぬ必要が此處に在るのだ。

第二節 産業編成替の諸方策

世界的紛争の危局が切迫するにつれ、以上の如き性格を持つ日本産業の缺陷はいち早く我が朝野の認識するところとなつた。これは、滿洲事變及び五・一五事件によつて呼びされた『非常時』意識の高潮により、先づ軍事費の膨脹として現はれ、次でこれを阻止するが如きエレメントが二・二六事件によつて清算されるに及び『準戦時々代』が到來し、今度は明白に『生産力擴充』と云ふ國策として前面に推し出されるに至つた。

このやうに、『生産擴充』方策は國際的危機時代に處する我が國家の自衛的手段なのだから、例へ事變が起り、その方に多大の生産力注入を必要としても、我國はその尨大な戦時消費の傍ら凡ゆる努力を拂つて生産力増大を計らねばならない事態にあるのである。

そこで、事變下日本の産業は尨大な軍需と生産擴充と云ふ二つの點を中心に展開して居る。そしてこれが互にもつれ合つて、重工業の驀進、その内部に於ける平時體制から戦時體制への編成替及び平和産業特に纖維部門の衰退と云ふ形をとつて現はれる。

一、軍費の急膨脹と生産力

上記の如き影響を我が産業界に與へ、強力な編成替を進行せしめつゝある要因として第一に擧げらるべきものは、事變による軍事費の急膨脹である。我が軍事費は昭和六年の滿洲事變以來累年激増し常にそれによる悪性インフレ招來の危険が呼ばれたのであつたが、それも事變以來の膨脹に較べらば全く物の數ではない。即ち昭和七年度の軍事費八億一千萬圓から十一年度には十一億九千萬圓、十二年には十五億八千萬圓に増加したが、この『老大』豫算の成立のためには時の藏相馬場の辭任を餘儀なくするといふ騒ぎさえ起した程だつたのだ。然るに、十二年七月に事變が起るや、七月八月の議會で五億七百萬圓、九月の議會で二十億二千三百萬圓の戦費が追加され、合計四十一億一千四百萬圓になつた。そのうち昨年度中に實際に使はれたのは三十億ばかりであつたが、今年春の議會では通常軍事豫算が十二億四千七百萬圓、之に軍事費特別會計分として四十八億五千萬圓、合計六十億九千七百萬圓の大豫算が成立した。

これは十一年度の豫算に較べると實に五倍以上であるが、それは軍事費として財政、金融上に影響を及ぼすばかりでなく、産業界には直接それだけの購買力として登場するのだから、その影響は頗る

我軍事費の膨脹と其影響(百萬圓)

昭和七年	軍事費	軍事費中民間機械工業に發註される金額	機械工業生産額	A+B
八〇	八〇	三六	八〇	五七
八〇	九〇	四三	八〇	五七
九〇	九〇	四三	八〇	五七
一〇〇	一一、一七三	五八	一、〇二	四・一
一一〇	一一、二九	五三	一、〇九	三・二
一二〇	一四、一四	二、一五	一、六〇	三・五
一三〇	一六、〇九七	三、二二	二、二四	三・三

(備考) A及×印は東洋經濟新報の推定。

られてゐたが、それが昭和十二年には六六%三に、十三年には七五%三に上つた譯である。此の數字がそのまま當嵌るかどうかは別としても、兎に角民間機械工業の主要部分が軍需に動員されてゐることは想像に難くない。そこで従來軍需専門に行つて居た工業力だけでは不足するだらうから、平時産業の生産財を作りつゝあつた工業の軍需への動員、民間消費の抑制、之が政策として取上げられねばならなくなる。

二、軍需物資の總動員

大きい。就中この影響は主要生産部門たる重工業に於て甚だしい譯だ。此の事情を示す一つの参考資料として軍事費中民間機械工業に發註される金額、及びその全民間機械工業生産額に對する割合を推算して見ると上掲表の如くである。此の推算によると、昭和十年及十一年には民間機械工業生産の三八%餘が軍需註文に向け

軍需の飛躍的膨脹は自から軍需資材の不足、需給不圓滑となつて現はれざるを得ない。この場合當然取らるべき方策は、第一に民需の抑制であり、かくて得られた物資の軍需の方への動員である。ところが我國の特殊的事情として——そしてこれは、後述する生産擴充とも關聯するのだが——此の物資統制は、國際收支をバランスさせるための貿易統制と絡み合つてゐる。貿易統制の方は主として纖維工業商品だが、他の軍需物資でも、我國に於ては外國から輸入するものが多いから、この二つの要因を全然區別することは難しいし、また無意味でもあらう。

かやうな性質を持つ物資統制は大體昨年九月の議會で出來た所謂『輸出入臨時措置法』に基いて居る。この法律は、名前は純然たる貿易關係の法律であるかの如く聞えるが、その實、非常に廣汎な産業統制力を持つて居る。産業統制につき適用されるのはその第二條で、これは次の如く規定して居る。

政府は、需給關係の調整を必要とする物品に付き左の措置を爲すことを得

- 一、命令の定むる所に依り當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限を爲すこと
- 二、當該物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し必要な命令をなすこと

この法律によつて與へられた極めて廣汎な權力に基き、先づ動員の行はれたのは直接軍需物資たる鐵鋼並びに銅に對する民需制限令だ。鐵鋼については昨年十月十一日に公布され、同二十日實施を見た

『鐵鋼工作物築造許可規則』があり、之について、同年十一月六日には『銅使用制限規則』が公布され、同月十日から實施された。次で主として國際收支關係から棉花輸入抑制のため十一月二十七日に『綿製品ステープル・ファイバー等混用規則』が公布され、これは今年の二月一日から實施された。越えて三月七日には『揮發油及重油販賣取締規則』が公布即日實施され、ガソリン等の販賣が切符制になり、その民需消費は極力制限されることになつた。以上物資動員はその時の必要が生ずるにつれ、個個にバラ／＼に行はれた感があるが、事變一周年を迎え物資不足が全面的に感ぜられるに及び五月九日には之等物資動員を主管すべき『臨時物資調整局』が設けられ動員は一層の前進を示すに至つた。即ち先づ六月二十日に『鐵鋼配給統制規則』が公布即日實施せられ、次で七月八日には『銅製品の製造制限に關する件』が公布され八月十五日から實施されることになり、これより先き四月二十五日に公布され七月一日から實施を見た『銑鐵鑄物の製造制限に關する件』と共に鐵關係の動員機構を一應完成した。これと相前後して物資動員は雨の如く降り注いだ。即ち七月二十九日に公布され即日施行された『綿製品の製造制限に關する件』七月一日公布即日實施の『皮革使用制限規則』七月九日公布された一聯の命令『鉛、亞鉛、錫等使用制限規則』（七月十五日施行）『ゴムの使用制限に關する件』（即日施行）がある。

三、生産力擴充策の強行

このやうに大童の物資動員を行ひ直接に物資需給の適合を計ると同時に、先きに見た如き日本産業の特殊地位からして、他方に於て生産力擴充が強行せられねばならない。生産擴充方策の國策としての確立は先きに見たやうに、事變より以前であつたから、その政策の現はれたる近代國防産業確立と云ふ方向を持つと見らるべきものは既に『國防の整備及産業の發達を期する爲』の『自動車製造事業法』の昨年春の議會に於ける成立にこれを見ることが出来る。次で事變勃發直後の議會では、我が重工業の基本部門たる鐵工業の發達助長のため『製鐵事業法』が出来、これと並んで燃料自給を目指す『人造石油製造業法』『帝國燃料會社法』が作られ、これら生産擴充の兵站的役割を果す『産金法』も成立して居る。昨年九月の議會で出来たのは直接生産擴充のものはないが、先の『輸出入臨時措置法』と並んでその後の我戰時經濟を進行せしめて居る『臨時資金調整法』が成立し、資金の側から平時産業向資金を抑制し、戰時産業への資金の導入を積極的に援助することになり、生産擴充はこゝに大きな援軍を見出すことになつた。

越えて十三年春の議會には『石油資源開發法』『重要礦物増産法』『日本産金振興會社法』『工作機械製造事業法』『航空機製造事業法』と云ふ國防産業關係法律が相次いで成立した。この他に此議會では『國家總動員法』及び『電力法』が成立し、共に生産擴充のために用ひられやうとして居ること周知の通りだ。尙ほ先きの『輸出入臨時措置法』に基き十二年の十月二十八日には『硝酸製造命令』が出て『硝酸の製造を爲す者は商工大臣の定むる數量の硝酸を製造すべし』と命令し、その生産増加を計つて居る。

四、その他の諸方策

然し尨大な軍需は擴充政策の如きドロ細の方策ではとても間に合はぬし、物資動員でも間接的であるので、直接に、平時産業向諸工業の戰時産業への轉換策も採られて居る。先に見た物資統制によつても、物資の制限により轉換を已むなくすると云ふ効果を生じるのだが、去る七月二十日に公布即日施行された『工作機械供給制限規則』の如きは積極的轉換を目標にしたものである。即ちこれは第二條に『……工作機械三十臺以上を備ふる工作機械製造業者は兵器又は其の部分品を製造する者以外の者に對し工作機械を供給することを得ず……』と規定し『轉換』を強要して居る譯だ。これと同様に今年二月十二日に公布された『纖維工業設備に關する件』はその機械の新、増設を許可制とし（二月十八日施行）、機械工業部門に於て相等大きな比重を占めて居た紡織機械業の轉換を已むなからしめて居る。

この外、『輸出入臨時措置法』に基く貿易統制は非軍需品に強度の制限を加へ、それによつて生じ得る勞働力並びに設備の餘剰を軍需工業の方へ赴かしめて居る。以上概觀した諸方策はから見て來ると稍と統一を缺き、その時々が必要から生じた政策であるかの如き感を與へるが、この背後には、國防産業確立を目標とする『五ヶ年計畫』なるものがあり、この全體的プランに従つて個々の擴充が進められて居る譯だ。その内容は要するに國防産業たる鐵工業、液體燃料、石炭、採金、輕金屬（アルミニウム、マグネシウム）兵器工業（兵器、航空機、軍用自動車）製作工業（一般自動車、車輛、一般機械、造船）電力、化學工業（ソーダ、染料、パルプ）の各産業を昭和十二年を基年とし昭和十六年度までに大體に於て昭和十一年度の倍近くに作る目標で、中には數倍にするものもある。この資金は略略百億と云はれて居る。例へば所謂鐵鋼五ヶ年計畫と稱せられて居るもの（これは前記企畫院の五ヶ年計畫の數字とは必ずしも一致しないが）によると、最近の鋼材年生産六百萬トンを昭和十六年迄に一千萬トン迄に擴充する案である。一方工作機械に就ての計畫は十一年の我國生産額三千二百萬圓を昭和十六年迄に一億三、四千萬圓に擴張しやうとするのである。併しこれらプランはその後の狀勢の變化に従ひ變更を受けざるを得ない立場にある。

第四節 編成替された日本産業

戰時日本は上記の通り、その産業構成の特殊性から、一方に於て老大な軍需に對應せしめるため極力物資動員を行ひつゝあると同時に生産力の擴充を強行しつゝあるが、それによつて我が産業構成は非常なる變動を餘儀なくされて居る。

一、生産部面に於ける構成變化

先づこれを生産部面に就て見ると、次頁圖表は『生産力擴充』と事變とが此の部面に如何なる影響を與へたかを明白に物語る。此の圖表は、東洋經濟新報調査の生産指數（昭和六一八年一一〇〇）を圖にして示したものだ、これで見ると生産財の生産が昭和六、七年當時に較べて驚くべき増加を示したに反し、消費財の生産は遙かに少い増加をしか示してゐない。數字で言ふと、今年六月に於ける生産財の指數は二一九・六で、消費財のそれは一二三・七である。此の指數は昭和六一八年を一〇〇としたものだから、生産財の生産は昭和六一八年の平均に較べて二倍以上に増加したが、消費財のそ

として（外國は昭和四年1100）日本は最近に於て既に300を突破して居るが、反對に米國では昨年秋以來轉落して、今年の六月には50に達しない。生産財生産増加の著しい獨逸ですら漸く140を示すに止まる。この限り我生産擴充は先進國をはるかに凌駕して居るので甚だ萬歳であるかの如くだが、ソ聯と較べると一寸問題だ。ソ聯の指數算出が如何なる基礎にあるかは一寸判らぬが、兎に角ソ聯に於ける生産増加は著しく大きい。ともすると友好的關係にない相手國として、我が生産擴充の一層の急激化の必要を暗示するものたり得るだらう。

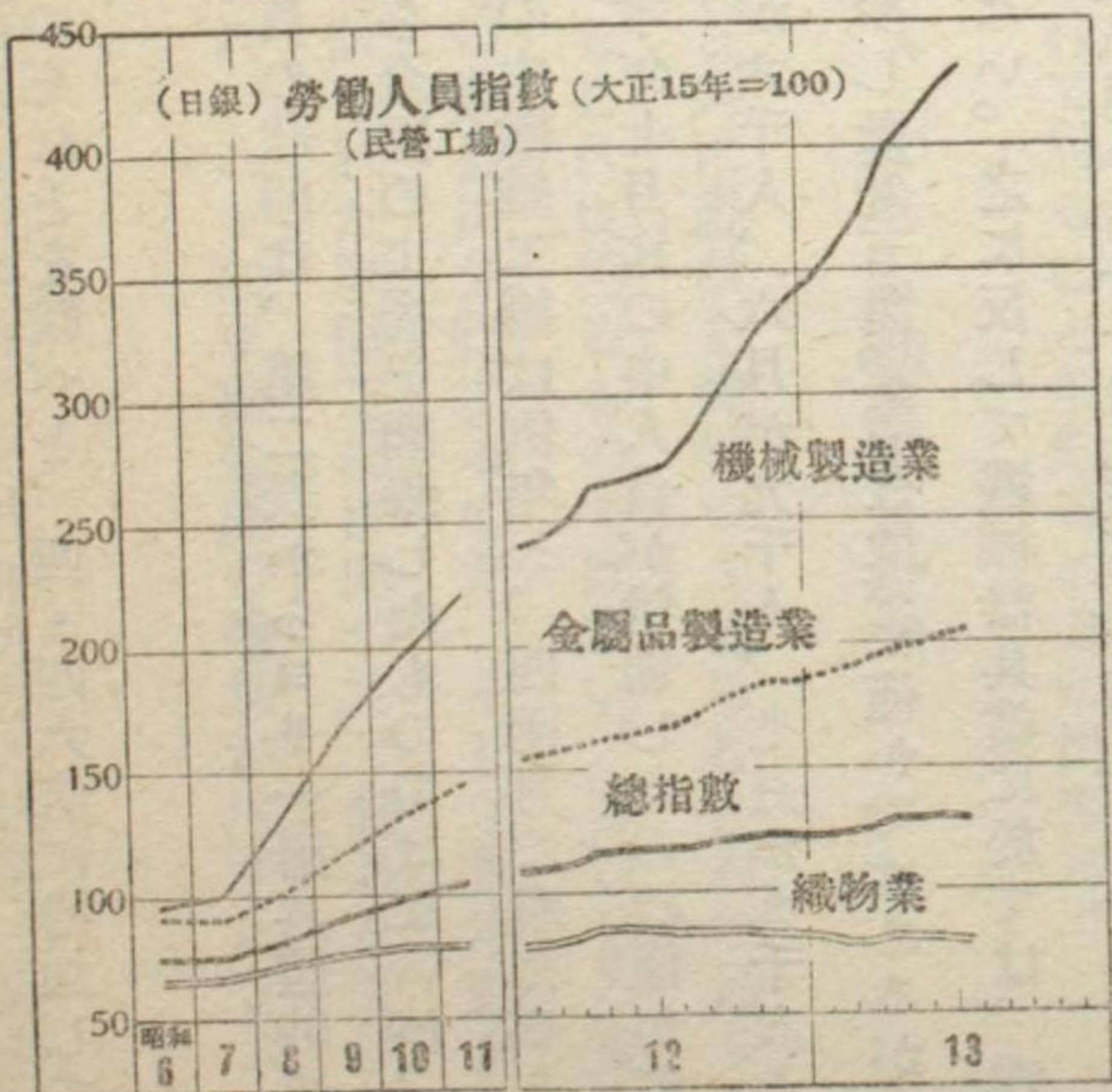
二、労働部面に於ける編成替

以上のやうな生産部面に於ける編成替、それは労働部面に於ける編成替によらねば實行出來なかつたのである。この關係を示すものとして最近迄の動きを示すには日本銀行の民營工場労働人員指數（昭和元年1100）がある。（官營工場指數は昨年九月以降發表停止）これを圖にして現はすと次頁圖表の如くだが、總指數、機械製造業、金屬品製造業、織物業のそれ々の動きに就て曲線の示す所を一瞥して貰ひたい。さうすれば、労働部面に於ける戦時編成替がどれ程激烈なものであるかが明瞭になるだらう。

即ち事變以後に於ける總指數の緩慢な上昇曲線と織物業の低下的傾向に反して、金屬製造業は可成り強い上昇線を示し、機械製造業に至つては驚くべき急角度の上昇線を描いてゐる。各産業部門内部に於て、非常に激烈な編成替が行はれてゐることは何人にも明かだ。

此のことを數字を以て言ひ現はすと、労働人員總指數に於ては昨年七月の117・六から129・九へと一〇%五の増加であり、また平時産業たる織物業に於ては昨年七月が八四・五であつたのが、今年七月には七九・〇に下つて、六%五を減じたのに對して、戦時産業たる機械製造業に於ては同期間に二七一・八から四三〇・八へと實に五八%五を激増してゐるのだ。

またこれを稍々長い期間に互つて觀察するならば、滿洲事變當時の『非常時』から今日までに労働人員に於て如何に大きな編成替が行はれたかが判る。即ち昭和六年に於ける織物業の労働人員指數の平均（六五・二）と今年七月のそれとを比較すると二二%二の増加であるが、同じく昭和六年に於ける



る機械製造業の労働人員指數平均（九六・五）と今年七月のそれとを較べると、四・四六倍に増加してゐる。文字通り飛躍的增加と稱してよい。

が、事變下に於ける平時産業から戦時産業への労働の動員の状態は、第二表からヨリ一層具體的に知り得るだらう。これはやはり日銀調の労働人員實數だから全國の工場を網羅したものではないが、主要工場に於ける人員實數の變動を示して居る。民營工場の中纖維工場は例年三、四兩月に殖えたと云ふ季節的變動があるが、これを考慮すると昨年七月から本年七月迄の中人員が増加したのは僅かに四ヶ月、他の八ヶ月は他れも減少だ。特に五月以降は五月が六千人、六月が九千人、七月が九千人と夫々減少して居る。此の減少は昨年同期には六月にやゝ減少した外五月、七月は共に僅かではあるが、増加して居るのだから、これは必ずしも季節的なものではない。之に反して機械器具業に於ては、昨年一月以來減少の月は全くない。特に昨年は事變發生以來、八月から十一月迄毎月一萬人以上一萬七、八千人づゝ増加し、今年四月の如きは一ヶ月間に二萬六千人を増加して居る。大體月一萬以上は必ず殖えて居るのである。

官業に就ては數字が昨年九月以來發表されないが、九月は一ヶ月で二萬五千人殖えて居る。これからだけでも充分労働の戦時動員が窺はれるが、實際はこれどころの話ではないだらう。それは、この

(二) 日銀調労働者増減表（毎月の對前月増加人員數を示す）

月	民營工場		
	纖維工業	機械器具業	官業工場
十二年一月	(+) 九、九	(+) 四、六六	(-) 三、七
二月	(+) 一三、三三	(+) 五、四〇	(+) 三、四
三月	(+) 一三、〇五	(+) 九、九	(+) 八、七
四月	(+) 一六、〇八	(+) 一三、二六	(+) 六、三五
五月	(+) 一、〇六	(+) 四、三九	(+) 三、五
六月	(-) 三、一〇	(+) 五、〇二	(+) 三、二八
七月	(+) 一、一七	(+) 三、八七	(+) 一、九七
八月	(-) 四、八〇	(+) 三、〇八	(+) 七、〇八
九月	(+) 二、二三	(+) 一七、七〇	(+) 七、〇八
十月	(-) 三、八九	(+) 一六、二六	(+) 二五、八三
十一月	(-) 二、二〇	(+) 一、六九	
十二月	(-) 三、〇四	(+) 八、四八	
十三年一月	(-) 七、九〇	(+) 六、九七	
二月	(-) 二、九二	(+) 三、七四	
三月	(+) 一、七五	(+) 一八、〇八	
四月	(+) 二、四二	(+) 二六、二四	
五月	(-) 六、四八	(+) 一〇、五二	
六月	(-) 九、三五	(+) 一〇、五三	
七月	(-) 九、三六	(+) 九、四六	

第四節 編成替された日本産業

調査には新設工場に於ける労働者の増加が算へられて居ないからだ。戰場へ向けて新鋭部隊が陸續と動員せられて居る背後には、その軍需品生産のため、老大な労働軍が、農村から中小商工業から、平時産業から、嵐の如く軍需工業に向つて動員されて居ることを知ることが出来る。

三、資本も動員される

労働者は兵士と共に動員を受けつゝあること右の通りだが、資本の動員もこれに劣るものではない。否むしろ資本の動員が労働者の動員に先行するのだ。そして資本動員によつて新設、増設された軍需工場に向つて、動員を受けた労働者が注入され、こゝに軍需生産の増加が生ずると云ふ關係に立つ。

資本の動員は先きに見たやうに昨年九月の議會で出來た

『臨時資金調整法』によつて行はれて居る。資本は利潤を求めて敏活に行動するから、斯様な法律が

(三) 資本の重工業への注入(千圓)

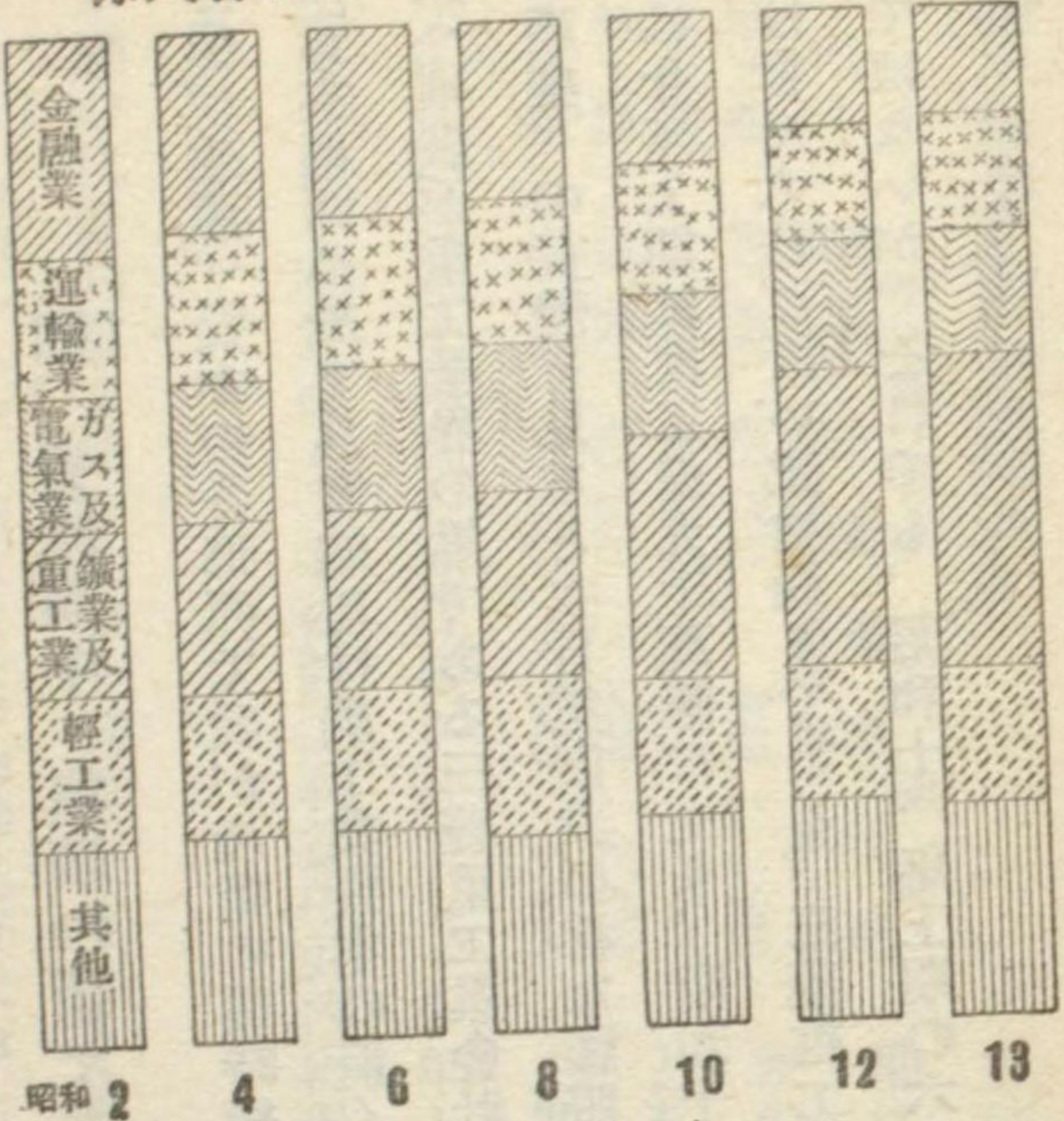
昭和七年	重工業	平和産業	合計
八	一八、九五	二五七、五三	二七六、五七
九	一三〇、六八	四三三、三三	五六四、〇一
十	一八二、四〇	六三一、八七	八三四、二七
十一	二〇七、八二	四六六、二二	六七三、九四
十二	二六三、四七	六四七、六七	九一一、一四
十三年上期	四四、四三	五三、五三	九八、九六
下期	四三、三三	五四、六六	九七、九九
十三年上期	五四、五三	六二、六五	一一七、一八
下期	五三、三三	六二、六五	一一五、九八
十三年上期	六四、六六	七二、七二	一三七、三八
下期	六三、三三	七一、七二	一三五、〇五

(備考) 東洋經濟新報調査。

急に應ずるには強制、或は半強制的資本投下が必要になる譯だ。と同時に、戦時思惑などによつて思はぬ方向に資金が動くことも抑制せねばならぬし、また平時産業に向ふべき資金をも制限せねばならぬので、この法律によつて資本分野に於ける計畫性が興へられた譯である。

そこで資本動員の實際を示したのが前掲第三表である。それによつて、総投下資本(株式拂込、新規社債の合計)のうちどの位が重工業へ向つたかといふと、今年上半期の総投下資本八億四千七百萬圓

株式會社拂込資本現在高業別割合



(備考) 十二年迄は各年末日銀『拂込金調』、十三年は同年七月同行『計畫資本公社債發行償還、拂込金登記資本』により算出。

のうち五億六千四百萬圓、即ち六七%は重工業に向つた。これを昨年同期に於ける四四%と較べるとその動員が相當大規模であつたことが知られやうし、昭和十一年以前には三〇%以下だつたのに較べるならば隔世の感がある。この様に資本は重工業に流れ込んだから、我産業の資本構成に於ても、自から盛衰が現れざるを得ない。この關係は上の圖表から明らかだ。即ち昭和二年に於ては株式會社の拂

込資本現在高は總額百十七億二千萬で此のうち輕工業は十七億九千萬圓(一五%)、鑛業及重工業は十億八千萬圓(一六%)、を示して居たが、昭和八年には輕工業は依然一五%であるに對し、鑛業及重工業は一八%五に上り、更に去る七月には輕工業は一三%六に下り、鑛業及重工業は三〇%九に上つて居る。

かくして資本部面に於て重工業の比重が大となつたと云ふ事實は、即ちその影響力が他のものを壓倒すると云ふ形をとつて政治的、思想的分野に於ける今後の動きにも作用することになる。云ひかへるならばそれは政治イデオロギーに於ける纖維工業中心の自由主義に對し、重工業中心の統制主義の優勢となつて現はれて來る譯だ。

四、資本集中・集積の新たな展開

勞働、生産、資本の各部面で我が産業の戦時編成替が進行しつゝあること前述の通りだが、この過程は資本部面に於て具體的には重工業資本の驚くべき集積、集中の波を捲き起してゐる。

例へば我が重工業界の雄である三菱重工業會社及び昨年來滿洲移駐を敢行した滿洲重工業會社（舊日本産業）の實體を見ると次頁第四表の様な膨脹を示して居る。即ち平均拂込資本金を見ると滿洲重工業は今年上期には二億九千萬圓に上り、昭和十一年上期に較べても倍以上、昭和七年前期に較べれば實に六倍に近い激増振りである。三菱重工業の方はその經營方針が全く地味だから、滿洲重工業程ではないが、それでも、昭和十一年上期の六千萬圓から今年上期には九千萬圓に増加し、昭和七年前期に較べれば三倍に上る。

利益金を見ると、今年上期の滿洲重工業の利益金は一千六百萬圓に上つて、昭和十一年上期に較べれば倍に近い。有價証券賣却益の多かつた昭和九年上期は例外とし、昭和七年の僅か七十萬圓に過ぎなかつたのに較べるならば、そこに大變な富が集積されたことを知り得るだらう。三菱重工業に於ても、昭和七年上期には二十萬圓の缺損を出してゐたのが、昭和十一年上期には六百萬圓の利益金を擧げて居る。決算報告に計上されない利益金と、右の計上利益中社内に保留されるものとを合せるならば、その蓄積は巨額に上るのである。

(四) 重工業會社の膨脹(千圓)

昭和七年上期	平均拂込資本		利益金	
	滿洲重工業	三菱重工業	滿洲重工業	三菱重工業
九年上期	七、四二〇	三〇、〇〇〇	一〇、五九一	二、九六八
十年上期	二四、五六一	六〇、〇〇〇	八、九〇七	四、八五四
十一年上期	二九、五五五	九〇、〇〇〇	一六、四九〇	六、三六八

我が國の代表的重工業會社の一例は、ざつとこの調子である。色々の意味で問題になつて居る日本曹達の如き、昭和十一年上期には平均拂込資本が七百萬圓であつたものが、十二年上期には倍以上になつて一千七百萬圓、次で今年の上期には四千四百萬圓迄ノシ上げて居る。このやうに資本の集積が猛烈に行はれて居ると同時にその集中も展開されて居る。資本集中で何と云つても近頃の大事事件は昨年秋に行はれた滿洲重工業の滿洲移駐だ。これによつて滿洲重工業は從來の資本金二億二千萬圓と、滿

洲國出資二億二千萬圓、合計四億五千萬圓の大資本を支配することになり、その掌中に昭和製鋼所以下滿洲に於ける主要重工業會社を收めたのである。更に之について今年の四月には、十五銀行所有の東京瓦斯電氣工業株十二萬四千餘株を買収し、生粹の軍需會社たる瓦斯電氣工業會社と其の支配下に屬する東京自動車工業、(これは自動車工業に於て我國最大の生産能力を有する)を手に入れた。滿洲重工業が從來支配して居た日立製作所、日本鑛業等の諸會社と合せ、こゝに日滿を通ずる巨大な重工業コンツェルンを作り上げたのである。以上の二つの大きな強力的集中は反面から見るとそのまゝ日本産業の現段階に於ける必要感即ち、軍事基幹工業の急擴大の必要を如實に示すものとして注目さるべきだ。

この外先にのべた日曹の如きも多くの企業を傘下に集めるとによつて膨脹して來たのであるが、先年純然たる研究團體からその研究成果の企業化に乗出した理研ブロックも、この時局に乗つて非常な躍進を示して居る。理研コンツェルンの元締たる理化學興業は昭和二年に僅か三十萬圓の資本金で設立せられたのであつたが、十年上期には拂込資本金百六十萬圓、十二年上期には四百七十萬圓今年上期には九百十二萬圓へと急激に膨脹して居る。最近では同コンツェルンに包含される企業は四十八に上り、總拂込資本は六千五百萬圓に達する。

この外にやゝ特殊な現象として銀行資本、特に日本興業銀行の産業界への積極的な介入が見られる。例へば先きに述べた日本曹達には昨年下期に興業銀行から三名の重役が乗込み、壽重工業には今年上期に同様重役として興業銀行から入つて、その支配を行つて居り、日本電工會社には、昨年末石原産業會社系の重役が入つたのに次いで、今年春には債權者たる安田銀行から新たに重役が参加して居る。かうして資本部面に於ては、戰時的編成替と同時に、その集積と集中並びに金融資本による支配の擴大が大規模に行はれて居ることを知り得るのである。

五、平和産業工場の軍需工場への轉換

かやうに各部面に編成替が行はれて居り、それは主として軍需工業の生産擴充に基いて居たが、巨量の戰時需要に應ずるにはそれだけでは足りない。むしろ戰時産業動員の一般的方式に従つて、從來平時産業資材の生産に従事して來た工業を所謂『轉換』によつて軍需生産に動員する方が本筋だらう。平時産業の戰時産業への轉換に就ては、中小業の轉業問題に關聯して我國の實際につき興業銀行が公表したものがあつたが、そのうちの主なるものを見ると次頁表の如くだ。

これは中小業の轉換が主たるものであるが、大企業の場合でも同様に行はれる。例へば自動車製造

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

五二

平時産業	戰時産業	戰時産業	平時産業	軍需産業
ラジオ機械製造	兵器・ゲージ製造	電球	口金製造	銃
給炭機	飛行機部品	防火鐵扉	砲車、彈藥車製造	劍
自動車泥除	手榴彈加工	莫大小機械	飛行機部品	加工
製紙パルプ機械	兵器、彈藥製造	アイスクリーム機	自動車部品	眼鏡
綿、毛、紡績	兵器部品	ナイフフォーク	飛行機自動車部品	梓製造
			三味線木撥	飛行機部品製造
				火藥安定劑
				飛行機部品
				計器飛行機部品
				兵器部品

業とか、紡織機械製造業とかは、或る程度高い技術を持つて居るから大々的に轉換してゐる。紡織機製造の方では豊田式織機、豊田自動織機、大阪機械製作、大阪機械工作などの諸會社が、も早全く軍需工業に替り、自轉車製造では宮田製作、大日本自轉車等も全く轉換した。一寸變つて居るのは秋田木材と云ふ材木屋が、その機械工場で武器を作つて居るのや、日本樂器がプロペラ製作で大繁忙であること等であり、又近頃傳へられるセメント各社の休窯を製鐵に轉用するとも一種の轉換と見られやう。

第五節 編成替と日本産業の行衛

一、國家總動員法發動の必然性

このやうに我産業の戰時編成替は進行しつゝあるが、然しこれには決して何等の障害がない譯ではなく。却つて多くの問題を惹起して居る。資本需給の問題、勞働力の問題、これと關聯する中小工業問題、又は原料確保の問題等がそれだ。

先づ資本の問題だが、それは蓄積せられた資本を尨大な公債と産業界とに如何に按配すべきか、更に産業界内部に於て如何に平時産業から戰時産業へ振り向くべきかと云ふことであつて、このためには日本銀行の公債オペレーションや、資金調整法が活動しつゝある。而かも、それは未だ自治的色彩の可成り強いものである關係上、必ずしも時局に必要な軍事産業にスムーズに資金が動いては居ないものゝ如くだ。それであるからこそ最近問題にされて居るやうに、總動員法第十一條の

『政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り……銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要なる命令を爲すことを得』

と云ふ條項を發動し資金の流動を積極的に統制しやうとして居るのである。これをやれば資金の國家管理が實現し、資金に關する統制は完璧となる。併し資金は要するに物資をその背後に持たなければ意味を爲さぬから、結局問題は資材に移る。

資材の問題は前述したやうに物資動員によつて行はれ、凡ゆる物資を軍需及び生産力擴充へ動員して居るため、軍需工業方面では物資は與へられるが、平時産業方面には物資缺乏が感ぜられて居る。そしてこゝから、平時産業の失業、その對策としての轉業問題が生れて來るのだ。そして資材問題としてヨリ根本的な絶對的原料不足問題は大陸資源の開發に（その途も平坦ではないが）その打開策が求められねばならない。この意味で支那の『再建』が必要になつて來る。

そこで物資動員の現段階に於て惹起される問題は、物資制限を受けた部面の失業問題であり、その層が中小商工業に多いため、自然中工業者の失業問題として表面化して居る。先に見たやうに我國では中小商工業が非常に大きな割合を占めてをり、且つその多くが纖維關係を始め平時産業に多いため犠牲者が大きい。全國に互つて既に四、五十萬人の失業者が出てゐると言はれる程だ。産業構成の變化に伴つて、安價な日本商品の世界進出の基礎を作つて來た中小商工業の強力的解體が進行して居る譯であつて、それは我輸出貿易に暗影を投じ、ひいて今後の建設過程に深刻な問題を提供する。

中小商工業の解體は同時に日本重工業の必要とする労働者を産み出しつゝあるが、然しこの程度の労働者の創出では、我國の如く大規模に軍事行動を起し、建設工作を進めつゝある場合には決して充分でない。それに必要な人的資源は他の方面に、即ち主として農村に求めねばならない。處が、我が農村は兵士を最も多く送出し、これだけでも既に労働力の不足が云々されて居る際である上に、我が農村の特殊性から、充分なる労働力の供給を果し得ない破目になつて居る。既に常識的に考へられて居るやうに我が農業の技術の機械化は全く見るに足るべきものがないから労働力の減少は直ちに農耕に決定的な打撃を與へ、能率の向上とか、時間の延長によるそのカバーに極めて狭い限界を與へて居る。そして農村から或る程度以上の労働力を供出させるためには、その機械化が必要でありそれは中小商工業の場合と同様に、我が經濟の持つ特殊性の分解と云ふ大きな問題に當面する。この間の應急對策として當局は先きに職業紹介所の國營を斷行したが、更に進んで近く國家總動員法の第六條

『政府は戦に際し必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若は解雇又は賃金其の他の労働條件に付必要な命令を爲すことを得』

なる條項を發動しやうとして居る。かくて總動員法の全面的發動の必然性は以上述べた點からも容易に見出される譯だ。

二、今後の重工業生産力擴充とその限界

一面に尨大な軍需に對應しつゝ他面重工業生産力擴充に邁進しつゝあるのが我現状であること、右に述べた如くである。そして勞働、資本、資材の各面に尠からざる問題が発生し、その解決のため國家總動員法發動が進められ、經濟統制は一そう強化される傾向があることも亦右に見た。然らば、武漢陥ち、廣東落ちた今後の我が經濟界は如何なるか？ 特に事變中に擴充された重工業は如何なるか？ それは大戰後に我重工業が蒙つた様な悲惨な運命に陥り、全經濟界も不況に轉落するのであらうか？

事變が兎に角一段落すれば戰爭を大規模に行ひつゝあつた場合程の戰時消費は當然無くなる。少くも重工業の従來通りの躍進的擴張は考へられない。併し、他方に於る生産擴充は、事變があらうがなからうが、終らうが終るまいが、否事變が長期段階に入つて一層將來の大規模戰の危險が明かになると共に、益々強行されねばならない運命にある。さうすると、今後の重工業の動向を決定するのは何の程度に戰時消費が減るか云ふことと、次には何の程度に擴充運動が行はれるかと云ふことだ。事變以來は何と云つても五十億の戰時消費が行はれて居たのだから、これが減つたら大變な影響を與へ

る。しかしこの點、内外の狀勢から見て、また戰爭に於て消耗、破損した武器、兵器の補充關係から、大體これに近い軍費の撤布は行はれると見る事が出来る。この外、擴充は前記五ヶ年計畫の百億圓の外、滿洲、北、中支の經濟建設も行はねばならないのだから、この點から見て、重工業の急速な轉落は考へられない。しかし、そこに轉落の危險がないのではなく、上記の國家政策がこの危險を防止するだらうと云ふのだ。

その權力に於て全能に近い我が國家は國民經濟をしてこの途を歩ましめ得るであらう。が其の場合にも尙ほ問題は残る。第一は國際收支の問題だ。我が事變下の重工業化は從來のストックされた資材（十二年初に廣く行はれた輸入資材等）、並びに輸出代金と昨年三月以來の金現送で得た資材によつて行はれて來たのであるが、原材料ストックは既に減少の傾向にあり、輸出貿易は極めて不振、金の現送にも亦た一定の限度がある。かくて國際收支に於て先づ生産力擴充への重大な限界が劃される。

第二の限界は財政金融の點にある。戰後の重工業擴充乃至、軍備補充計畫は當然公債増發によらざるを得ないのだが、それを續ける結果は、租稅收入が公債利子支拂に不足するといふやうな事態をも招來せねばなるまい。財政上から來る悪性インフレーションを阻止するためには一層組織的な大規模な増稅や嚴重な配當の制限（一割以上の配當を爲すものは、現行配當以上の増配を許さぬといふ程度の

生まぬるいものでなく、直接間接の途を通ずる配當金の國庫への導入、更に進んでは利潤、勞賃の抑制とそれらの國庫への導入——之を推し進めるならば企業の半國營的狀態、國民經濟の國家資本主義化を來さざるを得ないといふ事態にまで立至るかも知れない。

其の場合問題となるのは、統制強化の程度と方策とである。萬一その方策にして當を失するならば國家及國民に醫すべからざる打撃を與へる恐れがある。歐洲大戰に當り獨逸は戰時統制を強行したが、その最高の段階であつた『ヒンデンブルグ綱領』は餘りにも軍事的意義に於て完全であつたが故に失敗したと云はれて居る。『ヒンデンブルグ綱領』に對する當時の獨逸内、藏相カール・ヘルフェリツヒの次の言葉を他山の石とすることは此の際無駄であるまい。

『帝國藏相レツェル博士は一九一九年二月の國民集會に於てヒンデンブルグ綱領を「絶望案」と名付けた。この名稱は當つて居ない。この案を考へ出してそれにヒンデンブルグの名を冠した人々は絶望といふことを知らない。彼等の案は驕傲の案であり、獨逸の民力及び經濟力を過大視した案である。何が是非必要であるかを沈着に考慮し、何が實行し得るかを堅實に吟味してゐたならば、莫大なる貴重な物資と更に貴重な勞力を工業の廢墟に注ぎ込まなくとも濟んだことであらう。工場は人員と石炭の缺乏のため全然完成しなかつたり、或は充分運轉し得ずして止んでしまつた。もつと僅少の勞力と物資を以てしても更に莫大な軍隊の裝備を全うし得たことであらう。そしてドイツの經濟から障害と動搖を除き、結局ドイツ國民の抵抗力を根源から涸渇せしむることもなくして濟んだことと思ふ。』(カール・ヘルフェリツヒ『世界戰爭』邦譯三二二頁)

第二部 總動員法發動下の日本經濟

第一節 國家總動員體制への道

一、武漢は遂に陥落した

西へ西へと五ヶ月に亘つて續けられた皇軍の不撓の進撃の前には、支那軍が死守を豪語した武漢三鎮も畢竟物の數ではなかつた。十月二十五日、江北部隊の先頭は漢口に突入し、二十七日午後五時半、武漢三鎮は完全に攻略されて了つたのである。また日を同じくして頑敵の久しく立て籠つた德安も遂に陥落した。我が江北軍が廬州を、また江南軍が九江を出發してから武漢三鎮の占領までに失つた貴き犠牲は六千五百五十に上つたと云はれる。それを考へるとき、更にそれに數倍する傷病者と全軍の嘗

めた困苦を思ふとき、提灯行列や旗の波に酔ふことは許されないのであらうが、武漢三鎮の支配は確にからした慶祝に價する筈だ。云ふまでもなく此の地は、上海失陥後の支那が持つ第一の經濟都市であり、交通の要衝である。それを失ふことによつて國民政府は甚大なる政治的、經濟的打撃を蒙むつたであらうからだ。

而も残された唯一の據點廣東は、我が果敢な南支攻略軍の爲めに、バイアス灣上陸後僅か十一日目の十月二十一日に手中に收められたのである。傳へられるやうに、それには皇軍の武威だけでなく、他に有利な條件があつたことも認めねばならない。廣東、廣西兩軍の主力が既に北上して南支の守備は手薄であつたであらうし、また漢口攻略戦に、全力を傾けて、南支にまで手を出す餘力は日本にあるまい、と云ふ支那側の樂觀も禍したであらう。併し何れにしろ、武漢陥落に數日先立つて、最後の軍需品輸入據點であり、貨物貿易港たる廣東を支那側が失つたことには變りがない。その損失が極めて大きいことは明白だ。

武漢攻略の約一ヶ月半前、即ち九月十七日付倫敦『エコノミスト』誌の東洋通信は、既に此の點に於て興味深い評論を下してゐた。

『英國では一般に漢口の戰略的、政治的意義を高く評價せず、且つ過去の戦局と現在の戦局とを同視する誤謬に陥つてゐる。…戦争の長期化は支那に有利だとの考へが一般の常識となつた。併し日本軍がこゝ二ヶ月以内に漢口攻略に成功するならば、日本が長期戦によつてその經濟を徐々に消耗することよりも、支那に對する日本の咽喉締めの方が早く功を奏するであらう。』

そして廣東陥落以來、倫敦と紐育とに於ては、我が外貨邦債の急騰を以つて此の見解に賛意を表するに至つた。五分半利英貨國債は八月上旬の四十磅から十月下旬には五十六磅に暴騰し、同じ期間に五分半利米貨債は四十七弗から七十弗に跳ね上つた。これだけを以て全班を推すことは許されぬであらうが、排日主要國に於ける變化として、特別の注意に値する。

二、併し未だ矛は收めない

併し乍ら、若し外債相場が英米の我が國力評價のバロメーターであるとするならば、それが暴騰したとは云つても、まだ決して喜ばしい位置には戻つてゐない。事變直前の紐育相場が八十四弗、倫敦相場が八十五磅であつたのに比較すると、まだ著しく低い。而も十一月に入つてから、英米とも再び軟調を呈してゐるのである。

我々はそんな動きに拘泥する必要は毛頭ないが、現實もまた武漢と廣東との陥落に氣を緩めてはな

らぬことを教へてゐる。陥落の直後、陸相は『之を以て武力戦が一段落したわけではなく、況してや全面戦争の終ではない。戦はこれからである。』と述べて端的にこれを表明してゐる。

勿論、政治的經濟的主要據點を占領して了つた今日、戦はまだ終らないと云つても、それはこれまでの戦ひの單なる延長ではあり得ない。戦區がかやりに擴大せられ、外國權益に影響するところが甚大となつては、先づ海外への刺戟が豫想される。現にその片鱗は門戸開放の主張として、米國政府から我國に提示せられた。のみならず占領地區が大きくなればなるほど、それ等の地域を何う處理すべきかが解決さるべき重要問題と化して來る。それはたゞに占領地域だけの問題でなく、當然我が國內の經濟にも政治にも甚大な影響を持つであらう。十一月三日に公表せられた次の聲明は、かうした諸諸の疑問に答へたものであり、云はゞ新たな時期に轉入したことを裏付けるものでもあつた譯だ。

帝國聲明 今や陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢三鎮を攻略して支那の要域を戡定したり。國民政府はすでに地方の一政權に過ぎず。然れどもなほ同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが壊滅を見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし。

帝國の冀求するところは、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にあり。今次征戰究極の目的またこゝに存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ政治、經濟、文化など各般にわたり互助連環の關係を樹立するをもつて

根幹とし、東亞における國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。これ實に東亞を安定し世界の進運に寄與するゆゑなり。

帝國が支那に望むところはこの東亞新秩序建設の任務を分擔せんことにあり。帝國は支那國民がよくわが眞意を理解しもつて帝國の協力に應へんことを期待す。固より同政府といへども從來の指導政策を一擲しその人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參ずるにおいては、あへてこれを拒否するものにあらず。帝國は列國もまた帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中盟朋諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞における新秩序の建設はわが肇國の精神に淵源し、これを完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行していよゝ國家總力の擴充を計り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。

表現が極めて抽象的であり、我が國の向はねばならぬ新方向をこれから汲み取ることは困難であるが、少くとも次のことは右聲明によつて明かにされたと云へるだらう。即ち(一)列國に對しては支那に於ける新情勢を認めしめる、換言すれば九ヶ國條約等の舊態は事實上否認する、(二)國民政府は、これを地方の一政權と認定し、若し蔣介石の下野と抗日容共の政策の改廢が行はる場合、地方の自治政權として存續を認める。(三)この目的が達せられざる限り、一地方政權にしる國府の壊滅するまで

斷じて矛を收めない、と云ふことだ。

英米が今後如何なる態度を以て我國に望むかは固より豫言の限りではない。が、聲明の意味する對外政策が以上のやうである限り、簡単に事が收るとは考へられない。既にハル米國々務長官は新聞記者との會談で、九國條約を廢棄する意圖なきを明かにしてをり、英國またバトラー外務次官の下院討議に於て『本問題に關する英國政府の立場は去る十一月四日附の米國々務長官の聲明に明確に示されたところと全く軌を一にする』と答へてゐる。だからと云つて英米との關係が重大化するとは固より考へられぬが、少くも目的貫徹までには長期に亙る既成事實の存在が要求されるであらう。而も第二の點、即ち國府の改組、抗日容共策の廢止に至つては更に困難であり、寧ろ不可能だと見るべきであらう。十月卅一日、蔣介石は抗戰意識の再燃を強調し、重慶での國民參政第五次本會議は、これに承認を與へたと外電は報じてゐる。蔣介石聲明には、衰へんとする士氣を鼓舞する意圖の盛られてゐることは容易に想像されるところであり、西南地方に追ひ込められた國府が今後忍ばねばならぬ困難は甚大だらうが、既に地方政權の烙印を捺された以上、抵抗するほか選ぶべき道がないと考へられるからだ。我が國に残された道は従つてまた、『國民政府が壞滅するまで矛を收めない』と云ふ一途あるだけである。奥地への進撃、益々擴大される占領地區の治安維持と經濟復興への着手、これがいま豫想

される武漢陷落後の新情勢にほかならない。

三、負擔の輕減を望む時期でない

(A) 池田藏商相の警戒

事變の見透しが右のやうである以上、經濟體制も亦從來のまゝであり得ない。國民に對する政府の累次に亙る長期戰の覺悟要請にも拘らず、武漢の攻略を以て戰費負擔は一應峠を越し、そこから物資、資金等に加へられた強度の統制に何程かの緩和が行はれるだらうの見界が、一部に傳へられてゐた。併しかやうな見透しは全く淡い希望に過ぎなかつた。政府の聲明がなされたと同じ日の池田藏商相談が先づこれを明白にしたのである。

即ち池田藏商相は『武漢攻略は……重要な一段階を劃するものなること勿論だが、之によつて財政經濟政策の根本に變更があるだらうと考へれる者があるならば、それは甚だしい早計』であり、『從來執つて來た方針を繼續し、更に之を強化徹底致し、その効果を一層擴大しなければならず』財政の側に於ても『今後歳出が相當巨額に達し、従つて公債の發行も尙ほ多額に上ることが豫想せられる』と述べ、結論として『國民としても此の際負擔の輕減を望むべき時期ではない』と強調した。

(B) 一應統制の效果はあつた

そして池田藏商相の言は、決して國民の精神的弛緩を戒めると云つた底のものではなく、我國の財政經濟狀態の現實を如實に知る責任者が、發せざるを得なかつた警告と受けとるべきである。

前輯にも述べた通り、物資總動員計畫に基く全面的な統制強化が、六、七月に互つて斷行せられ、それを以て統制は一應行くところまで行つた感があつた。その後最近まで思ひ出したやうに各種の統制策が實施されてはゐるが、それ等は謂はゞ餘震であり、部分的な修正に過ぎない。八月下旬に於ける毛絲最高價格制の設定、磨鋼配給統制の創設、九月に入つてからの新聞雜誌用紙の節約通牒、屑鐵公定價格制の採用、昭和石炭標準炭價の決定、石炭配給統制規則の公布等々數へ上げれば決して少いものではないが、その名稱を見ても判るやうに、基本的な價格統制及びそれを全からしめる爲めの配給統制に洩れ落ちたものゝ補正か或は修正に止つてゐる。

そしてかうした統制強化の一巡はまた、その目的が或程度達せられたこと、換言すれば此の上統制を更に強化する必要がなかつた結果だとも云へるだらう。事實、二三の指標に於ては、統制の效果は確かに擧つてゐると見られる。例へば統制の一つの眼目とせられた物價に就て見ても、『東洋經濟新報』の東京卸物價指數(昭和六年1100)は六月を最高としてその後漸徐乍ら毎月下つてゐる。即ち六

月末の指數二三七・二は十月末に至つて二二六・四に低下した。比率にすると四%五の下落となる。卸賣物價は、殊に外部に發表せられる價格は統制の力が強く及んでをり、實際にはまだ或程度これより高い暗相場が存在してゐるだらうから、これを以て直に全體の動きと見做してよいか否かは問題であらう。また下つたとは云つても、事變前、即ち昨年六月末の二〇五・四から見るとまだ一〇%二も上位にあつて、『事變前の位置に引き下げる』と云ふ政府の目標からは可なり遠い。且つ英米物價が九月頃までは引き續き下つてをり、それが我が物價を何程か下げる力となつてゐたことも考へられる。が、それにしても強度の物資不足の中でかやうな傾向を現はして來たことは何としても價格統制の效果だと言はねばならない。(右に擧げた『東洋經濟新報』の物價指數は前輯までに引用來た同じ物價指數と内容が可なり變つた。現在の情勢に合ふやうに修正が加へられたからである。變更に就ての詳しいことは同誌九月十日號を参照され度い)

貿易に於てもまた安定の模様が窺はれる。詳細な分析は第二節に譲るが、七月まで減少を續けた輸出はその後漸増して十月には二億五千三百萬圓を數へるまでになつた。昨年十月にはまだ及ばぬが、一昨年同月の輸出を完全に凌駕してゐる。他方輸入は相變らず嚴重に抑制されてゐるから、貿易尻はよく、一十月累計の入超は三千百萬圓、朝鮮及び臺灣等の外地を加へるならば只の八百萬圓に減じ

た。而も十一月に入つてからも引續き良好で、一月以降十一月中旬までの累計では、内地は一千二百萬圓の入超に好轉し、外地を合すれば遂に一千九百萬圓の出超を示すと云ふ状態である。季節的に秋は最も輸出の振ふ時節であり、また出超に轉じた根因は大部分輸入の抑制にあるのだから、決して安心される状態にはないが、曲りなりにも安定の氣配が認められることだけは間違ひがない。

(c) ストックは減少する

併し乍ら、更に遡つて考へると、輸出入のバランスが採れただけでは、或は一部で期待されてゐるやうに、幸にして年來までに一億圓位の出超を収めることが出来たとしても、それだけではまだ充分と云へないのである。前輯にも一寸述べておいたが、本年は新産金のほかに金資金特別會計に残つてゐた金と、東京海上火災保險會社から提供せられた外貸五千萬圓と、更に日本銀行の正貨準備八億金のうちから爲替基金として割かれた三億圓とを持つて、對外支拂の不足分補填に充當せられて來た。爲替基金三億圓はその全部が今年中に使はれるわけではなく、その半ばは恐らく明年の對外支拂に充てる事が出来るであらう。且此の基金は輸出向商品の原料輸入に充てられ、絶えず循環する豫定である。が、それだけ輸入原料の手當て資金として海外に支拂はれつゝあることに變りはない。つまり、本年の國際收支は相當巨額の金現送又は外貨賣却を以て漸く辻褄の合ふ情勢である。

とすれば、貿易が現状で安定した位では來年の國際收支は適合するか否か疑問となるのである。貿易の狀況は海外景氣の動きに相當左右されるし、海外景氣には稍や明るさが見え初めたから、そこに若干の期待は持てる。また新産金にも多少の増加があらう。イザとなれば日銀金準備にまた手をつけると云ふことも不可能ではあるまい。併しだからと云つて安心の出来る状態でないことは勿論だ。處でかやうな貿易の困難を補ふ方法は、國內の生産を増さしめるか、或は過去のストックを食ふしかない。がさてそれは何の程度まで可能であらうか。これ等の點を數字的に示す材料は残念乍ら求

(一) 全國營業倉庫在荷(千圓)

	十二年六月末	十三年八月末
棉	一五、四三	五、五四
羊毛	二九、三三	三〇、一〇七
米	九、八四七	七四、二六
分蜜	八六、六四	五、五七
金屬、金物	五九、七〇一	四七、四七三
絹	四九、二三六	五、四四
其他共計	九六、七五九	七六、五五

められないが、先づストックの現状を示すものとして全國營業倉庫在荷高を一瞥すると第一表に見られる通りである。表は事變直前と最近とを比較したもので、季節を稍々異にする點に注意を要するが、それにしても總金額では此の間二一%を激減してゐる。殊に棉花、羊毛等は皆無に近く、金屬金物等も二割強の急減だ。價格の上昇を考慮に入れると、金屬類の在荷減は更に大きいと思はれる。

勿論ストックは單に營業倉庫だけではなく、或は個人の家、或は事業會社の倉庫にまだ相當積まれてゐるだらう。現に主要會社の本年上半期決算報告から集計した結果によると、纖維工業以外の部

門では寧ろストック金額の増加が見られる。けれどもこの増加率は著しく鈍つてゐるし、金額の増加であること、而も大會社のみの數字であること等を考慮に置くと、大勢は矢張り營業倉庫の示すところと大した變りがないと想像してよい。

(D) 生産はどうか

そこで生産の増加が、かうしたストック漸減の現状を何處まで補ひ得るかだが、勿論生産力擴充の效果は或る程度まで認められる。軍需關係品物資の生産數量は伏せられてゐて知る由もないが、いま『東洋經濟新報』の生産數量指數によつて生産の状況を概括すると、生産財部門（化學工業、窯業、鐵鋼機械業、電氣瓦斯業及び鑛業）の指數は昭和六―八年の月平均を一〇〇として、昨十二年六月は二〇〇であつたものが、本十三年六月には二二〇となつた。丁度一割の増加である。昨年は六月から十二月までの間に只の二%しか増加しなかつた爲め、生産力擴充と當面の軍事需要の補給とは兩立し得ずとの感があつて前途を憂へられてゐたが、本年初から再び急激に増勢を取り戻したのである。長期戦に對應せんとする諸種の統制策が、次第に時局産業の再編成に成功を收めたことを物語るわけだ。他方消費部門（纖維工業、製紙業、食料工業）の生産は消費制限の進捗で著しく抑へられ。同じ一ケ年間に一三六から一二四へと約七%四の減退を示し、従つて生産、消費兩部門を合せた總生産指數

では一六八から一七二へと僅か二%四の増加に止つた。けれども、兎も角緊急産業擴充の意圖は満たされつゝあると云へるだらう。

併し、一ケ年間に一割程度の生産財の増産で今後間に合ふか何うかは、更に考慮せなければならぬ問題となつて来る。前述の通り一ケ年一割の増加とは云ふものゝ、それは本年初から六月までの六ケ年間に齎らされたもので、これを年間増率に直すと二割になるが、かやうな増勢が今後も持續し得るか何うか、先づ疑問であるし、假りに二割の増産が續くとしても、増大する需要に適合出来るか否かも問題になる。前に見た營業倉庫に於ける金屬金物類の在荷減は、主として個人向けストックの喰ひ込みを現はすものであらうが、また一面には生産財部門でも生産が需給に應じ切れぬことを示す材料だとも見られる。今年度中の公債發行豫定額六十五億圓のうち、十月までの發行額が二十七億で、豫定の四割一分に過ぎぬのも、後述のやうに金融部面に於ける困難のほか、生産が需要に應じ得ない一側面を語るものに外ならない。

四、明年度豫算は更に膨脹する

(A) 傳へられる明年度豫算

以上のやうな情勢にあるところへ、恰も今後の物資需要の増大を明示するかの如く、明十四年度の一般會計豫算總額が略々決定した旨新聞紙は報じてゐる。當初傳へられた各省の要求額は新規要求の激増の爲め總計四十五億圓に上る尨大なるものだらしいが、大藏省は當初の新規要求額十七億圓を一舉八億五千萬圓に削減し、また各省の標準豫算額廿八億五千萬圓も、一億圓減の廿七億五千萬圓に査定された模様である。がそれにして合計三十六億圓に達する譯だ。

本年度の本豫算は未曾有の數字だと云はれたが、それでも二十八億六千八百萬圓に過ぎず、その後の追加額を含めても三十五億一千五百萬圓であつた。明年度は本豫算だけで右の如く本年度總豫算額を更に一億圓突破することになる。而もこれは大藏省の第一次査定の結果で、今後各省から相當の追加要求が豫想されるし、更に本豫算編成後の追加豫算提出も免れまい。豫算編成に着手した當初、大藏省は追加豫算を含めても本年度並みの卅五億圓に抑へる意向だと云はれたが、これは空宣傳に終つた譯で、本年報が讀者の手に入る頃は右の數字より更に大きい本豫算が確定されてゐるだらう。それに臨時軍事費が何れ位に上るか、これまた樂觀を許さない。前述の通り、戦ひそのものが武漢三鎮陥落によつても終るものでなく、その上占領地區の復興、開發が控へてゐるからだ。

(B) 貯蓄増加の眞の意味

(一) 國民貯蓄の増加内容(大藏省調)

	自十二 年上期 末至十 二月末 百萬元	自十二 年下期 末至十 二月末 百萬元	自十二 年上期 末至十 二月末 百萬元	自十二 年下期 末至十 二月末 百萬元
郵便貯金	一七五	二九七	四六九	一三三
簡易保險積立金	七七	九六	一三三	一三三
郵便年金積立金	八	二〇	一三	一三
銀行預金	六〇	一、六五	一、六五	一、六五
信用組合貯金	九〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一
金銭信託	四	四九	八六	八六
保險會社準備金	一九三	一九三	二五六	二五六
無盡會社資金	二	二五	三	三
小計	一、一八	二、〇八	二、八七	二、八七
私人有價證券投資	一、六三	一、四六	一、九七	一、九七
合計	二、八二	三、五四	四、八四	四、八四

備
 (1) 郵便振替貯金及當座預金の増加は除外。
 (2) 金融機關相互の預け合ひは控除。
 (3) 私人有價證券投資増加は當該期間中の拂込高より公社債の償還高及會社の解散減資を控除し、更に政府及金融機關の投資増加高を控除。
 (4) 確定數字なきものは推定。

ぬにしても、貯蓄運動の起されたのが本年四月以降であることを考へると、かなりの成功と云はねばならない。

こゝに物資需要が殖えても減らぬ根因が伏在するが、

財政支出の不減乃至増加は、本欄で幾度か指摘した通り、依然として金融部に於ても厄介な問題を醸す危険性を備へてゐる。購買力と物資との釣合ひが益々取れなくなるからだ。尤も國債の賣行きが可なり好いことは前輯にも報じた通りで、その後十月に入つてから大藏省が発表した貯蓄の數字を見ても、このことは大體理解される。

即ち第二表がそれで、之によると本年一―八月の新規貯蓄額は二十八億三千萬圓、私人有價證券投資十九億二千萬圓、總計四十七億四千萬圓を數へた。九―十二月もこれまでの月平均通り殖えるならば、今年中の貯蓄額は七十一億二千萬圓となる。八十億圓の目標には尙ほ及ば

けれども此の結果には實の處、相當の條件を付けなければならぬ。先づ第二表備考の如く、此の數字は重複勘定を除いて純増加を示すに注意を拂つてゐるが、而も尙ほ過大に見積られてゐる。第一に有價證券投資のうちには親會社からその子會社に投資される資金が二重に計算されてゐる。第二には、事業會社が新規擴張難や原料入手難等の關係から、社債又は株式を以て拂込まれた資金のうち相當部分を銀行預金とする傾向が最近特に強いが、これ等の資金もまた二重に計算されてゐる譯だ。それだけ貯蓄額は多く見積られたことになる。

此等よりも更に重要な點は、本年に入つての貯蓄激増が何によつて齎されたかである。根本原因は事變費の撒布増にあること勿論だが、それ許りでなく、昨年暮に採られた日銀の公債背負ひ込み（インフレーション）が一つの誘因となつたこと、またストックの喰ひ込みが與つて力あつたことの二點を見逃してはならない。前者に就ては曾て本欄で明かにしたが、ストックの場合に就て考へると、事業會社は手持原料の喰ひ込みで經營を持続し、新たに原料手當を極減する結果は、販賣收入の運轉に餘剰を生じ、従つてそれを銀行預金、有價證券投資等に向けねばならなくなる。個人の場合に於ても、ストック（必ずしも新規買入れの手持許りでなく、古物の修理使用もこれに入る）の喰ひ延ばしによつて得た剩餘はこれを預貯金にしつゝあること云ふまでもない。それが貯蓄獎勵の眼目でもある譯だ。

それが貯蓄を所得の増加以上に増さしめる作用をなし、第二表の如き結果を生み出したのである。

ところで、云ふ迄もなくかやうな喰ひ込みはさう長く續く筈はない。從來二年使つたものを三年に延ばし、或は高價なものを安價なものに代へることは勿論あらうが、必需品は或る時期には代替されねばならず、勢ひ節約から來る貯蓄増は勢が鈍らざるを得ない。個人の場合にはそれは恐らく急には現はれぬであらうが、事業會社に於ては可なり早く來るのではないかと考へられる。

十月十一日、大藏省は貯蓄獎勵の再強化を決議し、本年末の賞與、臨時手當につき特に高率貯蓄を行ふ等の方策を樹てたのは、以上の金融部面に於ける實情を知ることによつて、理解されるであらう。

五、總動員法の全面的發動へ

「武漢陥落後と雖も、決して負擔の輕減を望んではならない」と云ふ池田藏商相の談話が、何を根據とするものであるかは、大體以上で明かにされたと思ふ。そして現實は、依然として全面的な統制強化の過程を辿つてゐる。例へば從來單に計畫に止つた農業生産に關しても、愈々統制の手が加へられることに決定した。農産物を四つの群に大別し、第一種の主要食料及び軍需農産物と第二種の輸出農産物とは極力これが増産、確保を計る一方、第三及び第四種のものに對しては禁止、縮少乃至は少く

とも現状維持に止めると云ふのである。そして差し當り本年度の生産計畫には百七十萬圓の豫備金を支出し、更に明年度にはこれが徹底を期して、千二百萬圓の豫算を要求したと云はれる。

併し長期戦體制の樹立はこれだけに止らない。法案審議の際に、今次事變には適用する意向がないとさへ云はれた國家總動員法の重要條項が、愈々本格的に發動されることに決したのである。先づ十月三十一日の國家總動員審議會は、同法第二十二條に基く『學校及養成所に於ける技能者養成に關する勅令』と『工場、事業場に於ける技能者の養成に關する勅令』及び同法第十六條による『事業設備の新設、擴張又は改良に關する勅令』の三つを發令するに一決した。生産力擴充に際して重大な支障をなしてゐるものは、特殊技能を持つ職工又は技師の缺乏と、設備の不足とであること云ふまでもないが、右の最初の二勅令は先づ前者の目的を達成せしめる爲め、學校に對しては學科の新設、學生の増加を命じ、又工場等に對しては技能者養成の義務を負はしめる譯だ。第三の勅令は後者の目的、即ち緊急設備の新設、擴張、改良を強制する意圖を持ち、特定の事業に對してこれが實施の義務を負はしめるのである。

生産力培養に必要なのは、併し技術者と設備のみに限らず、ヨリ廣汎な人的資源に俟たねばならぬこと云ふまでもない。生産増加を徹底せしめるには當然こゝまで進まねばならぬが、右三勅令の發動

に續いて、政府も亦此等の對策を考究中の模様で、總動員法第廿一條及び第六條に基く勅令の公布が近く同法審議會に上程されるであらうと噂されてゐる。即ち第二十一條に基いて全國の雇傭者又は使用者の職業能力を申告せしめ、或は検査してその配置を明かにし、更に一步を進めて此等従業者の使用、雇入若は解雇又は賃金其他の勞働條件を命令を以て規定しようとするのである。第六條が發動せられると、當然勞働爭議の防止が考慮されねばならず、従つて第七條の發動がまた豫想される。現にこれも政府當局の日程に上つてゐる。

而も此の傾向は更に發展して止るところを知らず、重要な第十一條の發動にまで進みつゝあることが明かにされた。會社の設立、資本金變更、合併等は勿論、利益處分の如き經理方面にまで國家の命令を及ぼさうと云ふのである。此の主張は、勞働條件を前述のやうに第六條によつて制限し、就中賃銀の上昇をまで抑制しようとする以上、雇主たる會社の利益配當にも制限を加へるのが當然だと云ふ點に根據を置いてゐる。

此の問題は十一月十八日の大藏省當局談を以て政府の意圖が明かになり、株式市場及び一般財界も落着きを取り戻したが、一時は株式相場の暴落を惹起し、また此の問題に關聯して池田藏商相は辭職するのではないかと云ふ豫想さへも傳へられた。それには配當制限に關し具體的に如何なる規定が行

はれるかが明かでなく、そこへ佐藤陸軍省情報部長談の（十一月九日）『特に殷賑産業の高率なる配當の如きは、不振産業や戦死者の遺族等の事を考ふれば大に戒心を要することである』といふやうな發言が株式市場にショックを與へたものと見られる。併し、幸にして、十八日には大藏當局談を以て『現在一割以上の配當をしてゐる會社が更に増配することは此際適當でない」と認め、原則として、これを抑制する』といふ方針を明かにし、同時に陸軍省情報部長談を以て陸軍も右の大藏當局談に同意を表明したので、不安人氣も鎮靜したと言ふ譯である。といふのは、右の程度の配當制限では、差當り財界に大した影響を與へないからだ。

が、インフレーションの危険が今後一層濃化するならば、配當制限を強化して、配當すべき金額の一部を以て強制的に公債を買はせるといふことが行はれるかも知れない。何れにしろ生産力の擴充から賃銀の増等によるインフレ防止にまで總動員法の發動が擴大されようとしてゐる事實は、蔽ふことが出来ない。そしてその必要性は既に述べたところによつて明かである。かうした國家總動員體制への移行こそ、武漢陥落後に豫想された長期建設の本當の姿でなければならぬ。

第二節 貿易對策の悩みは深い

賀屋・吉野統制による輸入制限強化、輸出品用原料輸入の極度の制限は、遂に輸出の全面的萎縮を招來し、輸出の萎縮は更に輸入制限の強化に結果せざるを得なくなつた。かゝる悪しき循環を克服すべく登場した池田政策はリンク制と外國爲替基金運用といふ二つの切札を用意し、以て頹勢に陥れる我が貿易の建直しに邁進することとなつた。かく輸出振興を圖りつゝ、軍需品輸入を確保する目的で個別リンク制は本年上半期より實施され、その結果もぼつ／＼現はれてゐる。

然し右の如く貿易對策が出揃つたものゝ、第三四半期までの貿易は依然萎縮に終つてゐる。勿論貿易は餘程改善され、本年全體では出超に轉ずる模様だが、貿易額の減少は物資需給を不圓滑ならしめ、戦時經濟の運行に幾多の障害を爲してゐること云ふ迄もない。従つて海外依存度の高い我が國は當面の所、依然第三國より物資を可及的に多く調達せねばならぬ。

その意味で個別リンク制に續く綜合リンク制の設置が商工省によつて提案されたのだが然しこれは流産した。が、明年も生産力擴充に伴ふ物資輸入は依然多額を豫想される以上、貿易對策も新たななる

姿を以て現はれざるを得ない。以下貿易の實績から始めて、貿易上の諸問題を取り上げよう。

一、第三四半期貿易回復の内容

(A) 圓ブロックを除けば入超

七月中旬出超に轉じた内地對外貿易は、以後八旬に互り出超を續け、結局第三四半期の累計では八千二百萬圓の出超となつた。昨年は九月中旬から出超に轉じたのだから本年は約二ヶ月早かつた。輸出入金額に就て見ると、第三四半期は輸出六億七千八百萬圓、輸入五億九千六百萬圓で、輸入は第二

(一) 四半期別貿易額(百萬圓)

年次	輸出	輸入	入超
三年第一四半期	七〇一	一、〇〇七	三〇六
同第二四半期	八六六	一、一三九	三三三
同第三四半期	八四四	九五五	一〇一
同第四四半期	八三三	七三三	△一〇〇
三年第四四半期	五七〇	六四四	△七四
同第二四半期	六三三	七〇〇	△六七
同第三四半期	六七八	五九六	△七二
同第四四半期	二五五	一七三	△八二

(備考) △は出超

四半期より更に一億七千四百萬圓、二三%の激減であるが輸出は四千七百萬圓、七%の増加で、貿易尻の好調は、必ずしも強度の輸入抑制だけによつて齎らされたものでないことを示してゐる。輸出貿易の萎縮が大體行きつく所まで行つたといふ感じを與へるのも決して理由のないことではない。實際十月の貿易は案外好調で、十月のみで八千百萬圓の出超を示してをり、益々この感を深くする。また十一

月も中旬までに於て二千七百萬圓の出超となつてゐる。

然し乍ら、右の數字は昨年のに比較すると尙ほ頗る貧弱で、回復にはまだくといふ状態だ。即ち第三四半期の輸出を前年同期に比較すると一七%八減、輸入は同じく三五%六の減少である。輸入の激減は國內向原料品の制限に基く結果としても、肝腎の輸出も矢張り昨年より可なり減つてゐる。結局一月以降九月迄の累計では輸出十八億七千九百萬圓、輸入十九億九千九百萬圓となり、前年同期に比し、輸出は二〇%一、輸入は三五%二の減少である。

それに右は對滿、對支等の所謂圓ブロック貿易をも合せた結果であるが、これらへの輸出は現在の

(二) 一―九月圓ブロック内外別貿易状況

金額	輸出		輸入	
	圓ブロック内	圓ブロック外	圓ブロック内	圓ブロック外
一二年	五七九	一、七三三	三九八	二、七三三
一三年	八二四	一、〇六五	四七〇	一、五三三
比率	八二%	一、〇六%	四七%	一、五三%
一二年	二四・六	七五・四	二一・四	八六・六
一三年	四三・三	五七・七	二一・五	六六・五

輸出は八億一千四百萬圓となつて昨年に比し二億三千五百萬圓(四〇%五)を増加せる反面、圓ブ

ツク外への輸出は十億六千五百萬圓で、逆に七億八百萬圓(四〇%)の激減である。自然兩者の輸出總額中に占むる割合も變化を生じ、圓ブロック内は昨年の一四%六から本年の四三%三へ増加し、圓ブロック外は同じく七五%四から五六%七へ低下してゐる。輸出總額が減少した上、更に圓ブロック外、即ち第三國輸出がそれ以上に激減したのだから事は益々重大である。

尤も圓ブロック内からの輸入は昨年より二二%三を増加し、圓ブロック外からのそれは四二%六の激減を示してゐる。然し以上の輸出入を差引して見ると、昨年の對圓ブロック出超が二億三千萬圓であつたのに對し今年は一億八千七百萬圓の出超にふえてゐる。圓ブロック外では昨年同期の入超額九億四千九百萬圓が、今年は一億九千八百萬圓に半減し、全體では七億一千九百萬圓の入超から一億一千一百万圓の入超へ激減してゐる。之を要するに最近の入超減は外貨獲得の點から云へば、その儘に受け取ることには出來ず、我が國は圓ブロックの擴大と共に國際收支尻を悪化せしめてゐるのである。

(B) 纖維品輸出の減少は顯著

貿易内容を各品別に見るに、依然輸出入用原材料の輸入減、これによる纖維製品を中心とする輸出品の減少が目される。先づ輸出では綿織物の減少が激しく、第三四半期は前年同期に比し四九%二を減じてゐる(一—九月累計は二九%三の減少)。この減少事情は綿業リンク制の運用と關係するところ

大であるから、後に述べるリンク制の箇所の説明しよう。人絹、人絹織物は同じく大巾に減少してゐるが、これも圓ブロックを除けば實質的減少は更に大である。生絲のみは米國景氣の回復に幸されて減少も一四%に止まつてゐる。輸出増加は食料品と全製品中の機械及同部分品だが、何れも圓ブロック内向が大部分だ。就中機械は滿洲國の經濟建設に充當されるものである。

輸入は輸出以上の激減だ。就中著しいのは纖維製品の原料たる棉花、羊毛、パルプの三品である。尤も第三四半期だけに限つて見れば、羊毛はリンク制の結果からこの期は輸入が多い。が、一—九月累計では棉花五九%四、羊毛七二%四、パルプ五二%六の各減少だ。その他生ゴム、皮革類等軒並みの減少だが、詳しく第三表に就て見られたい。

尙ほ茲に注意すべきは原料品中の其他、原料用製品中の其他及び全製品である。これらの内に昨年八月貿易月表から削除された軍需品關係の品目が押し込められてゐるのだ。即ち原料品中の其他には原油及重油、鑛を含み、原料用製品中の其他には鉄鐵、鋼材、非鐵金屬を、全製品中には鑛油、自動車及同部分品、内燃機關、工作機械を包含してゐるのである。従つて一—九月累計において原料品中の其他は一五%九、原料用製品中の其他は三三%四を減少してゐるもの、これらの其他中の其他の犠牲に於て右の軍需關係品の輸入減は喰ひ止められてゐるものと觀察される。全製品の如きは一一%

類 別 出 入	第 三 四 年 比 較 同 率			既 視 月 比 較 同 率			
	1 3 年		%	1 — 9 月		%	
	1 2 年	1 3 年		1 2 年	1 3 年		
倉庫原料	85,367	61,901	+ 23,466	207,155	164,519	+ 42,636	+ 25.9
原料	29,882	83,529	- 4,197	71,040	101,890	- 30,850	- 30.3
生絲	117,555	215,221	- 37,666	464,258	611,500	- 147,242	- 24.1
織造	100,023	116,299	- 16,276	250,910	302,695	- 51,785	- 17.1
絹織	8,440	14,508	- 6,068	25,670	38,341	- 12,671	- 38.0
絹織	6,053	12,221	- 6,168	13,556	32,966	- 19,410	- 58.9
絹織	376,273	496,368	- 120,095	1,106,419	1,407,510	- 301,091	- 21.4
絹織	11,796	19,272	- 7,476	35,684	53,666	- 17,982	- 33.5
絹織	28,687	89,772	- 11,135	83,115	114,880	- 31,765	- 27.6
絹織	76,656	150,981	- 74,325	297,210	420,435	- 123,225	- 29.3
メリヤス	17,759	18,650	- 892	35,612	38,581	- 2,969	- 7.7
織物	12,036	18,767	- 6,731	29,547	45,525	- 15,978	- 35.1
織物	40,244	25,841	+ 14,403	100,544	82,959	+ 17,585	+ 21.2
織物	678,256	824,751	- 146,495	1,873,839	2,352,527	- 478,688	- 20.1
織物	30,177	47,076	- 16,899	151,542	190,384	- 38,842	- 20.4
織物	310,169	431,248	- 111,096	955,919	1,741,208	- 785,301	- 45.1
織物	8,986	20,097	- 11,111	36,018	92,104	- 56,091	- 60.9
織物	5,780	6,123	- 343	28,745	17,189	+ 11,556	+ 67.2
織物	4,166	5,687	- 1,521	48,452	37,747	+ 10,705	+ 28.4
織物	106,363	167,739	- 61,376	823,868	798,454	- 286,554	- 59.4
織物	30,584	28,541	+ 2,043	79,183	286,554	- 207,371	- 72.4
織物	20,568	14,830	+ 3,880	48,841	44,282	+ 4,559	+ 10.3
織物	30,177	47,076	- 16,899	151,542	190,384	- 38,842	- 20.4
織物	310,169	431,248	- 111,096	955,919	1,741,208	- 785,301	- 45.1
織物	8,986	20,097	- 11,111	36,018	92,104	- 56,091	- 60.9
織物	5,780	6,123	- 343	28,745	17,189	+ 11,556	+ 67.2
織物	4,166	5,687	- 1,521	48,452	37,747	+ 10,705	+ 28.4
織物	106,363	167,739	- 61,376	823,868	798,454	- 286,554	- 59.4
織物	30,584	28,541	+ 2,043	79,183	286,554	- 207,371	- 72.4
織物	20,568	14,830	+ 3,880	48,841	44,282	+ 4,559	+ 10.3
織物	30,177	47,076	- 16,899	151,542	190,384	- 38,842	- 20.4
織物	310,169	431,248	- 111,096	955,919	1,741,208	- 785,301	- 45.1
織物	8,986	20,097	- 11,111	36,018	92,104	- 56,091	- 60.9
織物	5,780	6,123	- 343	28,745	17,189	+ 11,556	+ 67.2
織物	4,166	5,687	- 1,521	48,452	37,747	+ 10,705	+ 28.4
織物	106,363	167,739	- 61,376	823,868	798,454	- 286,554	- 59.4
織物	30,584	28,541	+ 2,043	79,183	286,554	- 207,371	- 72.4
織物	20,568	14,830	+ 3,880	48,841	44,282	+ 4,559	+ 10.3

を增加し、軍需品輸入確保の程が窺はれる。

以上は輸出入共金額についてのみ見たが、單價の騰落を考慮する必要がある。一一九月の輸出單價平均では綿布は前年同期に比し一一%九、生絲一五%八の下落、輸入では棉毛二三%二、羊毛二九%生ゴム三四%の下落、パルプ二〇%三、石炭三六%七の騰貴である。然しこれらを考慮に入れても依然輸入制限の強化とそれによる輸出停頓といふ一事は見逃せな。

(c) 第三國輸出は軒並に減少

一一九月の累計輸出を國別に就て見ると、増加してゐるのは圓ブロックに屬する滿洲國(七千六百萬圓、五一%〇)、關東州(一億二百萬圓、三六%五)、中華民國(五千七百萬圓、三八%一)を除けば、第三國では濠洲(四百三十萬圓、九%一)だけに過ぎない。圓ブロック向の増加は滿洲國の建設資材輸入増、綿布の思惑輸出、圓ブロック内輸出制限回避の輸出急ぎ等の諸事情に拍車を驅けられたものだ。

(四) 國別輸出入概況

國別	輸 出			輸 入			
	13年 1—9月	12年 1—9月	比較 同率	13年 1—9月	12年 1—9月	比較 同率	
亞細亞洲	1,164,778	1,231,505	66,727	754,694	1,095,431	341,737	31.2*
滿洲國	224,859	148,882	75,977	257,231	183,984	73,247	39.8
關東州	381,110	279,234	101,876	46,188	34,948	11,940	34.9
中華民國	208,134	150,751	57,383	123,540	131,155	7,615	5.8
英領印度	128,812	209,179	80,367	125,733	423,164	297,431	70.3
蘭領印度	70,876	165,426	94,550	69,027	118,959	49,932	42.0
海峽植民地	15,278	57,356	42,078	38,445	59,654	21,209	35.5
歐羅巴洲	179,454	250,555	71,101	300,332	384,537	84,205	21.9
英吉利	96,903	118,102	21,199	56,002	82,637	26,635	32.2
獨逸	20,115	31,572	11,457	142,693	131,007	11,686	8.9
佛蘭西	22,722	31,862	9,140	11,023	21,723	10,700	49.2
北亞米利加洲	303,861	515,817	211,956	739,795	1,058,148	318,353	30.1
合衆國	293,294	500,917	207,623	674,247	980,371	306,124	31.2
中央亞米利加洲	19,093	40,487	21,394	6,170	16,677	10,507	63.0
メキシコ	3,541	10,052	6,511	3,979	12,764	8,785	68.8
南亞米利加洲	46,553	71,409	24,856	60,324	128,658	68,334	53.1
アルゼンチン	16,054	28,106	12,052	16,782	36,346	19,564	53.8

ウルグアイ	3,294	6,472	3,178	49.1	3,139	33,441	30,302	90.6
ブラジル	7,622	11,870	4,248	35.7	27,857	39,225	11,368	28.8
アフリカ	93,404	169,810	76,406	45.0	46,807	190,240	143,433	75.4
南アフリカ	25,021	37,326	12,305	33.0	8,240	87,318	79,078	90.6
埃及	9,496	24,578	15,082	61.4	26,975	65,043	38,068	58.5
大洋洲	71,746	72,942	1,196	1.6	82,381	196,480	114,099	58.1
豪洲	51,906	47,581	4,325	9.1	68,754	145,007	76,253	52.6
新西蘭	10,648	14,448	3,800	26.3	9,637	45,317	35,680	78.7
總計	1,878,889	2,352,527	473,638	20.1	1,990,505	3,071,173	1,080,669	35.2

濠洲の場合は金額にしても大したものではないが、綿布が増加したことによる。然しこれも特に昨年が悪かつた關係で、一昨年と比較すれば大差ない。

減少した方の大きなものは、北米合衆國の二億七百萬圓(四一%四)、蘭領印度の九千五百萬圓(五七%一)、英領印度の八千萬圓(三八%四)、海峽植民地の四千萬圓(七三%四)等だが、何れも綿布輸出の減退に因由する。印度の減少は特に人絹織物其他雜品の軒並み減によるものだ。

輸入の増加したのは滿洲國、關東州、獨逸の三つである。これは圓ブロックの相互連繫と盟邦の重工業品輸入の結果だ。減少は矢張原料供給國において著しい。即ち棉花供給國たる北米合衆國、印度、埃及、南米からの輸入は著減し、羊毛の濠洲、南亞、新西蘭、南米からも激減してゐる。これは當然

の結果だ。尙ほ詳しくは第四表に就て見られたい。

二、商品別リンク制の効果はどうか

(A) 綿業リンクの缺陷顯現

商品別リンク制の大物たる綿業リンク制は七月より開始され、既に四ヶ月経過した。リンク制の効果も數字的に示し得る迄になつたが、その結果は餘り芳ばしいものではない。數量が思つた程伸びないばかりでなく、價格が激落し、生地輸出の盛なるに反し晒、加工等は激減を示しつゝある。これを數字につき見ると、第三四半期までの我が綿布輸出は數量十五億三千八百六十四萬八千方碼、金額二億九千七百二十萬九千圓を示し、これを前年同期に對比すると、數量は三億八千九百三萬四千方碼の減少であり、其の減少率は二〇%二、金額は一億二千三百二十二萬五千圓の減少で、其の減少率は二九%三に當る。今年上期までの對前年同期減少率が數量一三%二、金額一八%二であつたのに對比して、更に一層の悪化であることを知り得る譯だ。

此の減少の著しかつた理由としては勿論世界的な綿品市場の不冴と言ふ事も挙げなければならぬが、主としては六月末から實行された圓ブロックへの綿品輸出の禁止に基くものと見るべきである。

(五) 綿布輸出對前年比較表

期	十二年		十三年		比較 減少率(%)
	數量	金額	數量	金額	
上半期	一、二五、九三	一、〇五、四五〇	一、六、四八六	一、三三、二	
七月	二、九、四四	三、〇、五五〇	四、九〇〇	一、八、二	
八月	二、五、一六	一、五、二五四	九、九四二	四、四	
九月	四、九、五二	二、二、七七	六、二四	五、〇	
十月	一、九、八〇	一、四、〇八	五、八二	二、七二	
十一月	四、三、七	三、〇、四	四、五	二、五	
十二月	二、五、七〇	一、九、〇三	六、六八	二、五	
全年	二、五、一八	三、一、四	三、〇、七	四、六	
第三四半期	六、七、一四	四、五、九	三、九、四七	三、三	
第七期	一、五、六三	七、六、五	七、三、七	四、九	
第九期	一、五、六三	七、六、五	七、三、七	四、九	

(六) 輸出綿布構成の變化(%)

期	十二年		十三年	
	生地	晒加工	生地	晒加工
全年	三〇・三	二四・五	四八・八	三〇・三
上半年	三〇・三	二四・五	四八・八	三〇・三
七月	四〇・四	二四・七	三三・三	三三・三
八月	四〇・八	二二・四	三〇・九	三〇・九
九月	四三・四	二〇・四	三六・五	三六・五
同第十期	四一・七	二二・五	三六・七	三六・七

即ち第三四半期の圓ブロック向輸出は、五百萬六千方碼に過ぎず、昨年同期の七千五百四十九萬五千方碼に比し七千四百八十八萬九千方碼、率にして九三%四の大減少である。そこで圓ブロックを除外して計算すると、第三四半期までの輸出は十二億四千三百八十五萬方碼となり、昨年同期の十六億五千十五萬五千方碼に比して、四億六百萬五千五千方碼の減少となり、率にすれば二四%六に當る。而して、第三四半期だけに就て見ると二五%八の減少である。

第三四半期に於ける輸出は、リンク制の適用を受けたものだけに、其の變化は著しく注目されるが、其の特征的な變化としては(一)輸出品の構成變化と、(二)單價の下落の二つに見出すことが出来るのである。

先づ輸出綿布の構成變化に就て見ると第五表の如くなる。表は輸出總量を一〇〇とした生地綿布、

晒綿布及び加工綿布の百分率であるが、昨年比し本年の生地輸出の増加、加工綿布の減少が明かに看取され、第三四半期に於ては更に一層其の傾向は強化されてゐる。就中九月に於ては生地輸出が壓倒的な地位を占めるに至つてゐる。現行リンク制が紡績業者を中心とし、これに全權能と全責任を負はせてゐる結果は、原棉獲得の爲に生地として輸出を急ぐことになる。それに元來紡績會社の輸出綿布は生地が多かつたのだから、其の紡績が中心となつてゐる現行のリンク制では此の傾向は尙依然として續くだらう。

(七) 品別輸出綿布單價推移

品別	月次	金額		數量		碼當單價
		千円	千円	千碼	千碼	
生地	上半期	六、四〇九	四、三二〇	一、八八四	一、八八四	三、四〇二
	七月	六、九六三	四、六六四	一、九一三	一、九一三	三、六〇九
	八月	八、一三三	五、五五二	二、〇九一	二、〇九一	三、九〇九
晒	上半期	一、〇九八	八、七三二	一、三〇六	一、三〇六	八、一七二
	七月	一、〇九八	八、七三二	一、三〇六	一、三〇六	八、一七二
	八月	一、〇九八	八、七三二	一、三〇六	一、三〇六	八、一七二
加工	上半期	九、九六三	四、七三七	二、四〇七	二、四〇七	四、一三九
	七月	九、九六三	四、七三七	二、四〇七	二、四〇七	四、一三九
	八月	九、九六三	四、七三七	二、四〇七	二、四〇七	四、一三九
計	上半期	一、〇九三	三、〇五〇	二、〇一七	二、〇一七	五、〇〇〇
	七月	一、〇九三	三、〇五〇	二、〇一七	二、〇一七	五、〇〇〇
	八月	一、〇九三	三、〇五〇	二、〇一七	二、〇一七	五、〇〇〇

第二に注目すべきは輸出單價の激落である。尤も最近に於ける輸出單價の下落は世界的な現象と見られ、例へば、我が綿業の最大競争國英國の場合を見ても、上半期一千碼當り平均單價は二三磅八七であつたものが、此の八月には二三磅一五に下落してゐる。其の下落率は三%だ。然し我國の場合は其の率が非常に高い。上半期輸出綿布一碼當り平均單價は二〇錢一七であつたが、九月のそれは一六錢四七に下つてゐる。其の下落率は實に一割八分五厘だ。而して第六表の如く、生

地綿布の下落が最も著しく、次が加工綿布だ。晒は右二者に比較して下落率は少い。

(B) 綿業リンク制の改善對策

右の如く綿業リンクの缺陷は蔽ひ難く、これに對し商工當局、業者共に改善對策を考慮してゐる。現在輸出組合では輸出義務期限を設けて居り、この期限内に賣ることが強制されてゐる爲、海外筋、大手輸出商はこれを見込んで、はじめから指値を低くつけ、出合はぬ時はそのまゝ引つ込み傍觀する。その内に中小輸出商は義務輸出期限(普通二ヶ月、質加工三ヶ月)に迫られ、安値で手放さざるを得ないといふ結果となる。この對策として物資調整局では義務輸出期限を撤廢し、綿業リンク制に規定の如く輸出商の手持保有量制限(綿絲一ヶ月分、綿布二ヶ月分)のみにより輸出促進を圖る方針と傳へられる。

次に添加價値の大きい加工綿布の輸出を増加する爲に、加工綿布輸出會社設立案がある。前述の如く原棉獲得の爲回轉を早くする結果生地のみ出るので、加工の回轉を早めようといふのだ。その爲右の會社を設け、紡績が之に原絲又は生地を引渡した時直ちに原棉の輸入を許可し、該會社が中小機業に加工せしめて輸出するといふ仕組である。之に對し紡績側では一貫作業を阻むものとして反對してゐるが、大紡績の加工は尠いからこの反對も根據深いものではない。

以上は當局の案だが民間側では製品と原綿の換算率を改訂し、現在の如く生地、晒、加工につき一率とすることなく、加工綿布引當の棉花輸入量を生地にして増加するやう希望してゐる。尙ほ商品別リンク制はその後、ベニヤ板と南洋材、綿人絹交織用人絹絲とパルプ、綿莫大小・綿雜品に含まれた人絹絲とパルプ、ス・フ製品とパルプの間にも適用され、各々自治的運用に委ねられた。

三、綜合リンク制流産の背後に在るもの

個別リンク制に次いで輸出振興策の切札として用意された綜合リンク制の商工省案が十月八日の新聞紙上にはじめて發表されたが、元々綜合リンク案が、商工省貿易局において準備され始めたのは既に昨年中のことであつた。貿易局では個別リンクと並んで綜合リンクの原案を練つてゐたが、比較的實行用意の個別リンクの實現に努力し、面倒な綜合リンクは後廻しにされたのである。

商工省ではこの間も原案作成に努めたが、六月には物資總動員計畫が樹立され、勢ひリンク案も改訂を餘儀なくされた。さうかうする内に輸出は一向伸びず、個別リンクも實施早々として早急に効果を期待出来ぬといふので、一日も早く綜合リンク制を實現せざるを得ぬ状態に立至つた。かういふ事情から八月には商工省原案が大藏當局に提示されたのである。それに對し大藏省側の反對が傳へられ、

十月七日大藏省から商工省案として右の原案が發表されたが、その要綱は次の如くだ。

△綜合リンク制商工省原案要綱

- 一、物資の輸入は物資を輸出し對外債権を取得するにあらざれば、これを認めざるを建前とし、これが爲物資の輸入を爲さんとするものは、爲替許可申請書に物資を輸出し對外債権を取得したる書面「輸出爲替取組證明書」を添付することを要するものとし、これを添付せざるものは爲替許可をなさないものとする。
- 二、政府は爲替許可申請書に輸出爲替取組證明書を添付せる場合においては、その輸出爲替取組證明書の爲替取組金額の一定割合（豫め三ヶ月間に適用せらるべき率を定めおき、當該三ヶ月間は變更せざるものとする）の金額の爲替許可を遅滞なく爲すものとする。
- 三、物資を輸出しその代金の決済を目的とする輸出手形を爲替銀行に賣却したる場合においては、銀行は當該手形買取りに際しその手形賣却者に對し買取り金額を記載したる輸出爲替取組證明書を交付するものとする。
- 四、輸出爲替取組證明書はその出合を圓滑ならしめる爲、總て日本銀行に依託して譲渡するものとし、(五)の場合に於てのみこれが例外を認むること。
- 五、爲替銀行より輸出爲替取組證明書の交付を受けたるもの左の場合に於いては、地方長官の許可を受け輸出爲替取組證明書の譲り渡しを日本銀行に依託することを要せざることとし、(イ)輸出爲替取組證明書の交付を受けるものが、自ら輸入割當(六を参照)を有し、その割當の範圍内に於て輸出爲替取組證明書を自ら使用する場合(ロ)輸出爲替證明書の交付を受けたものが割當を有するものより輸入の依託または注文を受け、その依託注文範圍内に於いて自ら輸出爲替取組證明書を使用する場合(ハ)輸出爲替取組證明書を受けたものが、當

該輸出品に含まるゝ原材料の範圍内に於て當該種類原材料を輸入する爲に自ら輸出爲替證明書を使用、または他人をして輸入せしめんとする場合。

- 六、輸入を許可すべき物資は三ヶ月分を豫め一定の方法により關係業者の團體に對し輸入割當をなし、團體なきものについては關係業者に對し割當をなし、前者の場合においては割當を受けたる團體が、また後者の場合においては商工大臣が割當證明書を發行するものとす。
- 七、日本銀行は右輸入割當證明書を有する以外の者に輸出證明書を讓渡し得ざるものとす。
- 八、輸出爲替取組證明書は交付を受けたる日より十日以内に日本銀行に差出し之が譲り渡しを依託するものとす。
- 九、輸出爲替取組證明書は有効期間を設くるものとし、日本銀行を通じて譲り渡しを受けるものは、譲り渡しを受けたる日より三十日以内、然らざるものは發行の日より三十日以内に爲替許可申請書に添付して政府に差出すにあらざれば效力を失ふものとす。
- 十、(六)により割當を受けたるものが、過去に於て當該物資の輸入実績を有せざる場合に於ては、その輸入の実績を有するものに輸入の依託、または注文をなすやう政府に於て措置するものとす。
- 十一、本制度は輸出にあつては關東州、滿洲國、支那に對する輸出品、商品別リンク制適用の輸出品及び生絲、輸入にありては關東州、滿洲國、支那よりの輸入品、商品別リンク制適用の輸入品、軍需品及び公益上特別の事由により輸入すべき物品に對してはこれを適用せざるものとす。

この案の狙ひ所は大體次の二點である。その一つは、物資の輸入は總て物資を輸出し對外債權を取得せぬ限りこれを認めぬことを建前とし、この手續を通じて輸入爲替の許可は必ず自動的に下るやう

にすることであり、も一つは輸出爲替取組證明書の讓渡に關する組織を定めて、輸入權に對し或る程度のプレミアムを發生せしめ、これにより輸出の振興を圖らうといふことだ。この原案に對し大藏省側で反對意見書として、十月五日商工省に送付したものの内容は左の七項目より成る。

- 一、輸入權に對するプレミアム問題は統制時代の今日、幾分自由主義的經濟思想の懸念を深くする。
- 二、輸入權の賣買は日銀をして取扱はしむるといふが、かやうな賣買に經驗なき日銀は適正なる判斷を下し得ぬ虞れがある。
- 三、輸出額に對する何割程度の輸入權を認めるかは物品により極めて複雑でありプレミアムの程度決定も問題だ。
- 四、物動計畫との關聯性につき充分の研究が重ねられてゐない。
- 五、我國貿易商の現状に鑑み、綜合リンク制による輸出に一定の輸入權を認める結果延いて巨大資本に貿易利潤を獨占される懸念が強い。
- 六、輸入權にプレミアムを附する結果は延いて輸入商品の輸入コスト高を招來し、國內物價に影響する。
- 七、商工當局は綜合リンク制の法的根據を爲替管理法に求めてゐるが、現在の同法により實施することは無理だ。

この意見書に對し貿易局側では次の如く反駁した。

- 一、輸出額の八割の輸入額を認めることに關しては算定方法を比較の上八割が多過ぎれば縮小してよい。
- 二、輸出業者の輸入權にプレミアムを與へることは不合理だと言ふが原料の輸入權が確保される以上、プレミアムを生ずるのは商取引上當然で現在の商品別リンクでもプレミアムは輸入權に附隨してゐる。要は不當に高率なプレミアムを如何なる率にまで抑制するかの問題である。

- 一、プレミアムが輸出コストを高めるといふ反對もあるが、輸出の伸びないのは原料がないのが主因で、原料さへ得られれば輸出コストは一段と引下げられプレミアムによるコスト高を相殺して餘りある。
- 一、物資需給計畫と綜合リンクは摩擦を生じない。兩者を睨み合せての上である。
- 一、綜合リンクと商品別リンクとの間に不均衡は生じない。現在の商品別リンクでは完全に輸入原料は確保されてゐない。之等は綜合リンクで補ふ外ない。
- 一、貿易業者に悪影響を及ぼすと言ふが、原料のないことが現在最も悪影響を與へてゐることである。リンク制が中小業者を壓迫すると言ふのは輸出振興上已むを得ない。
- 一、物價に及ぼす影響に關しても原料が綜合リンクで確保されることにより寧ろ物價を引下げる點を重視すべきだ。
- 一、綜合リンク制の根據を爲替管理法に求むるのが困難ならば、輸出入臨時措置法或は國家總動員法に求むるも差支へなし。
- 一、プレミアムが外國でダンピング視されるか否かは要は率の問題であるし、かうした議論をすること自體が海外にダンピングを印象づけるもので慎まねばならない。
- 一、輸入原料の内地流入に付て懸念はない。若し業者が一度内地流入をやれば其後は原料を永久に獲得出來ないこととなり、その業者の生命を斷つものである。

商工省、大藏省間の意見對立は以上の如く新聞紙上に傳へられたが、然し大藏省の反對の眞の理由は他にあつたものと見られる。が、これに觸れる前に綜合リンク制案に基き貿易の構成を窺はう。

案の要綱によると、本制度の對象となる輸出は關東州、滿洲國及び支那向輸出品、商品リンク製造

(八) 輸出入額の構成(百萬圓)

輸 出	總額	關滿支	其他	用商品、生絲を除く商品である。詰り輸出は先づ圓ブロック向と其他向に二大別され、後者は更に商品別リンク製造用商品、生絲、綜合リンク製造用商品の三つに分類される。後述の如く、輸入も之に見合ふ如く分れるが、これにより貿易の構成が劃然とし、計畫化が圖られるわけだ。筆者が、この輸出構成を本年の實績に基いて大體の所を推計して見ると第八表の如くなる。即ち内地輸出貿易總額を二十五億圓とすれば、綜合リンク製造用商品は約六億圓といふことになる。
生 絲	四〇〇	—	四〇〇	
商品別リンク製造用商品	七五〇	二五〇	五〇〇	
綜合リンク製造用商品	一、三〇〇	七五〇	六〇〇	
合計	二、五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	
輸 入	總額	關滿支	其他	
軍需品及特別輸入品	一、一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	
商品別リンク製造用商品	五〇〇	一〇〇	四〇〇	
綜合リンク製造用商品	七〇〇	二〇〇	五〇〇	
合計	二、三〇〇	四〇〇	二、〇〇〇	

ク製造用輸入品、軍需品及び公益上特別の事由により輸入すべき物品を除く商品を綜合リンク制の對象とする。輸入總額二十四億圓、圓ブロックよりの輸入を四億圓とすれば、純輸入は二十億圓となり、この内綜合リンク制を適用されるものは、輸出の八割として約五億圓となる。

右の一應の推算に従へば、第三國からの入超は約五億圓となり、これを新産金の現送、貿易外收支受取勘定により支拂はねばならぬ。更に第三國からの軍需品、特別品の輸入が約十一億圓あるから、

これは前述の新産金、貿易外收支受取勘定の五億圓、商品別リンク制適用商品の輸出超過一億圓、綜合リンク制適用商品出超一億圓、生絲の輸出四億圓にて賄はれる關係となる。

綜合リンク制が實現すれば、かうした計畫化が行はれるわけで、商工當局はこの計畫の上に、輸出の行はれるに従ひ輸入爲替許可は自動的に確實に行はれるやう希望し、更に輸出振興の意味で輸入權の競賣によるプレミアム發生を企圖したのである。前述の如くプレミアムの問題は兎も角として、爲替許可の自動化については相當問題がある。輸出爲替取組證明書記載の取組金額の一定割合は三ヶ月間は一定と爲すのであるが、この割合如何とその變更が問題なのである。既にその輸入貿易構成に見た如く商品別リンク制により輸入爲替の約五分の一が固定せしめられ、更に綜合リンク制によりその約四分の一が固定する。而も綜合リンク制に基く輸入計畫は全體の國際收支を睨んで決定されるから、自然國際收支の全貌がこれにより或る程度推察されるやうになる。かく爲替資金の手許が容易に判るとなると爲替統制は餘程やり難くなるに違ひない。大藏省の反對も實の所はこの邊にあるのだ。

この様に論争が続けられた擧句の果、十月二十日商工省は綜合リンク制を將來の研究題目として一先づ撤回したが、これは事實上の流産である。そして商工省は代案として特殊リンク制を提出した。此の案は綜合リンク制とは似ても似つかぬものだが、此の問題に就ては次輯に述べよう。

第三節 總動員法の産業界への壓力

廣東及び武漢の陥落といふ劃期的な戦果にも拘はらず、株式市場は冴えん／＼としない。之は産業界の前途に尙ほ幾多の困難が横はつてゐることを物語つてゐる。第一部に於て基本的な分析を行つたやうに、我が産業界は『重工業化』の道を辿るべく強制されてゐるが、而も其の重工業化は産業界自體にとつても、我が全經濟にとつても決して安易なものではない。即ち長期戦、長期建設の努力は非軍需産業に多大の犠牲を負はしめるばかりでなく、軍需工業に對しても亦或る程度の利潤の制限や、採算を無視した事業規模の擴大を餘儀なくせしめるであらう。これを強制するものが國家總動員法の全面的發動なのである。

一、總動員法の發動と産業界

國家總動員法中最も産業界に關係の深い條項は第六條、第十一條及び第十六條であるが、それらの條項は次の如く、頗る徹底的な統制を産業界に加へ得ることになつてゐる。

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃銀其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

右の如く、廣汎に且つ抽象的に規定されてをり、具體的な適用は一切勅令に委ねてあるから、政府の意志によつてどこ迄も徹底的な統制を産業界に加へ得る。從業者の雇入、解雇、賃銀其他の勞働條件から(第六條)、利益金の處分、銀行其他金融機關の資金運用や(第十一條)設備の新設、擴張、改良等(第十六條)事業經營の全部門に互つて政府の意のままにすることが出来るのだ。と言つても、後述する如く政府は産業界に激動を與へるやうな方法は差當りとらない。然し乍ら斯様な條項を發動せねばならぬといふ位地に日本經濟が立つてゐること自體が、日本の産業及び産業家の重大な關心事となり得るのである。

さて第六條、第十一條及び第十六條のうち第六條の規定に就ては次節に於て詳しく述べるから此處では極く簡単に説明するに止めるが、要するに此の規定は、勞働力不足及び賃銀の暴騰によつて軍需産の確立が脅かされないことを主眼とするものだ。従つて産業界としては寧ろ好影響を受けるべき性質のものである。さればこそ、此の第六條を發動させる以上、産業界に對しても第十一條の發動により、配當制限を行つてその犠牲を要求せねばならぬといふ軍部當局の發言を生じたのである。即ち第十一條發動に關して發せられた陸軍當局の第一聲に於て

『若しそれ某條項を適用せざるによりて總動員法の負擔犠牲を某部門の者が免れるなどといふが如き感じが生ずることあらば、本法制定の根本精神を滅却し、且つ全國民の協力團結を阻害するのであつて、輕々に看過し得ない問題である』(十一月九日佐藤陸軍省情報部長談)

と言はれてゐるのである。

此の第十一條の發動問題は産業界、株式市場の恐怖する所となり、十一月月上旬に於ける株式暴落の原因となつたのだが、然し此の問題に關する政府の意嚮が發表され、軍當局もそれに同意して、結局直ぐには産業界に大打撃を與へないことが判つた。即ち配當制限に關しては、現在一割以上の配當をしてゐる會社が現行配當以上に増配することを抑制するに止まり、積極的に現行配當を引下げることにはしない。また金融機關の資金運用に關しても『妥當な方法を目下研究中である』ことが明かにされ

た。政府（大藏）當局及び陸軍當局のこれに關する發表を記録しておかう。

『國家總動員法第十一條適用の問題については、先般來研究中であるが、會社利益金配當に關しては現在、年一割以上の配當をしてゐる會社が、更に増配することは此際適當でないと認め、原則としてこれを抑制することとする方針の下に、今後關係方面と協議し具體案を作成するつもりである。なほ資金の運用の問題については、生産力擴充のため、資金の調達及び其疏通を圖る上に於て、最も妥當な方法につき目下研究中である。』（十一月十八日、大藏當局談）

『國家總動員法第十一條適用の問題に關する大藏當局談に就ては、當方に於ても同意する次第である。』（十一月十八日、佐藤陸軍省情報部長談）

そこで第十一條に就ては現狀に激變を與へないことになつた。強ひてその影響を擧げるならば、今後増配すべき高利潤會社の増配が不能となつた結果、株主は増配による利益を受け得ないといふことだが、然しそのことは利益金の事業經營内部への蓄積を増加することだから、結局經營上は却つて有利だ。また一割に達しない會社は一割まで増配して差支ないことも言ふ迄もない。

然しこれで配當制限に關する産業界の不安は一掃されたとは言へない。何故ならば、一度此の第十一條が發動された上は、今後の時局の進展に伴ひ、必要となれば幾らでも配當制限を強化することが出来る。例へば、一定配當率以上の配當を行つてゐる會社に對しては、その配當率を積極的に引下げ

て、それだけの金額に相當する公債を強制的に買はせるやうなことも出来る。また第十六條による設備の新設、擴張、改良の統制は、軍需産業の或る者に對して利益を無視した新設や擴張を命ずることも出来る。といふ譯だから、差當り大した影響が無いとしても産業界の前途は依然として不安の氣持が去らないのである。

二、軍需工業の増産強行とその利潤

(A) 株式市場は戰勝に酔はない

右のやうな産業界の今後の困難を反映して、十一月に入つてからの株式相場は著しく下落してゐる。株式市場の動きを『東洋經濟新報』の産業株三十種平均相場で見ると、第一表の如くである。

事變發生以來の株式相場は三つの大きな下落期を示したが、十一月に入つてからの下落はその第三段目に當る。即ち昨年七月事變勃發直前の最高は一〇五圓三であつたが、それが九月初の最低八一圓二まで落ちた。之が第一段の下落である。然るにその後行過ぎ訂正氣分と戰勝人氣とで十二月には九八圓近くまで回復した。そして今年二月の末頃まで強保合の狀況が続いたのであるが、三月から第二次の下落期に移り、二月の最高九八圓五から八月の最低七九圓二まで落ちた。此の第二次下落は實に

(一) 産業株平均相場動き

東洋經濟新報調査(單位圓)

年	月	産業株三十種平均		重工業株八種平均		一般事業株十二種平均	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低
十二年	六月	一〇三・〇	九九・三	一〇四・三	九九・五	一〇二・二	九九・二
	七月	一〇五・三	九九・〇	一〇七・五	一〇一・一	一〇四・四	九九・二
	八月	九五・九	八五・四	九七・六	九〇・五	九五・七	八三・六
	九月	九三・三	八二・二	九六・二	八五・八	九二・二	九一・五
	十月	八九・九	八七・五	九三・五	八九・六	八八・七	八六・五
	十一月	八九・五	八七・三	九四・七	九一・三	八七・九	八五・九
	十二月	九七・九	九一・五	一〇〇・三	九六・四	九七・一	八九・六
十三年	一月	九六・四	九五・六	一〇四・四	九六・〇	九六・二	九四・六
	二月	九六・五	九七・九	一〇五・一	一〇三・六	九六・五	九五・五
	三月	九七・一	九五・二	一〇二・〇	九六・六	九五・七	九三・四
	四月	九四・三	八八・八	九九・二	九三・六	九三・六	八七・〇
	五月	九一・〇	八六・七	九六・一	九四・八	八八・四	八六・三
	六月	八九・二	八三・四	九四・七	八六・六	八七・二	八三・三
	七月	八三・六	七九・六	八七・六	八四・一	八三・二	七八・〇
	八月	八三・四	七九・四	八七・四	八三・一	八二・九	七七・五
	九月	八四・一	八〇・八	八八・八	八三・二	八三・三	八〇・三
	十月	八一・一	七九・八	八二・八	七六・四	八一・一	七九・八
	十一月	八〇・〇	七五・三	七九・四	七〇・九	八〇・五	七五・五

(備考) 十一月は廿一日まで。

五ヶ月間の長期に互つたが、下落率に於ても第一次の二三%に對して約二〇%に及んだ。然るに其の後十月末までの三ヶ月は全くの低迷期に過ぎ、而して今や第三次の下落期に入つたと見られるのである。三十種産業株の平均相場は、十一月二日の八〇圓二に對して十二日は七四圓三に下つた。此の七十四圓三は、事變勃發以來の最低であり、事變直前の最高百五圓三に比較すると三七%餘の下落である。

また産業株三十種の内容を重工業八種平均と一般事業株二十二種平均とに分けて見ると、十一月の二日と十二日とを比較して、一般事業株は八〇圓五から七五圓五へ、六%二の下落であつたに對し、重工業株の平均は七九圓四から七

〇圓九へ、一〇%七の暴落である。これは前述した總動員法第十一條問題のショックを意味するが、もう少し長い動きを見ても、重工業株——軍備の充實と生産力擴充を擔當する重工業の株式相場が長期戦下に於て下落してゐることは注目すべきである。

次に述べるやうに事業活動指數や生産指數は重工業關係の生産激増を物語り、また前輯に報告したやうに(本年報第三十三輯九八——一〇三頁)今年上半期までの事業會社利潤は全體として未だ減少するに至らず、事變の打撃の多い纖維工業でさへも、利益金は漸増してゐた。重工業會社の利益金増加の著しいことは勿論だ。そして今年下半期に於ても大體その状況は續いてゐる。

然し平和産業、就中纖維工業の如きは、使用原料の制限強化に伴つて、明年以後に一層の困難が豫想されてゐる有様だ。従つて此の種事業の株式相場が下落してゐることは當然である。また重工業會社も、仕事が非常に忙しく、生産設備の擴張を大いに必要とすることが、却つて益々其の事業を悲觀せしめる原因となる。といふのは、此の場合の生産設備擴張は、最早企業者の算盤に従つて有利なるが故に之を行ふのではなくして寧ろ算盤を度外視した國家的要求に基いて行はれるものであるからだ。

(B) 生産指數から見た軍需の増産

軍需工業方面の仕事が依然として如何に忙しいかは、事業活動指數及生産數量指數から推察すること

とが出来るが、毎々注意する如く、これらの指數を見るに當つて、事變後間もなく、時局關係物資の生産高、消費高、供給高等の資料が發表されなくなつたことを注意されたい。

先づ、東洋經濟新報の事業活動指數（ノーマル一〇〇）を見ると、昨年八月は暫定數（鋼材供給高七月以降、原油供給高八月以降の原統計が發表停止となつたため、綜合指數計算に當つて、此等を發表停止直前の數字と變化なしと做して計算す。更に九月以降石炭消費高の原統計發表停止）ながらも一一八・八を示し、一昨年以來の事業活動の旺盛なるに拍車を加へたが、これより該指數は下落し、本年三月には一〇六・五と急激なる萎縮を示した。四月より再び上向き五月には一〇九・二と上昇したが、六月より反轉し、未だに低落を續けてゐる。即ち九月の指數は一〇三・八となり、既に十一年秋の位地を更に下廻るに至つた。これを事變勃發直後の最高位地（昨年八月一一八・八）に較べると、既に一二％餘の低落になる。併し、事變以來の本指數には、前述せる如く、石炭消費、原油供給、鋼材供給の三項目の動きが除外されてゐる。而も此等は時局柄、最も旺盛な活動を示してゐるものであるから、これらを除いては、最近の事業活動の位地が著しく低く現はされてゐることは云ふまでもない。後に述べる如く、鐵鋼機械類の生産が本年七月には昨年七月に較べて一二％以上の増加を示してゐる事を見ても明かで、極く大雜把に云つて、本指數の對事變前一二％低下と、前記軍需乃至重工業生

産の一二％増は相殺されて、事變活動の平均位地も、生産指數に於けると同様、大體事變前に等しいと見てよいのではあるまいか。だが本指數によつても、軍需關係外の平和産業の活動が萎縮してゐることは明白に看取される譯だ。

次に生産數量指數（東洋經濟新報調）を見ると、消費財生産の大萎縮により、昨年七月の一七三を最高に、以後低迷を續け昨年十二月には一六四に低落したが、消費財生産の下げ止りと共に一應底に達し、今年三月頃より横這ひ状態にある。

第二表の如く、本年七月の總平均指數は、暫定數で一七四・〇となり、對前月一％三の激増となつた。前月微減の後を承けて以前横這ひを續けてゐる譯である。が、これを事變直前の昨年七月に較べると〇％六の増加となり、從來の最高記録たる一七二・九（昨年七月）を僅かながら上廻るに至つた。事變以來、停滯を續けた生産界も、漸く、事變前の水準を突破し得た譯である。併し、これは一に生産財の増勢に負ふもので、消費財たる纖維工業、製紙業、食料品工業ともに事變前の水準には遙に遠い。一方、生産財にあつては、窯業、化學工業を除いて、いづれも事變前の水準を抜いてゐる。就中、鐵鋼機械業の二九五・二と云ふ高指數は、時局の齎した強行的増産を示すもので、軍需産業と平和産業間の跛行性が瞭りと認められる。

(二) 生産指數 (昭和六—八年月)

業種	平均100、季節變動調節	
	昭和十三年七月	對前月 對前年 同月比較
纖維工業	△二七・八	(+) 一・三 (一) 一〇・七
製紙業	一四九・七	(+) 一〇・六 (一) 九・八
食料工業	一〇九・五	(+) 二・〇 (一) 八・〇
消費財平均	△二六・四	(+) 二・二 (一) 一〇・二
化學工業	二八・三	(+) 四・九 (一) 一・一
窯業	一五九・六	(+) 九・四 (一) 二・〇
鐵鋼機械業	二九五・二	(+) 〇・八 (一) 三・四
電氣瓦斯業	一六四・四	(+) 〇・五 (一) 六・九
鑛業	一六八・八	(+) 二・三 (一) 五・二
生産財平均	三三・三	(+) 〇・八 (一) 八・一
總平均	△七四・〇	(+) 一・三 (一) 〇・六

三、産業統制は細目化される

周知の如く、戰時體制下の産業統制の根本方針は、第一に生産の増加、第二に輸入資金確保のための輸出の振興、第三に國內消費の制限にある。そして此等の各目的に向つた諸政策が續行されつゝあるが、本輯に於いては配給統制に主點を置くこととした。物資の不足に對する積極的な方策たる生産

の増大は、種々な點から一應極點に達した感があり、この對策として統制は、主として原料品の配給統制に主力が向けられつゝあるからである。即ち、生産に對する原料物資の量的な統制と價格統制により、軍需的乃至輸出振興的諸産業再擴張への道が構ぜられつゝあるのだ。

(A) リンク制の擴大

輸出産業維持の方策として、諸種の商品につき製品の輸出と原料輸入のリンク制——所謂商品別リンク制——を採用したことは前輯に於いて述べた。而して、本年七月末現在に於いてリンク制の實施されてゐたものは棉花、羊毛、人絹パルプ、牛脂、芳香油、ノイル(屑毛)、豚毛及び刷子用原材料、マニラ麻の八種目であつた。が、其後、長期戰體制の一層の強化に照應して、該リンク制の範圍は一段と擴大し、更に綜合リンク制が商工省によつて提案されるに至つた。がそれらの點に就ては前節に詳述したから此處では省略する。

(B) 消費制限と配給統制の強化

前輯に報じた如く、政府は、去る三月中旬、物資總動員計畫を發表すると共に、一般國內需要につき使用制限を強化すべき資源卅二品目を指定し、これに呼應して物價委員會が一般消費調整策を決定、一般物資に就ては國民の自制による消費節約を要望し、輸入物資及軍需物資たる棉花、羊毛、鐵、銅

等の十五品目については法令に基き民需を制限又は禁止する方策を政府に答申し、消費制限の大綱が確立したのであるが、この方針に基いて、六月下旬から七月へかけて、綿製品、羊毛製品、鐵鋼、非鐵金屬、ゴム、皮革等々には使用制限に關する諸規則（商工省令）が輸出入臨時措置法に基いて公布施行された。が、其後に於ても、この物資消費制限を目的とせる諸規則が續いて公布施行されてゐる。

石炭配給統制規則實施 商工省は、軍需及び特殊炭（生産力擴充を目的とするもの）の供給確保のため、石炭配給統制規則を制定、九月十九日附で公布、十月一日より施行した。その内容は、（一）配合炭を除く原料炭の販賣は、昭和石炭をして石炭割當證明書を發行させ即ち切符制實施によつて統制し、（二）原料炭の内配合炭は、内地及び移輸入品を問はず、凡べて政府の許可制の下に強力統制を加へんとするものである。其後十月五日、商工省及び石炭統制協議會の調査の結果、當初の見込より需給計畫に若干の餘裕を發見したと云ふ理由で、この配給統制規則の一部を緩和し、原料品、官廳用品、軍用品、船舶用品として特殊炭の使用を自由にし、同時に販賣數量一ヶ月當り二百五十噸以下のものは制約を受けぬこととした。

鐵鋼配給統制規則の改正・強化 既に實施中の鐵鋼配給統制規則（六月廿日公布、七月一日施行）が改正され、九月三十日公布、十月一日施行となつた。即ち、從來の統制範圍が擴大され、銑鐵に於い

ては、燐の含有量一萬分の三以下のもの（所謂低燐銑鐵）のみを除いて、從來適用されなかつた再生銑鐵、木炭銑等をも含めて全部が、又鋼材に於いては、特殊鋼以外の壓延鋼材は所謂中間鋼も含めて全般的に割當制度が適用されることとなつた。配給統制の一層の強化である。

肥料配給統制計畫の具體化 硫安、石灰窒素、過磷酸、加里鹽等の四主要肥料に就いては從來、臨時肥料配給統制法及び硫安増産及配給統制法に基き、自主的な生産及び配給統制が行はれてゐるが、農林省は更にこれが消費の統制に乗出し、これ等の割當制を實施すると同時に、これ等單肥を原料とする配合肥料、化成肥料に對しても徹底的な配給統制を行ふこととなり、明年一月より割當制及び公定價格制を實施することとなつた。

以上は法規に基く政府の統制であるが、これに併行して、自主的な統制が進行してゐることも見逃してはならない。先づそれは鐵鋼界に於いて見られる。從來鐵鋼の配給機關としては、九種目に分れ鋼材共販組合が存在してゐたのであるが、これを一層強化するため、これ等を網羅せる鋼材販賣會社の設立が決定された。更にまた、右一般鋼材に包含されぬ特殊鋼に於いても特殊鋼配給統制組合の設立を見る筈であり、鋼材の主要原料たる鐵屑に就いても商工省に鐵屑配給統制協議會を設置することとなつた。

(C) 價格統制の進行

消費統制により物資の供給の圓滑を計ると共に、物資の不足から来る物價の騰貴を抑制する意味から、政府は物價統制に一段の強化を加へつゝある。云ふまでもなく原料物資及び肥料等の價格の暴騰は工業及び農業に於ける生産力に大きな關聯をもつものであり、又一般消費物價の抑制も社會政策的に重要な問題であるからである。このため、さきに物品販賣價格取締規則、暴利取締令の改正令が實施されたが、其後、生産力擴充の重要な物的要素たる石炭、鐵鋼、電力等に就て價格の抑制が見られたことは注目に値する。

即ち、九月十二日、商工省の炭價一割方引下げ及び標準炭價公表の指令により、石炭界の自主的販賣統制機關たる昭和石炭では、炭價を九月一日に遡行して一割引下げ、同時に炭質により、從來實施して來た一等、二等、三等品を更に細分して十二級から二十二級品にまで分類し、九州炭、北海道炭、宇部炭、常磐炭の各別に夫々の標準炭價を公表した。

また、鐵鋼界に於いては、先づ故鐵、屑鐵に公定價格が設定され、十一月一日より施行された。この結果、日本鐵屑統制販賣會社が設立され、一噸當り二十圓方の大幅低落を示したが、これに刺戟され鋼材界に於いても自主的に値下を斷行することとなつた。即ち、日本鋼材聯合會では十一月八日、

委員總會と開き、十二月賣出の建値を、棒鋼、形鋼、鋼板、線材のベース値段を一噸當十圓方、鋼塊、鋼片、スラブ等を各五圓方引下げに決定した。

更に、産業界全般に重大な影響力をもつ電力料金に就ては、十月二十一日、第二回電力審議會に於いて電力料金裁定基準が確立されるに至つた。これによる具體的な料金の決定は未だ不明だが、十一月九日開かれた日本發送電會社第四回設立特別委員會に於いて承認を得た同社事業目論見によれば、初年度料金は現在より平均二、三分程度の引下となる模様である。

以上の外、肥料に對しても、農林省は、前述せる如く、配合、化成肥料に對し、割當制を實施すると同時に明年一月より、これ等に公定價格制を實施する方針を決定した。これにより農村の肥料消費制限に伴ふ價格の昂騰を抑制する建前であるが、一方、一般消費品に對しても物價抑制は進行しつつある。十月二十四日、紡績聯合會に於いて、紡毛式綿絲（コンデンサ絲）に對し自主的に最高標準價格制を採用、即日實施したが、更に十一月十一日、商工省は第十五回中央物價委員會の審議により、燐寸、毛製品、家庭用塊炭に對して最高標準價格を決定するに至つた。これにより毛製品は七分方の引下げ、塊炭は最高五錢から最低二、三錢方の引げとなつた。

四、矛盾を乗り越えて進む統制強化

以上の如く、統制は一段と強化されつゝあるが、これに對し産業界に於いても、多くの矛盾、對立を惹起しつゝある。全般的な、傾向たる生産力の一般的停滯、軍需産業と平和産業間の跛行性の増大は、依然持續されてゐるが、更に統制の強行、進展につれて、これに照應した矛盾が次々に生起しつゝあるのだ。

(A) リンク制による諸矛盾

輸出産業維持の振興のためにリンク制が採用されたが、その実績は未だにあらはれてゐない。リンク制採用品中輸出の大宗たる綿製品、人絹絲及人絹織物の輸出状態は、前節に述べたやうに依然不振を續けてゐる。貿易上の効果を云々することは未だ尙早であるかも知れぬ。が併し、リンク制の缺陷から、輸出伸長上に障害を及ぼしてゐることも指摘され得る。だがもう一つ、此リンク制の實施から、産業機構に大きな矛盾を生じつゝあることを指摘したい。

それは、リンク制の採用によつて、これを實施された商品に關係ある産業就中、綿業に於ける中小商工業者が大きな打撃を受けつゝあることである。製品輸出によつて原料輸入を緩和されたものは大

企業、大會社で、國內需要を主として來た中小綿織業者は原料綿絲の入手難から殆どその操業不可能な状態に置かれるのである。こゝに中小綿織業者の逃道として、また輸出品の内地流用を阻止する最上の手段として紡績資本の下に織布業者を隷屬させる賃織制度が出來上つたのだが、この對策も決して満足な効果を擧げてゐない。即ち、紡績資本は自己の織布工場の操業度を維持せんがために出來得る限り賣絲を出さぬ状況にあるし、また織布工場を有たない紡績資本だけが賃織を實行してゐるが、其等の紡績が捉へる機業家は大規模のものを選ぶ状況にあるので、小規模の而して大多數の織布業者の困窮は依然救はれて居ない。今、綿工聯調査に基いた十月下旬現在の賃織状況を見るに、紡績資本の賃織は一千三百十八工場、綿工聯加盟工場總數の二割弱を捉へたに過ぎない。またその規模を見ると織機臺數百臺乃至三百臺と云ふ比較的大規模のものが多く、五十臺以下の如き小工場は少い。

かくの如くリンク制採用の結果として中小織物業者の困窮が指摘されるが、この他、現行リンク制のポイントが、原棉獲得の必要上、最も廻轉率の早い綿布を無理出しにする點にある處から、生地綿布の輸出が増加し加工綿布の輸出が減退しつゝある。最近年急激に發展し來つた我綿布輸出は加工綿布の増大であり、これは取りも直さず日本綿製品の高級化を示すものであつたのであるが、リンク制の採用はこの我國綿業の技術的發展を低下せしめつゝある。このことはまた、一面、貿易額に於いて

輸出不振を來すの一斑の原因ともなつてゐることゝ思はれるし、中小織物業者の賃織への收容を不活潑にしてゐる大きな原因ともなつてゐる。

(B) 中小商工業の困窮

以上はリンク制の採用による、主として綿業に於ける矛盾を指摘したのであるが、この他、物資統制の強化に伴つて、國內産業の全般に亘つて中小商工業者の困窮が生起しつゝある。東洋經濟新報の調査によると、大雑把な計算ではあるが、所謂犠牲産業人口は百五十萬に達し、その中失業者約四十一萬人が生ずることとなり(同誌昭和十三年十月十五日號參照)、また現在懊惱を續けつゝある中小工業(商業を含まず)人口は、全工業人口の約八〇%を占めてゐる(同誌昭和十三年十月一日號參照)。これ等に對し、政府は諸々の轉業對策に向ひつゝあるが、未だ見るべき成果を擧げてゐない。しかも政府の對策は主として中小工業者に對して集中され、中小商業者を顧慮してゐない。消費統制、配給統制の強化に伴つて中小商業者の受けつゝある打撃は中小工業者に比して決して少くはない。これ等の窮乏、不満は日に日に増大しつゝある。

が、斯様な多くの矛盾を胎みつゝも、産業界への統制は一層強化されて行き、就中國家總動員法の發動によつて國家の最高方針に従ふことを要求されるのである。

第四節 勞働統制は臣民徵用にまで進む

一、勞働統制強化の必然性

事變が始まつてから、日本の勞働市場はいろいろな變化を受けたが、中でも最も大きく吾々の注意を惹いたのは、平和産業に於ける轉・失業者の續出と軍需産業に於ける急激な勞働者の吸收とであつた。しかし結局に於て、平和産業から投げ出される犠牲勞働者は、軍需産業に吸收される新傭勞働者に比し遙に少數であつたので、全體としての我が就業勞働者は、日銀の勞働人員總指數が一率的な上昇を示してをる通り、今日に至るまでずつと増加の一途を辿つて來た。そのため事變前から既に不足を告げつゝあつた我が勞働供給力が、益々窮屈化して行つたのは云ふまでもない(本年報前輯一一四頁參照)。殊にこの窮屈化の傾向は一般勞働者よりも特殊勞働者へ、不熟練工より熟練工へと一層激しく現れてゐる。

厚生省職業部が去る九月卅日、十四年春卒業する鑛工關係の學校卒業生(中等學校以上)採用に對

する事業主側の申入れを集計した結果によると、卒業生約一萬二千人に對し、申請工場數三千八十四件、一工場當りの希望人員各二十人乃至三十人、合計約九萬人となつてゐる。つまり供給側に對する需要者側の申込は、ざつと九倍に上ると云ふ有様である。而もこの申込は、内地工場だけなので、外地及び植民地をこれに包含するときは、右の開きは更に大きくなる。これと同じ現象は、勞働者側にも既に早くから現れてゐた。即ち、事變以來軍需工場主の間で激烈な勞働者爭奪戰が演じられ、其の結果勞働者の移動を頻繁にし、賃銀の昂騰を招來した例は尙ほ吾々の記憶に新しいところである。

かやうなわけで戰爭遂行の原動力たる軍需産業の確立に大なる不利を齎らさんとする叙上の諸障害を除去するため、政府は最近に至り強力なる勞働統制を次から次へと實施せんとするに至つた。今これらのうち既に實現を見たもの及びこれから實行に移されんとするものを以下に概説し、そして現下の勞働統制が果して如何なる段階に來てをるかを見よう。

二、劃時代的段階に到達した勞働統制

(A) 總動員法二勅令の公布

先づ第一に擧げねばならないのは、國家總動員法關係の勞務規制だが、既に勅令が公布施行され、

現實の發動を見たものは、(一) 學校卒業生使用制限令(第六條による)、(二) 醫療關係者職業能力申告令(第二十一條による)の二つである。

學校卒業生使用制限令 此の勅令は總動員法第六條『政府は必要なるとき、從業者の使用、雇入、解雇、賃金等を命令することを得』に基き八月廿四日公布實施されたもので、工鑛技術關係の學校卒業生の爭奪を防止し、その配分を國家で規制するのである。即ち本勅令第一及び第二條にある如く、厚生大臣の指定する大學、專門學校、實業學校其他之に準すべき各種學校に於て、厚生大臣の指定する學科を修め其の學校を卒業したる者を使用するときは、事業主は卒業者の使用員數に付て厚生大臣の認可を必要とするのだ。而してこの適用の範圍、其の他の内容は次の通りである。

- 一、適用される學校 (一) 大學の工學部及理工學部、旅順工科大學、(二) 工業に關する内外地專門學校、(三) 中等程度の内外地工業學校、(四) 工業學校に準すべき私立學校にして中學校程度を入學資格とし、修業年限を一年以上とするもの(夜間授業のものを除く)
- 二、適用される學科 (一) 大學の機械工學科、船舶工學科、航空學科、造兵學科、電氣工學科、應用化學科、探鑛冶金科、火藥學科、燃料學科、(二) 專門學校の機械工學科、造船工學科、航空工學科、電氣工學科、應用化學科、探鑛冶金科、燃料學科、(三) 工業學校の造船科、航空科、電氣科、應用化學科、探鑛冶金科
- 三、卒業生の雇傭 雇傭主は學校の程度及び學科別に卒業生雇傭數に付き、毎年卒業の年の前年九月末日までに厚生大臣に對し認可申請を必要とする

四、卒業生の割當數 政府は事業の種類、緊要度、現在の主要生産品、勞務者及び技術者の現在員數、生産擴張計畫等を査定して決定する。

五、罰則 認可申請に當り不正又は虚偽の事實ありと認めたるときは、認可したる數を減少し、又は認可を取消すことが出来る。

尙ほ政府が以上の統制を行ふ場合、認可を必要とするものは何處までも使用員數に付てであつて、事業主はこの員數の範圍に於て卒業者を採用し得るので、誰を使用するかは任意である。従つて學校卒業生に何處へ就職せよと強制するものではない。而して認可人員の決定に當つては、別に委員會を設け之に諮問するのである。只陸海軍の作業廳其他官營事業に使用される技術者、道府縣廳に使用される技術者の採用は、使用員數を報告するだけで、認可の手續は要らないことになつてをり、此の點民間事業會社とはつきり區別されてゐる。

醫療關係者職業能力申告令 本勅令は總動員法第二十一條「政府は國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所により帝國臣民及び帝國臣民を雇傭若は使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得」に基き前者同様八月廿四日公布實施されたものである。即ち醫師、齒科醫師、藥劑師及び看護婦をして就業地を管轄する地方長官に、(一) 氏名、(二) 男女の別、(三) 出年の年月日、(四) 本籍、(五) 住所、(六) 兵役關係、(七) 醫籍登

録番號、(八) 診療能力、(九) 學歷及び職歴、(十) 就業の場所、(十一) 就業の態様、(十二) 俸給、給料等を受くる者なるときは其の額、(十三) 健康狀況特に總動員業務の従事に關する支障の有無、(十四) 配偶者の有無及び現に扶養する者の數、(十五) 總動員業務従事に關する希望等を申告させるのだ。申告の時期は、第二回目以降四年目毎に、其の年の八月一日現在により同月十五日までに之を行ふことになつてゐる。そして第一回たる本年は、特に十月十五日現在により同月末までに申告することにした。本令施行の目的は、前記申告事項(十五)に暗示する如く、今後に於ける總動員體制の確立強化に備へる基礎資料たらしめるためと、更に今日の如き醫療關係者の都市集結の弊を、將來何等かの方法に於て矯正せしめんとする意圖を有つものではないかと思はれる。従つて名稱通りの單なる能力申告が窮極の目的でないことは説明するまでもない。

(B) 技術者養成の義務制

右の二勅令の實施について、國家總動員審議會第二回總會は十月三十一日開催され、(一) 學校及び養成所に於ける技能者の養成に關する勅令案及び(二) 工場事業場に於ける技能者の養成に關する勅令案の二つの要綱を可決した。即ちその大要は次の通りだ。

學校及び養成所の技能者養成 政府は、曩に東京、大阪、名古屋の三ヶ所に國立機械工養成所を設

け、毎年新規に合計一千五十名の養成工の送出しをやることゝなつた。又公營乃至民營の養成所にあつても、現在既に約一千名見當の職工を養成してをる。しかし今日の情況では、この位の程度で到底押寄せる職工不足を補ひ得ないので、今回遂に總動員法第二十二條を發動して、技術者の大量補給に邁進することゝなつた。決定された本要綱によると、大學、専門學校、實業學校、青年學校その他に準ずべき各種學校又は養成所の管理者若くは設立者に對し、文部大臣は技能者の種類及員數を定め、その養成を命ずることが出來、更に技能者の養成に付き必要ある場合は、學校の新設、學生生徒定員の増加を命じ得るやうになつてゐる。

工場事業場の技能者養成 これも前者同様總動員法第二十二條に基くもので、その内容は大體以下に示す如くである。

- 一、技能者養成の義務を負ふものは、原則として一工場に於て十六歳以上の男子労働者を常時二百人以上使用するもの
- 二、養成すべき技能者の員數は命令を以て定める
- 三、養成工は原則として養成開始の際、年齢十四歳以上十七歳以下の男子にして、高等小學卒業程度以上のもの
- 四、養成期間は三年、特別の場合に限り二年とする
- 五、十六歳未満の養成工の養成時間は、就業時間と合せ原則として一日に十一時間以内とする
- 六、厚生大臣又は地方長官は技能者の養成に關し、官吏をして工場其の他の場所に臨檢し、養成狀況を檢査させる

七、技能者の養成に就ては損失を補償し又は補助金を交付する

尙ほ政府の非公式發表によると、本勅令は十二月中に發動實施する方針で、差當りの適用範圍は軍需工場（主として兵器及び機械關係）に止める模様である。

(C) 國民登録制と勞務者爭奪防止令

國民登録令 次に、最も早くから問題にされ而もその勅令（總動員法第廿一條に基く）制定が遅れてをる國民登録制だが、之も愈々十二月中には公布される模様である。厚生省より發表された同要綱によると、(一) 厚生大臣の指定する機械器具、金屬、化學、鑛山、交通、運輸を始め百卅六種の職業に三ヶ月以上従事する十六歳以上五十歳未満の男子労働者、並に鑛工關係學校卒業者を登録する、(二) 登録申告義務者は、健康保險法適用工場（使用人五人以上）では事業主、その他は勞務者自身、(三) 登録事項は本籍、住所、姓名、年齢、従事する職種、技能程度等、(四) 職業紹介所では必要な場合、登録義務者に對し技能檢査を行ふ、(五) 職業紹介所は登録カードを作成し、これを保存する、(六) 登録と同時に登録票を労働者に交付することになつてゐる。そしてこの勅令に基き國民登録の義務を負はされる労働者及び技術者は、全國で四、五百萬人に上ると云はれてをる。

國民登録制の實施に伴ふ登録労働者の技能檢査に就ては、所謂テスト・テストイングの機關（技能

検査所) 新設が前々から問題になつてゐたが、此の程、それを東京に設置することに決定した。この東京技能検査所は登録労働者に對して行ふべき技術検査の基準決定に關し研究する機關であつて、ここで決められた標準に基いて、各地方職業紹介所で夫々實際の技能検査を行ふことになるのである。之等の國民登録關係に要する費用は、十一月十一日第二豫備金より支出と決定、その額は國民登録費として百萬圓、技能検査所設置費として十萬圓、職業紹介所の擴張費として百廿萬圓、合計二百三十萬(十四年二月まで)を捻出することゝなつた。

軍需工場の交替制實施 これは總動員法に基くものではないが、十二年來やかましく云はれて來、そして本年六月廿三日の閣議では『軍需工業能力増進の爲め交替制採用』の決議が行はれた程で、そのため厚生次官は去る八月十九日各地方長官に對し、大要次の如き通牒を發した。

軍需各工場に於ける交替制の採用に就ては、十二年十月軍需品工場に對する指導方針として指示通達したる處なるが、時局は其後愈々之が實施を必要とするに至つた。

即ち軍需生産力の擴充にも、労働力の保護にも、更に物資動員に依る失業の對策としても、交替制の採用は、重要な施設なるを以て特別の配慮を要する。尙ほ本件は既に陸海軍當局とも打合濟なれば、地方駐在の軍監督官とも充分協議の上、その實現に遺憾なきを期せられたい。

而してこの厚生次官が發した通牒の具體的内容は、(一) 交替制の方式は、作業の種類、労働事情を

考慮し最大の生産を擧げ得ること、(二) 一日の就業時間は十二時間以内とすること、(三) 實施可能な場合は三交替制とすること、(四) 交替班の轉換は十日を超へざる期間毎に之を行ひ、其の際成るべく休日と與へること、(五) 交替制による就業時間の短縮の場合に於ける賃金其の他の給付に付ては特に留意すること、等を盛つてゐる。

勞務者爭奪防止令 本勅令は總動員法第六條に基いて發せられるもので、前記國民登録令と共に既に成案を得てをり、近く開催される國家總動員審議會にかけられて、遅くも十二月中に公布實施される見込みである。要綱を示せば次の次りだ。

- 一、厚生大臣の指定する事業主は、國民登録票を所持しない勞務者を雇入れることを得ない
- 一、離職して一定期間を経過しない勞務者を雇入れる場合は職業紹介所の許可を要する
- 一、事業主は、解雇、解約の時まで勞務者の登録票を保管する義務を負ふ

労働者爭奪防止に關しては、民間でも既に自治的に防止協定を結んでゐるものも可成りある。近くは十月十五日の東京朝日新聞が報じた特殊鋼協議會の技術員及び熟練職工の爭奪防止申合せの如きである。しかし民間の場合は、その範圍が限定され、多くは同種事業者間の申合せに止まるので、必然他部門への職工移動は防ぎ難い。この點本勅令が實施されれば、それは全國の登録労働者を對象とす

るものであるから、移動は著しく緩和されるやうにならう。

國營職業紹介所の擴充 國民登録制及び労働者爭奪防止策が講ぜられるに際しては、事實上全國の職業紹介所が之に當るので、厚生省では郡部職業紹介所の國營移管を繰上げることとなり、大藏省と折衝の結果、その費用百卅萬圓を第二豫備金から支出することに決定、愈々十一月十九日から新に百八十九ヶ所の開設を見るに至つた。之で全國の國營職業紹介所は合計三百八十四ヶ所に擴充されたわけだ。

(D) 標準賃銀と標準労働時間

以上が事變發生以來今日まで實現に移された乃至は成案の作成を終つた戦時下労働統制のあらましだが、之等の統制はこれからまだく擴大・進展するものと見られる。それは例へば、既に述べた軍需工場に於ける交替制の採用にしたところが、交替を頻繁にすることによつて労働者一人當りの就業時間が短縮され、その結果從來に比べて實收賃銀所得の低下が起り得るのである。更に労働者の爭奪防止にしても、之が實施されれば、低賃銀労働者の場合は、過去のやうに雇傭条件の高きに向つて移動することが出来なくなり、此の限り著しく不利な破目に陥るわけだ。従つて、此の關係を何等かの方法によつて適當に調整して行かねばならなくなる。最低労働賃銀の確立が益々叫ばれる所以である。

労働賃銀と並行して考へねばならぬのは労働時間の問題である。現下の我が労働時間尠くも殷賑産業の労働時間が餘りにも長過ぎることは、誰も異論のないところである。一定の限度を超へた長時間労働が、單位當り生産量の増加に何等の寄與もしないことは、本年報第三十一輯で詳しく述べた通りだ。一體日本は労働賃銀と云ひ、労働時間と云ひ、餘りに關心を有たな過ぎた。試みに極く最近實施された隣邦米國の公正労働標準法を瞥見してみよう。

米國の『一九三八年公正労働標準法』は、本年七月大統領によつて裁可され、十月廿四日より效力を發生した。勿論この法案は兩院協議會に附託されて全般的修正を経たものではあるが、しかし労働者の健康及び福祉に必要な最低生活水準の維持を目標とし、N・I・R・Aの精神を盛る一つの劃期的立法と云へる。即ち本法は國內産業に従事する被傭者に對する最低賃銀と週就勞最長時間とを規定し、年齢十六歳未満の者の危険なる職業への雇傭は禁止されてをる。そして法律を施行するために、労働省内に賃銀及び労働時間部を創設し、部長は各産業に就き委員を任命することが出来る。更に部長は商業又は商品の生産に従事する各産業に就き委員會を設けることを命ぜられてをり、この委員會は雇傭主及び被傭者の双方に利害關係を有たない公衆の代表者の一定員數と、それと同數の雇傭主及び被傭者を包含することになつてゐる。

最低賃銀に關しては、雇傭主は米國內に於ける物品の配給又は配給すべき商品の生産に従事する被傭者に對し、(一) 本法實施の日より一年間は一時間二十五仙を下らざる、(二) 次の六年間は一時間三十仙を下らざる、(三) 七年を経過せる後は一時間四十仙を下らざる割合によつて、賃銀を支拂はねばならない。本法は出來得る限り迅速に、雇傭を減少することなしに四十仙の最低賃銀率に到達せんとする目的の下に、部長が隨時産業委員會を召集すべきことを要求する。この委員會の本務は雇傭主の支拂ひ得べき賃銀の最高率を勸告することである。

最長労働時間は、本法實施の一九三八年十月廿四日より向ふ一年間は週四十四時間、翌年は四十二時間、その後は四十時間と定められてゐる。但し被傭者が正規の率の一倍半を下らざる率に於て賃銀を支拂はれる場合はこの限りでない。季節的産業及び被傭者が團體協約になる承諾の下に作業してゐる等の場合には除外例を設けてある。即ちこの場合の承諾は、一年の労働時間二千時間、或は六ヶ月に一千時間を保證せねばならない。

右が米國公正労働法の大要だが、日本に於ても厚生省労働局では、最近愈々適正なる労働條件の維持を目指して、總動員法第六條による標準労働賃銀の制定及び労働時間の制限を行ふ態度を明かにした。傳へられる當局案の骨子は次の如くである。

◇標準賃銀の制定

- 一、標準賃銀の制定については物價委員會と同様中央並に地方に賃銀委員會を設置し關係官廳、事業主、従業員、學識經驗者を委員に任命して業態別に標準賃銀を定め、地方では中央の決定を基礎に地方的な特殊事情を加味して決定する
- 一、標準賃銀の規制を受けるのは軍需工業關係で差當り爭奪防止に關する勅令の對象となる業種である
- 一、標準賃銀は最低賃銀ではないから違反者を直に罰することは出來ないが、示された標準賃銀と相當距離のものについては、委員會の意見を徴して地方長官が適當な處分をなし得る様考慮する、この點は労働局で慎重研究中である

◇労働時間の制限

- 一、これは去る八月厚生省から地方長官に發せられた交替制實施に關する通牒を法制化するもので一日の労働時間を原則として十二時間に制限する
- 一、この労働時間の制限を受けるものは機械器具、金屬、化學工業、鑛山等の軍需産業である
- 一、労働時間の制限による賃銀の實質的低下につき特に留意する
- 一、交替制に伴ひ労働者の休養、衛生についての適當な施設を考慮させる(東京朝日新聞、十一月十四日)

目下勅令案の作成中で、これが實施に要する費用は既に第二豫備金から支出されることに決つた模様だから、近く成案と共に總動員審議會にかけられ、公布實施されるであらう。たゞ前記に明かな通り、今回の賃銀の規制は最低賃銀の決定でなく標準賃銀の設定だから、前者に比し規制力は著しく弱

いわけである。だが標準賃銀は最低賃銀へ進む一つの段階とも見られるのだから、何れはこゝまで前進することゝならう。更の場合によつては最低賃銀と共に最高賃銀の設定も考へられぬわけではない。尙ほ標準賃銀及び労働時間とも、何れも當面軍需産業部門のみに適用される模様であるが、之も將來其の範圍が全面的に擴大されることゝならう。

三、遂に臣民徴用條項を發動か

労働に對する國家統制強化の必然性は以上に止まらない。それは曩に述べた醫療關係者申告令にして、國民登録令にして、これらは皆統制の一つの段階に過ぎないからである。換言すれば申告令及び登録令は、國家目的に従つて將來起り得る技術及び労働力の適正なる配置を行はんとするための準備統制なのだ。従つて事變がなほ長期に亘り、そして現在の労働需給關係が更に一層緊迫化して來るやうなことになるれば、そのときこそ強權統制の最後の切札とも云ふべき總動員法第四條『政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所により帝國臣民を徴用して總動員業務に従事せしむることを得』を發動するときであつて、叙上の準備統制が第二段の展開を示すことになるのである。獨逸に於ては既にこの國民徴用の段階にまで進んでゐる。即ち獨逸政府は曩に國民の職業能力登録

制度（登録カード制）を實施したが、この登録カードに基き四ヶ年計畫全權受任者ゲーリング將軍は國民の徴用を行ふため本年（一九三八年）六月二十二日『國家政策的に特に價値ある任務に對する勞務者の需要充足を目的とする命令』を公布し、七月一日より實施するに至つた。此の命令は、國策的理由によつて其の遂行を猶豫し得ないところの特に重要な任務に對する勞務者の需要充足を目的として、凡べての獨逸國民に對して勞務を給付する義務又は特定の職業教育を受くる義務を課することを得る旨を規定してゐる。この命令が發動されるに至つた獨逸最近の労働界は、云ふまでもなく失業者が激減し、労働力は漸次不足を告げ、而もこの現象は獨り特定産業のみでなく、全産業の一般的現象にまで變移して來たからで、從來採り來つた労働配置政策を以てしては、到底かゝる労働力の需要を充足することが不可能となつたからだ。

此の凡べての獨逸國民に對する一般的勞務給付義務制は、ゲーリング將軍の命令に準據して更に職業紹介局及び失業保險局長の施行規程によつて補足されてゐる。即ちこの施行規程はその適用範圍に關し、先づ第一に獨身者に勞務義務を課すること（勿論命令は労働能力ある男女全獨逸國民に適用される）、この義務を履行させるときは從前の場合に比し、義務者を經濟的に悪く待遇してはならないこと及び義務者の労働力を成るべく其の知識、技能に相應する職場に配置させるやうに規定されてゐる。

適用事業は先づ土木建築業、鐵及び金屬工業とされる模様で、勞務者の徵用に際しては國策上特に重要にして其の遂行を猶豫してはならない經營又は官廳からは一人たりとも勞働者を徵用することは出來ないことになつてゐる。勞働義務賦課に關する職業局の仕事は、經營者側の申告によつて開始される。そしてこの申告は、地方職業局に對し申告用紙に記載せられる勞働者を一定の時期に申告者に差向けることを、同時に前の經營指導者が移駐先の經營指導者に委託することを意味するものであるから、申告書には勞働條件が詳細に記載される仕組になつてゐる。

戰時下日本の現状は、まだ獨逸の勞働市場ほど勞働力が不足を告げてゐないであらう。それは列國と異り我が人口の四〇%以上が農業人口であり、これが弾力性ある勞働力供給の源泉をなして來たからである。しかしこの農村までも最近勞働力の不足をかち出した模様である。従つて長期戦今後の推移如何によつては、獨逸同様我が國も國民徵用へと押進まざるを得なくなるのではあるまいか。

四、勞働運動の國家的抑制

勞働規制に對する國家意志は、勞働運動にも強く反映してゐる。産業報國聯盟の結成はその最も顯著な現れと云へる。産業報國運動の發端は、本年二月協調會内に設けられた時局對策委員會にある。

即ちこの委員會の第二専門委員會で、勞資協調、勞働力需給調整、勞働保護の實踐的研究を開始したに始まるが、其の後發展して七月三十日、遂に官民双方の意志を盛つた産業報國聯盟の創立となつたのである。勿論これには日本勞働組合會議も、勞働總同盟も積極的に参加し、更に後から事業主側を代表する全國産業團體聯合會も之に加つた。かくて急速に誕生を見た産業報國聯盟は、一體如何なる内容を有つものであるか。先づその意圖するところを綱領によつて窺ふと次の通りだ。

- 一、我等産業人は國體の本義に則り、産業の國家的使命を體し、全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ、以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す
- 一、我等産業人は、産業は資本、經營、勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し、事業者は至誠を以て經營指導の任に當り、従業員は忠實に其の職分を盡し、勞資一體、事業一家の實を擧げ、以て産業の健全なる發展を期す

右の如く甚だ抽象的な綱領だが、この方針から出發して聯盟は更に各事業場内に『産業報國會』又は之に準ずる機關を設け、之によつて時局講演會、懇談會の開催、生産能率の増進、共同福利施設の助成等の具體的手段をとるのだ。そして一經營は一報國會を組織し、重役、職員及び勞務者等事業に従事する者全部が其の會員となり、聯盟は各報國會を連絡する機關となるのである。かくて最近までに結成された産業報國會は、警視廳管下で三十二、神奈川県で十、岡山四十四、千葉一、秋田四、山口

一、愛媛三、長崎一、和歌山一、と云ふ具合で、其の後も著しい勢ひで増加してゐる模様である。

たゞ吾々が茲で注意せねばならぬ問題は、この産業報國運動と労働争議の關係である。前掲の報國聯盟綱領にも明白に現れてをる如く、この運動の重要な一つの精神は勞資間に於ける鬭争を可及的に

労働争議發生件數(厚生省調)

昭和十一年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
一二年	一三	二七	六	一四	一三	一三	一四	一四	一三	一三	一五	一三	一三
一三年	一三	二七	二九	一五	二〇	一六	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	一三	二七	二九	一五	二〇	一六	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

回避することにあるので、此の限り報國運動の發展は必然労働争議の減少に大いに寄與すべき筈である。ところが、事變後急減の方向に換つた労働争議も、本年に入つてから却て少増の徴候さへ見せてゐる。即ち表示の通りだ。そのせむか昨今國家總動員法第七條『政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所に依り労働争議の豫防若は解決に關し必要なる命令を爲し又は閉鎖、作業若は勞務の中止其の他の労働争議に關する行爲の制限若は禁止を爲すことを得』の條項を何時でも發動し得るやう、政府は準備中だと云はれてゐる。一方政府は、産業報國運動そのものに對しても大いなる關心を有つてゐることを忘れてはならない。それは産業報國聯盟の理事に内務省警保局長以下二、三の關係官吏が就任してゐるばかりでなく、聯盟成立後今日までの經緯に徴しても、當局がこの新組織の中に治安維持的效果を大きく狙つてをることは充分讀みとれるのである。

第五節 食糧自給と農産物の計畫生産

農村に於ける事變の影響は漸く顯著となつた。勞力、畜力の不足や農業用資材の供給難に對しては事變勃發以來、種々の對策が講ぜられたが、生産力の減退は今年の重要農産物實收高竝に豫想收穫高にはつきり現はれた。この状態を放任するときは、單に農家經濟の運営を困難にするばかりでなく、國民生活竝に軍の行動にも少なからず影響を與へることは必定だ。斯くして、重要農産物の増産及び其れがために生産計畫を樹立することは、緊急を要するまでに差迫つた課題となつた。

併し乍ら、生産力減退に伴ふ自然的減收を喰ひ止めるばかりでなく、更に之を増産するとは容易な業ではない。農産物の生産は工業生産と異り、平常の勞力と資材を以てしても、短時日の内になし得られるものでないからだ。ともかく、計畫生産は戰時農村對策の中核をなすだけに、その影響もまた注目すべきである。

一、農業統制の根本方針

食糧自給の立場から農産物の生産を確保すべしとの意見は、農林國策の根本方針を樹立するために開かれた六月二日の農林省議に現はれた。右省議に於ては國防、國民生活必需農産物の生産確保に邁進することを決定し、場合に依つては戦争必需品その他從來の輸入農産物に付き、生産の強制割當をも考慮すべきを約した。而して、その結論は七月中旬の全國經濟部長會議に於て示された。それは先づ、生産計畫を一定の目標の下に組織立てたもので、各種農産物を其の重要度に應じて次の四種類に分類した。

第一種 (主要食糧及び軍需農産物) 需給推算に依る生産目標を定めて必ず一定の生産を確保する。

第二種 (輸出農産物) 輸出増進上その生産を維持増進するため、これを指導奨励する。

第三種 生産の現状維持を目標とするも、場合に依り其の減少を已むなしとする。

第四種 必要ある場合には生産の縮小乃至禁止を考慮する。

右の中、第一の部類に屬するものとして、米、小麥、大麥は云ふまでもなく、其のほか甘藷、馬鈴薯、玉蜀黍、燕麥、苧麻、亞麻、大麻等が挙げられる。菜種、除蟲菊、茶及び花百合は第二の部類に入れられる。さうすると大體、右に挙げられた以外は残りの二部類に屬するわけだが、さて、どれを縮小し、或は禁止するかと云ふことは困難である。然し、兎も角、これを實施するとすれば、高等園

藝農産物 (果樹、蔬菜及び花瓣の一部) は差し當つて減反の憂目を見ることにならう。

だが、當面の問題としては、第一種乃至第二種に屬するもので、直ちに増産を要するものに對して如何なる方法を採用すべきかである。政府の方針に依れば、先づ、これ等農産物の生産數量を定めて、府縣別に割當てんとするものだ。これがために千二百萬圓を明年度豫算に計上して、生産計畫化並に農具、肥料、其他生産資材の配給を統制せしめることになつた。が、現下の急に應ずるため、先づ本年度中に第二豫備金等を以て百七十萬圓を支出し、經濟更生委員會を改組して、中央並に地方に生産計畫委員會を設置する。同時にまた一元的統制の元締として、本省に總務及び物資調整の二部を設けることになつた。

また、計畫生産を容易ならしめる爲の施設として明年度の新規事業に挙げられてゐるものは、生産、販賣の指導奨励及び斡旋に關する諸施設、耕地開發及び肥料の配給割當を始め、農業機械の共同利用促進助成、集團的勞力移動の調整、米穀配給機構の改革、農業團體の統制などが準備されてゐる。

殊に、耕地開發と肥料の配給割當に對しては積極的態度を示し、生産計畫と不可分の關聯を持たした。耕地開發は全國適地二萬町歩の開墾を始めとして、潰地復舊及び自作農創設のための開墾をする外、二毛作奨励並に濕田利用増進のための暗渠排水、濕田排水二萬五千町歩と云ふ大なる計畫である。

次に重要化學肥料の割當に付ては、原料の輸入制限に依つて明年度に於ける需給關係は更に窮屈となることを免がれない情勢にあるので、農林省では來年度豫算に九十六萬五千圓の新規要求を盛つて、中央及び地方に配給統制に關する委員會を設け、配給組織の整備を行ふことになつた。而して割當方は、硫安は日本硫安會社、加里鹽は大日本加里會社、過磷酸は近く設立を見んとする販賣會社を配給統制機關として、全購聯及び特約店を通じて府縣別に割當てる意向である。割當基準は道府縣の申請を基調として、過去の實績と將來の生産計畫の二つに置かれる。

二、割當農産物の増産目標

(A) 選ばれた十一種農産物

明年から直ちに増産に取りかゝる農産物の種類は十一を數へられる。即ち、米、小麥、大麥、燕麥、玉蜀黍、麻、甘藷、馬鈴薯、茶種、葉煙草並に製茶である。そのうち、米、小麥は國民の主要食糧品であると共に、直接軍需食糧品として重要なこと云ふまでもなく、大麥、燕麥、玉蜀黍は馬糧として、麻は纖維原料、茶種は油蠟原料、甘藷、馬鈴薯は特に無水アルコール原料として、共に軍用並に工業原料資源の不足を満たさんとするものである。右のうち、小麥、玉蜀黍、麻、葉煙草は多額の輸入に依

存してゐるから、その増産は國際收支の改善にも役立つわけだ。また、茶と茶種は輸出品としてその増進を目論まれてゐる。殊に綠茶の昨十二年に於ける輸出額は千七百萬圓に達し、紅茶も五百七十五萬圓を數へる。葉煙草の國內産額は年約六十萬担、今年の總價額四千六百八十萬圓に上つたが、尙ほその輸入超過額は、非常に少くなつた昨年に於て二百四十萬圓を數へた。

扱て、これ等農産物の増産目標であるが、未だ其の詳細を明かに出来ない状態にあるので、主要なるものに付て大體の目安を擧げると、明年度に於て米約三百萬石、小麥五十萬石、大麥五十萬石の増産を圖り、茶種は作付面積二萬町歩を擴張する。麻は五ヶ年計畫で二萬五千町歩、年々五千町歩擴張、玉蜀黍は八十萬石増産を目標とした。甘藷と馬鈴薯はアルコール混用計畫に基いて、昭和十九年度當りまでに甘藷五億貫、馬鈴薯二億四千萬貫を増殖することになつた。

米の増産施設助成に關しては特に一項を設けて、明年度豫算に三百萬圓を計上し、栽培法の改善、螟蟲誘蛾燈施設助成、稻熱病防除等の經費を見積つた。小麥は日滿支の小麥自給自足を目標として内地小麥増産五ヶ年計畫を樹立し、第一年度五十萬石増産を手始めに、合計三百萬石の増産を昭和十八年度までに完了する計畫である。

(B) 割當生産が農家經濟に與へる影響は大きい

(一)

増産目標農作物の作付反別、價額及 び同割合(昭和十二年度)	作付反別 同割合	價額 同割合
總 數	八、二九	一〇〇
米	三、三三	三三、二七〇、八五〇
麥	一、六〇	二、〇〇一、八八〇
小 麥	一、〇七	一、九七九
大 麥	〇、五三	〇、〇二二
燕 麥	〇、〇〇	〇、〇〇〇
食用農作物	一、一七	一、四〇六、〇八二
甘 藷	〇、六九	〇、二二四
馬鈴薯	〇、四七	〇、一五五
玉蜀黍	〇、三二	〇、一〇九
工 藝 農 作 物	〇、二五	〇、〇八二
茶 葉	〇、一五	〇、〇五二
麻 草	〇、一三	〇、〇四一
葉 煙 草	〇、一〇	〇、〇三二
綠肥作物	〇、〇八	〇、〇二七
蔬菜及花卉	〇、〇六	〇、〇二一
果 樹	〇、〇四	〇、〇一五
桑	〇、〇二	〇、〇〇七

斯く増産を目論まれてゐる十一種の農産物は、夫々農家經濟にとつて重要な支柱であり、従つて、増産に伴ふ生産割當方法の運用如何は、輕視すべからざる甚大な影響を持つ。いま、これら農産物の作付面積並に價額の全農産物のそれに占める割合を検討してみると、上表の如くである。

右の中、米、小麥の占める割合は壓倒的に大きく、作付反別に於て米三百二十一萬七千町歩、小麥七十二萬五千町歩を合して、總作付反別の四八%五六を占める。次いでは大麥の三十三萬町歩(四%〇六) 甘藷の二十八萬九千町歩(三%五六) 馬鈴薯の二%一一、燕麥の%一五、茶葉の%三、玉蜀黍の%六四、麻の%三二と云ふ順だ。それを合すると實に六三%一一になる。更に之を價額にとると、

總價額三十二億七千萬圓のうち、米の二十億七千萬圓(六三%三四)を筆頭に、十一種農産物を併せて八〇%六を占める。

この割合を以てしても、生産割當制の影響に付いて云々する必要がない程であるが、この外にも食糧、軍需及び輸出用として、生産の維持増殖を要するものが多い。即ち、稗麥は食糧として、百合根、豌豆、隱元豆、蜜柑、除蟲菊、薄荷、玉葱、蘭等は輸出乃至輸出用原料として重要なは勿論、其のほか乾燥野菜の素材たる蔬菜、工業原料としての工藝用農産物の或るものは何れもこれに劣らぬ重要性を持つてゐる。桑や綠肥作物に付いても同様である。斯く取り擧げて見ると、農産物中ほとんど九割九分までが、減反乃至生産禁止を許さぬ状態にあると云つても大過あるまい。取つて換るものが無ければ、既耕地乃至未開墾地に於て増殖する以外に道はないが、而も、次章に述べる如く、重要農産物の悉くが著るしき減収を見た。

三、米及び小麥需給の前途

(A) 稻作中心主義の成果

十月三十日現在に於ける米の第二回豫想收穫高は六千四百八萬八千九百九十石と發表された。之を前年

實收高に比すれば三分四厘の減少である。六月の下旬から七月上旬にかけて全国的な水害があり、その後の天候も餘り思はしくなかつたが、兎も角も普通作を見込まれるに到つた。これに依つて、勞力不足の脅威は一掃された。稻作への勞力集中に全力を傾倒したからだ。豐作が二年も續いた後だから需給關係も亦、大して悪い方ではない。が、事變に伴つて消費額は可成り増大してゐるから、樂觀は許されぬ。即ち、今年の端境期持越米は八百四十九萬二千石と、前年より九十八萬石の増加を示したが、これを基礎にして本年度に於ける過去一年間の消費実績を算出すると、前年同期に比し九十萬六千石を増加した。即ち、本年度の消費總額は表示の如く約八千萬石となり、未曾有の記録を示した。これは米穀の應急措置法に基く軍需米の買上と内地消費の自然増加のためだ。

(二) 米穀の需給実績並に推算(單位千石)

年度	前年度より の持越額	生産額	輸移入 額	供給總 額	輸移出 額	翌年度へ の繰越額	消費額
昭和八年	八、九〇七	六〇、三九〇	二、七四六	八二、〇四五	六四	九、〇〇八	七、四四四
九	九、〇〇八	七〇、八二九	一四、二四九	九四、〇八六	九〇二	一六、四三二	七、七五四
十	一六、四三二	五、八四〇	一三、〇一八	八二、二八九	八二五	九、九三六	七〇、五五六
十一	九、九三六	五七、四三七	一四、一九四	八二、五七七	五五〇	八、〇〇七	七三、〇四〇
十二	八、〇〇七	六七、三四〇	二、八七九	八七、二二六	六四八	七、四四四	七九、一五四
十三	七、五二二	六六、三三〇	一五、二九	八九、〇五二	六五七	八、四九二	七九、九七二
(豫想)十四	八、四九二	六四、〇八	一四、八五〇	八七、四三〇	五七七	七、三三三	七、三三三

(備考)

- 一、八一十二年度は米穀摘要に依る。
- 二、十三年度は十一月一日在米高に基く需給実績。
- 三、十四年度は十一月一日現在の第二回収穫豫想に基く農林省の需給推算

そして、此の消費激増を補給したのは朝鮮米と臺灣米である。この二つの移入米の増加額は約三百四十八萬石に達し、これに依つて八百五十萬石の繰越米を生ずるに至つたのである。表記の十四年度豫想では千四百五十五萬石と、相當額の輸移入を見込んでゐるにも拘らず、翌年の端境期繰越米は七百三十萬石に留る。

然し一方、外地の産米状況を見ると、朝鮮米は昨年二千六百八十萬石と、前年に比し實に七百三十萬石を増加した。臺灣米も九百廿三萬石と豐作を示し、兩者合して三千六百萬石である。兩地の消費額は大體、生産額の半ばに近い程度であるから、一千五百萬石程度の内地移出に對しても尙ほ餘裕を見せてゐる。尤も、今年の朝鮮米は減收を豫想されてをり、長期的に見ればやはり樂觀は出來ない。

(B) 小麥の需給に不安増大

昭和七年頃までの、内地に於ける小麥の生産高は毎年六百萬石程度であつた。そして、七百萬石から一千萬石に達する内地需要と對滿支小麥粉輸出などに應ずるため四、五百萬石の外麥輸入をなしてゐた。そこで政府は、昭和七年に小麥百斤に付き二圓五十錢の輸入關稅引上を斷行すると共に、三百萬石増殖五ヶ年計畫を遂行した。豫定の如く、最終年度の十二年には、九百九十九萬六千石を生産し、外麥輸入は昭和一——五年平均四百五十萬石から、一昨十一年の百七十五萬六千石に減じ、昨年は更

(三) 小麥(小麥粉を含む)の需給(單位千石)

年 度	生産高	輸入高	移入高	輸出高	移出高	輸移出 超過高	内地 消費高
昭和八年	八、〇三三	三、三三五	一五〇	二、三四七	五五五	五七三	八、五六六
九	九、四五二	三、五八八	一〇	三、〇二二	一、〇〇二	四四	九、〇三六
十	九、六五八	二、九九〇	八四	一、八五八	一、〇二八	一八	九、八四四
十一	八、九六二	一、七七六	一七	八三三	八〇五	一五	九、二二六
十二	九、九六六*	九五*	四六*	二、四三五*	三九五*	一、〇七三*	八、〇五七
十三	八、九七三	—	—	—	—	—	—

(備考)

- 一、八一十一年度は農林省農務局調査。
- 二、十二年度は大藏省貿易月表に基き記者が換算せるもの、小麥粉の製粉歩止(輸出入七九%) (移出入七五%) 原料小麥容量百斤を四斗四升として採算。
- 三、消費總額は生産高より輸移出超過高を差引きたるもの。

の内地消費減に依つて持越高が減少したこと考へられるが、本年の小麥實收高は昨年比し一割二厘の激減を示し九百萬石を割つて了つた。

政府の計畫は十八年度に千三百萬石を擧げる豫定だが、右の事情を綜合すると、再び外麥の輸入にでも俟たなければ、今年の需給が著るしく窮屈となることは免れない。七月下旬に開かれた東亞農林協議會では、日滿支ブロック強化のため、滿支に於ける外麥の輸入を防遏し、内地麥に換へることに意見の一致を見たが、恐らくこれは非常な困難を伴ふであらう。

四、割當生産、荆棘の道を歩む

(A) 失敗に歸した大麥の増産計畫

割當供出に一番痛手となるのは生産力の減退だ。割當だけの生産が出来なければ、最初の計畫は烏有に歸する。大麥の増産計畫は此の意味に於て失敗したわけだ。

馬糧となる大麥、燕麥並に玉蜀黍の需要は事變に伴つて著しく増大した。そこで、大麥に付ては昨年十一月以來、府縣別割當制を施行し、作付面積の擴張に依る増産と供出數量の規定を行つた。同時に、軍用麥の供出機關には主として全販聯が之に當つた。全販聯の第八年度(昭和十二年十一月一日—十三年十月卅日)の事業成績を見るに、十月十五日迄に於て、麥類の總取扱分量は一千六十四萬五千俵に達し、前年同期に比し九二%一を増加した。殊に大麥は二百六十萬九千俵と實に一九〇%三の激増だ。この増加額全部が事變に伴ふものでないとしても、軍用馬糧の需要増大は見逃せない。

斯く需要の急増を見たのに對し近年の大麥産額は一向に殖えなかつた。昨年の實收高は次表に見る如く、六百八十七萬九千石と前年に比し五十二萬五千石を増加したが、本年は再び八分一厘を減少して、近年の最低記録を示した。増産計畫の趣旨に則り、作付面積は昨年に比し八分三厘の二萬七千町

(四) 大麥、玉蜀黍の累年産額並に増産目標

昭和年	大麥	玉蜀黍
	千石	千石
六	七、三七六	四、三三三
七	七、五七四	四、三三三
八	六、九二七	五、五五五
九	六、七九六	五、〇五五
十	七、二六七	四、九〇〇
十一	六、三三三	六、〇〇〇
十二	六、八九九	六、五七七
十三	六、三三四	六、五七七

歩を増したが、何しろ一段歩當り收穫高が昨年の二石八升から、一石七斗七升に激減したため、斯く慘澹たる結果を見たのだ。明年度から新に年五十萬石を増産するには、右の結果に鑑みて從來の方針を考へなほす必要があらう。生産計畫に依ると、玉蜀黍は八十萬石増産を目標として居るから、右の表を見ても判る通り、それには、現産額の二倍以上の生産を圖らねばならない。玉蜀黍の昨年に於ける輸入價額は二千六百四十二萬圓に達し累年増加の傾向を辿つてゐる。従つてこの程度の増産は必須の勢と見てよい。

(B) 燃料國策の線に沿ふ甘藷、馬鈴薯の増産

大麥と共に、現在、割當生産を實施してゐるのは甘藷だ。元來、甘藷の生産高は年平均九億貫を超え、價額にして食用農産物の五割近くを占める。然し、そのうち六億貫は農家の食用になる。北海道、東北、北陸、山陰、近畿の諸地方は自給自足の程度だ。他府縣からの移入にまつものも多い。販賣される甘藷の用途は食用、澱粉、焼酎原料などだ。昭和八―十の三ヶ年平均販賣數量を帝國農會で調査した所に依ると、食用四八%五、澱粉三八%五、焼酎原料九%三、その他三%七と云ふ順だ。

これを見ても食糧品としての甘藷は相當大きな役割を果してゐる。が、今や新たに、燃料國策の線

に沿つて、もう一つの重要な役割をつとめることになつた。

昨年四月、アルコール專賣法が施行され、代用液體燃料として無水アルコールの製造に乗り出した。次で本年七月、揮發油及アルコール混用法の實施に依つて、航空機用、化學用、醫藥用及び清洗用を除く自動車等の内燃機關に使用するガソリンに對して、無水アルコールの強制混用を命じた。アルコールの原料は糖蜜や木材の纖維素、甜菜、甘蔗など十指に餘るが、無水アルコール工業原料としての甘藷、馬鈴薯の比重は漸次昂まつた。

甘藷は現在、約一億貫を府縣別に割當て、生産と供出を行はしめてゐる。馬鈴薯は明年度から本格的に取りかゝらんとしてゐる。政府の計畫に依ると、昭和十九年度に於けるガソリン混用率二〇%を實現するために、二百二十萬石の無水アルコールを必要とし、うち百六十萬石の製造原料として、前記の甘藷五億貫、馬鈴薯二億四千萬貫の増産を圖ることになつたのだ。現在同製造工場として民間五會社、政府直營五工場を數へるが、最終年度までに直營工場八十を建設し、年産二萬石を各工場に於て擧げる豫定だ。この劃期的な増産計畫は計畫生産の典型をなすと云へよう。従つて、その成否も亦注目すべきである。先づ、その累年産額を次表に依つて見る。

昭和十一年の實績を基準にすると、甘藷を五億貫増産するには、約五割を増し、馬鈴薯を二億四千

(五) 甘藷、馬鈴薯累年産額並に増産目標

昭和年	甘藷		馬鈴薯	
	一段歩	總額	一段歩	總額
六	九〇、八六九	三四〇	二四五、九三三	二二二
七	九三、七三三	三四〇	二六七、五六一	二二九
八	九六、四〇〇	三四五	二六六、五二二	二三四
九	八〇、八八〇	三四六	二三八、六九八	二五〇
十	九五、四〇五	三四四	二二三、三六六	二二七
十一	九九、五九五	三五二	二四六、七五五	二九二
十二	一〇〇、二二五	三五七	二五二、一七〇	三三三
十三	九九、〇五七	三五〇	二四四、九三三	三三三
十四	九一、四九五	三四〇	二四六、七五五	三五〇

萬貫増産するには五割四分の増加を圖らねばならぬ。尤も昨年は、甘藷三分一厘、馬鈴薯二割三分四厘を増加して、夫々十億三千萬貫、五億五千萬貫の實收を示したが、今年の豫想收獲高は逆に甘藷五分、馬鈴薯六分を減じた。反當り收獲高も馬鈴薯の方は、一昨年に比すれば三十一貫の増收にあるが、甘藷は先づトントンだ。ところが、政府の計畫では一段歩當り甘藷四百四十貫、馬鈴薯三百五十貫を豫定してゐる。勿論これは北海道外三十三縣の適地を選んでのことだが、馬鈴薯は兎も角、現在甘藷四百貫以上を收めてゐる縣は沖繩と静岡の二つに過ぎない。餘程、適地適作主義を徹底せしめて指導しなければ、ちよつと容易の業ではあるまい。

(C) 菜種の實收激減す

菜種と苧麻及び亞麻は作付面積、收獲高とも近年非常な増大を示した。次表に見る如く、菜種の作付段別は昭和六年の七萬四千町歩から、約五割を増して昨年は十一萬一千町歩となつた。亞麻もほゞ

菜種と同じ程度の増大を示してゐるが、苧麻に至つては、六年の百五十五町歩から、十二年の二千七

(六) 菜種、麻の累年作付反別

昭和年	菜種	麻
六	七四、四七	一七、五五五
七	八二、三〇五	一六、八〇四
八	八、四九三	二〇、四五二
九	九、三〇八	二、五四二
十	九九、四八四	二四、〇八七
十一	一〇七、三三六	二五、四八〇
十二	一一二、九四四	二五、九〇三
十三	一一二、四四四	—

百三十三町歩と云ふ脅威的擴張を見た。これには増産奨励と價格の昂騰が作用してゐる。

元來、麻の輸入は年々非常な多額であり、昨年は苧麻四百十二萬圓、黃麻八百七十八萬圓、亞麻及び大麻合計八十五萬圓、總計千三百七十五萬圓に達した。従つてこれから高級麻の増産も亦、必至の勢にある。麻の五ヶ年計畫は恰度現在の二倍擴張を目論んでゐる。菜種も年に二萬町歩を擴張するとすれば、五ヶ年後には二倍になる。

然し、耕地の擴張自體が勞力不足の際、容易なものでなく、その産額を増加することは更に多難だ。本年に於ける麻の實收高は尙ほ不明であるが、菜種は前年比、作付段別〇%五の減少に對し、實收高は一二%を減じた。即ち、昨年の段當り收獲高は九石八斗五升であり、今年は八石七斗と一一%の減收だ。

五、萎縮した農業生産力

今年の減收は軒並みであつたが、戰時動員に依つて人手が足りない爲に最も痛切な影響を蒙つたのは、所謂コツと周到な管理を要する技術的作業である。養蠶を始めとして、果樹栽培に於ける實績並に経過を見ると、その影響がはつきり現はれてゐる。先づ今年の春蠶收繭高に於ては四千八十六萬四千貫となり、前年に比較して一割二厘を減じ、加へて繭安のため總價額は二割九分七厘の七千五百八萬九千圓の減少を見た。收繭高が四千百萬貫を割つたのは、茲々十數年來始めてである。試みに最近五ヶ年平均收繭高と較べても、五百三萬三千貫の減少を示してゐる。また九月一日現在に於ける夏秋蠶豫想掃立數量は六千九百二十萬四千グラムと發表されたが、これは昨年の掃立數量七千七百五十四萬二千グラムに對して一割八厘の減少に當る。絲量を昨年と同様とすれば收繭高に同じ割合の減少を見るわけだ。右掃立數量の前五ヶ年平均に對する減少率は實に一割八分である。尤も近年の傾向として絲價不振から養蠶農家は累年減少してゐるのみならず、今年は冬の冷害乃至雪害や、其の後、風水害に見舞はれたため、桑葉量の減少を齎した故もあるが、中心となる者の手不足や稲作への勞力集中による給桑の不十分などが、その最も大なる原因をなしたことと思はれる。殊に晩秋蠶は空頭病の發生で、前途を憂慮されてゐる。

次に、梨、苹果、蜜柑、柿等四種に付て見ると、その年産額は果實總價額の約七割を占めるが、い

(七) 主要果實豫想收穫高の前年豫想收穫高並に實收高に對する比較増減(△印は減)

豫想收穫高	比較増減	
	對前年豫想收穫高	對前年實收高
梨	二六、〇三六	六、一三三
苹果	三、四六〇	七、三五八
蜜柑	六、三三三	三、四七七
柿	一六、八八三	八、〇三三

(備考) 一、收穫豫想を行つた府縣は夏橙(靜岡外五縣)梨(山形外十三縣)蜜柑(神奈川外十府縣)柿(福島外八縣)苹果(北海道外四縣)

二、梨の中には日本梨と西洋梨を含む

ま其の主要産地に於ける本年の豫想收穫高を示すと上表の如くだ。

即ち、これを、前年豫想收穫高に比すれば、梨三%、苹果一五%八、蜜柑二四%五、柿四%七の何れも減少だ。更に前年實收高に對する比較では蜜柑の三〇%七減が最も著しい。蜜柑は果實の大宗であるばかりでなく、重要農産物輸出品に屬するから、大きな打撃だ。

次に、主要産地に於ける豫想收穫高の發表せられた其の他の主要農産物に付て見ると、昨年の豫想に比して、除蟲菊が五%の増加を示した以外は、大豆七%、小豆二三%、薄荷七%、白菜九%と何れも減少した。これを十一年の實收に較べると、除蟲菊、薄荷などの減收が目立つ。除蟲菊は年産八百萬圓の九割四分が輸出され、薄荷また薄荷油、薄荷腦などとして昨年は九百萬圓の輸出を見た。大豆、小豆は大體、滿洲からの輸入に俟つてゐるが、昨年の輸入額は八千四百萬圓に達した。従つて、これら農産物も、増産こそすれ、減産を許されぬものばかりだ。

六、生産計畫に注意すべき諸點

(A) 寡少勞力による集約性の増大

計畫生産實行方法に關する注意は大體、有馬農相の諮問に對して十月廿八日に行はれた帝國農會の答申に要約されてあるが、特に、農産物の生産禁止は、周到な用意を要する問題だ。わが國の農業經營状態を見るに、一つの農家で平均二十種から三十種に上る農産物の栽培に従事し、少いものでも十五、多いものは五十種も取扱つてゐる。而もそれ等が、地域的乃至季節的にうまく調節されてをり、一つを取つて他に換へると云ふが如き簡単なことは出来ない。商品生産者としての農民の立場と經營の自然的制約が背中合せになつてゐるからだ。のみならず、その重要性の度合から云つて減反を許さぬものばかりだ。

これが當然の結論として、増産は耕地の擴張に依るか、或は段當り收穫高を殖やす以外にない。然し、耕地の擴張は殆んど見込み薄だ。既に適地は開墾し盡されてゐるし、人手もない。だから、休耕地の利用位がせいぐだらう。昨年末に於ける總耕地面積は六百九萬八千四百三十五町三段と、前年末に比し一萬二千五百四十八町五段を増したが、そのうち府縣の分は二千三百六十九町二段に留り、

残りは全部北海道に於ける分だ。

従つて、問題は單位面積の生産量の増大、即ち耕地の集約度を高めるか否かにかゝつてくる。だが、天候に禍ひされたとは云へ、今年の農産物實收高竝に豫想收穫高から見て、農業生産力は明かに減退した。勞力の不足と農業用資材の供給難が主因をなしたと云へよう。殊に、稲作に勞力を集中したため、他の農産物は閑却されて了つたのだ。

そこで、今後、耕地の集約度を高めるには、農業用資材の配給を圓滑にすると共に、耕作勞働の合理化を圖らねばならぬ。肥料、農具などの配給統制は直ちに實施されんとしてゐるが、この方面への鐵鋼の供給、硫安の増産は勿論、更に進んで、燐礦石や加里鹽の輸入制限を徹廢する程の氣構えがほしい。また、耕作勞働の合理化も、地方の實情に従つて實際的指導をなす必要がある。先づ合理化の方法として、農業用機械の共同利用や共同作業があり、政府でも佐賀縣で實行した移動勞働の問題に付いて考へてゐるやうだ。

(B) 價格操作を輕視するな

最後に農産物價格の問題があるが、割當農産物の買上値を低くすることは疑問だ。増産獎勵には價格操作が重要な槓杆をなすもので、農家の耕作慾を刺戟する材料になる。ところが、いま割當生産を

なしてゐる甘藷の買上價格などは遂に市價を割つてをる。

現在、政府の酒精原料用切干甘藷の買上げ値段は、十貫目二圓五十錢乃至二圓六十錢で、これを縣内の指定集荷所で買上げてゐる。この切干甘藷を作るには生藷を乾燥しなければならぬが、乾燥費は勞力、器具償却代等を入れて、少くとも十貫當り五十錢はかかる。そのうえ乾燥に依る歩留りは三分の一だから切干甘藷十貫を作るには三十貫の生藷を要するわけである。して見ると、生藷十貫當りの單價は僅か六十六錢に過ぎない。これでは市價を割るばかりでなく、生産費も償へない。

即ち、昭和十一年度に於る帝國農會の調査に依ると、主に多産地方を對象としての平均であるが、生藷十貫當りの生産費は九十七錢、蔓代其の他の副収入を差引いて尙ほ八十七錢を出てゐる。神奈川や埼玉等の近縣に於ける食用甘藷生産地では更に多額の生産費をかけてゐる筈だ。尤も、九州、沖繩等の多産地方で比較的安くてもやつて行けると云ふ所はある。だから、適地適作と適地割當とを綜合して、生産計畫を立てると云ふ方法も考へられよう。が、いまやつてゐる甘藷割當生産の如きは、もとゝゝ強制されたものでないにも拘らず、實情調査と系統的連絡を缺いてゐるために、農家はみすゝ算盤を割つて供出するの餘儀なき状態だ。これで萬事が濟むと思つたら間違ひであらう。ともかく、價格操作が農家に如何なる影響を與へるかは今後に俟たう。

第六節 長期建設の爲の強力政治體制へ

第三四半期から第四四半期にかけて、目前に議會の開會を控へ政治活動は俄かに活潑となるのが毎年の例だが、本年は特にこの潮流が凄まじい勢で奔流を續けた。對支策戦が、廣東、漢口を陥れ、大陸政策が我國内政策の基調として急速に具體化されねばならない必然性からであること言ふまでもない。廣東は支那にとつては不意打の陥落で、我國人も意外であつたが、漢口のそれは、既に本年中頃より十一月までに必落を豫想され、漢口陥落後の大陸政策遂行の爲の政治體制強化への動きは、政界の底流をなしてゐた。

支那事變來の我政治社會狀勢を大觀すると、その全焦點は戦争にあつた。過去一年の我國はこの一點に精魂を打込んで來た。今や本年十月末の漢口陥落より、右の焦點は、戦争—持久戦と、大陸政策遂行の爲の長期建設の二點に分けられるに至つた。即ち我國の政治對象と使命が、本年末の戦果を段落として急激に擴大されたのである。この新對象と新使命の爲には、在來の政治及び政治機構では、何うにもならなくなつて來た。この大事態に對處する爲に、巨大且つ強力な政治の體制が必要となつ

て來たのだ。本年第三四半期から第四四半期へかけての政治社會狀勢が、この必要に向つて奔流したことは、當然の推移に外ならない。

そこで最近二、三ヶ月間の政治社會狀勢を一瞥すると、第一に擧ぐべきは、國家總動員法の全面的に發動を開始したことである。が、この問題は本輯各方面で述べたから、こゝには繰返さない。次は所謂新黨組織運動と既成政黨の活潑化である。その動向の意味は、長期戦と長期建設の爲に、政府を眞に支持する政黨が必要となつて來た爲だ。また内閣に於ける宇垣前外相の退陣と、專任外相、拓相の任命は、政治の人的強化を意味する。本年中に開設の見込みなる興亞院は、大陸政策強化の參謀本部であり、未だ結論には辿りついてゐないが、かの議會制度改革、官制の改善、農村自治制度補強、大學以下學制の改廢等々は目下具體化に推進中である。右の件には何れも、過去の軍常時に於ては、その一つさへ、一年がゝりの大事件のだが、今や左様な手ぬるいことを云つてゐられなくなつてゐるのである。

一、新黨運動と『東亞再建國民運動』

二・二六事件以後、殊に今事變來の我政界は、既成政黨の沈黙裡に『戦争の必要』と云ふ事實にリ

ードされて來た。そこには政治的の創意も政略も乏しかつたことは事實である。こうした沈黙劇は、今度の新時局に向はんとする場合許されない。そこで政治そのものゝ強化が、本年の中頃から切實に要求され出した。しかしその強化も、在來の二大政黨主義的なもの及び政黨政治的なものであつてはならず、而して現内閣を支持する舉國一致政黨でなければならぬ、と云ふ要求にその基調があつた。この要求は、蓋し戦時の必然的歸結であり、且つ二・二六事件以後の我政治推進力たる軍部の容認し歓迎する唯一の條件でもあつた。

斯くてこの要求は政界の諸方面に、舉國一致政黨組織運動なるものを簇出せしめ、十月末頃には、アワや大詰に漕ぎつけるところまで來た。今その舉國政黨運動の主だつたものだけでも、左の七つが擧げられる。

一、政民兩黨の合同を以て舉國黨を作り、之に小會流を合流せしめんとするもの。この運動の機縁は、以前に齋藤、岡田兩内閣の當初より兩黨間に多少の聯携ありしに始まり、その後も跡を絶たなかつたが、依然として保守的、乃至は反革新的舊勢力が中心となつてしまふとの理由で一部には反對運動もあつた。

二、末次内相、鹽野法相、木戸厚相等の閣僚が、中島鐵相を通じて政友會の一部に、永井遞相を通

じて民政黨の一部に、有馬農相を通じて産業組合に、それ／＼渡りをつけ、總理官邸を宛かも組黨本部の如くして結成に猛進する舉國黨運動。但し之は時代に適し且つ穩健なる新黨、と云ふことを念願としてゐるらしく、革新的要素に乏しとの反對は、政黨聯合の場合と同様であつた。

三、政民兩黨内の革新分子、新大、國同、舊昭和會系、東方會の一部及び全國の有志者を以てせんとするもの。

四、右と別派か、或は同源派か人的には甚だ區別し難いが、秋山定輔、秋田清、麻生久、石原廣一郎氏等による舉國黨の動き。

五、久原房之助氏等の一派の畫策する國民協議會による右派的運動。

六、建川美次、小林順一郎、井田磐楠氏等の一派。

以上の三乃至六は、人的要素に於て混然としてゐるが、舉國黨結成の可能性から見ても、またその中心人物の人的規模から見ても、この一派だけの力で舉國政黨の實現が可能なりや否やは疑はしい。之に對して、

七、有馬農相を中心に産業組合を母胎とする新黨運動がある。産組の政治的進出は、地方に於ける地盤の擴大に伴ひ、以前より多少の動きはあつたが、之を以て舉國黨化しやうとするところに、

今度の新しいものがある。

加ふるに以上の諸動向は、近衛首相を以て黨首とせんとし、首相を繞り獲得に猛運動を展開して、九月より十月にかけて、文字通り卍巴と入亂れて動いた。しかし之に對し近衛首相の態度は飽くまで消極的で、十月末、新黨運動に對する一應の否定に終つてしまつた。即ち曰く、「新事態に對應する舉國新政黨も結構だが、政府の権力や一部の權威を以て作るべきではなく、國民的要望によつて生るべきだ。但し自分は體力的にも、現職の多忙に鑑みてもその方に手は出し兼ねる」とて、先づ末次、鹽野、木戸三相の畫策が暗に封ぜられたことである。また政民兩黨も、最近の議會に於ては政府の方針は悉く支持して來たのに、それでもなほ新黨が必要とは、意を得ないと、暗に机上の革新理論を冷視してゐる。従つてこの新黨運動も大所の動きは十月末で一時杜絶えた。だが、無駄に終らなかつたのは、政民兩黨をして、この運動に對する態度に於て、それ／＼來議會では政府を支持すべきを言明せしめたことである。これは實質的に議會内の舉國一致が期し得たものとも評すべきだ。また具體的政策も持たぬ所謂革新政黨運動を反省せしめるものでもあつた。

けれども、もつと本質的に觀て、何が今日この新黨運動狂奔に向はしめたかと云ふ問題に目を注がねばならぬ。それは單に議會に於ける默認的賛成による舉國一致でなくして、民に群がる人材をして、

積極的に衆智を國策に傾けしめ得るやうな構造に政黨の體制を學國化、協同化するところにあるべきで、之が我國に今日最も缺けてゐる。新黨運動の今度の動きの中に、このやうな要求或は叫びは少なかつたが、彼等がこの缺乏の上に十分の認識を持つ時に、次に起る新黨運動はもつと活潑化し、切實化するに至るものだらう。

新黨運動が右のやうに一應晝餅に歸したのに、既成政黨間には、この學國政黨論の波に乗つて、思はざる果實を獲た。それは政黨としての存在を維持しつゝ、學國一致の實を擧げて行かうと云ふ運動が着々と政民兩黨間に具體化したことだ。即ち十月二十九日兩黨代表者は衆議院議長官舎に於て小泉又次郎氏を座長となし、『東亞再建國民運動』なるものを決行する旨の申合せを行ひ、且つその宣言書を發表した。この運動の發足は、それまでに於て試みられて來た學國政黨運動のスローガンを以て宣言となし、一見宛かも新黨運動存在の理由を解消してしまつたかの影響を持つとされるところに、今政治シーズン劈頭の基本的な大きな動きであつた。一説に首相の新黨運動に對する期待は單に議會乗切策としての意味しか持たぬと云はれるその目的は、これで達成されたものとも見られる。兎に角この運動によつて、來議會の無風波は豫約されたものと云へやう。然らば『東亞再建國民運動』とは如何なる正體か。

この運動は第七十二議會に賜はりたる勅語の意を體し、東亞の安定と政治經濟工作の促進、日滿支提携、長期戦の克服、政府の物資、物貨、通貨、貿易政策を支持して國民化すると同時に、この際各黨各派個々の主張に至らざることを約し、これを以て全國民に呼びかけんとするもので、云はゞ國民精神總動員運動を政治的に強化するにある。蓋し政民兩黨の果し得る使命として、遅しと雖も適切なものであらう。

右の大きな政界の動きの中に、未だ依然として解決を見ないものは、政友會の總裁問題だ。中島知久平派と鳩山一郎派は相變らず暗躍中らしいが、早急には極りさうに見えない。

二、宇垣外相の辭職と對支政策の前進

近衛首相が宇垣一成、池田成彬、板垣征四郎氏をそれ／＼外相、藏商相、陸相に任じて内閣を強化したのは、つい六月のことであつた。爾來毎週二回首相を中心に、右三相に米内海相を加へた五相會議を開いて、重要政策の實行に當つて來たが、こと對支中央機關の問題に關して宇垣氏意合はずとなし、九月二十九日、突如辭職してしまつた。

對支中央機關の問題は本年初來、大陸經營の政治經濟工作上極めて重視され、しかも今後の對支政

策の基幹をなすものとして五相會議で慎重審議されて來た。然るに宇垣外相は、對支機關に對しては頗る局限的意見のやうであつた。即ち先づ九月上旬、陸、海軍當局が一致の案として提出されたものにする。

一、對支中央機關は既存各機關の對支事務を統制調整して單一機關の下に統合し、首相之が總裁となること。

一、對支中央機關は左の事務を管掌すること。

(イ) 對支諸政策樹立に關する事務、(ロ) 支那新政權に對する政治的經濟的內面協力に關する事務、(ハ) 支那に於ける政治、經濟、文化に關する調査、計畫、實施に關する事務、但し支那國に對する純外交を除く、(ニ) 支那に於ける會社の監督並に統制に關する事務、(ホ) 各廳の對支行政事務の統一保持に關する事務

然るに之に對し、外務省案として提出された宇垣氏の意見は、中央機關を各省事務の連絡機關とし、外相及び外務省の對外問題に關する地位を飽くまで確保するの意圖によつて成つてゐた。従つてその案の骨子も

一、各省の所管する對支關係事務の連絡調整

二、北支、中支の國策會社監督の事務

の二を出でず、ここに五相會議は一の暗礁に乗上げたのである。しかし之も漢口戰の見通し愈々切迫を告げて來たので、九月二十七日の五相會議後、その夜更けて關係三省の當局者は鳩首の上、右の如

き折衷案を成立した。その案は、

對支院は内閣總理大臣の管理に屬し支那事變中左の事務を掌る、但し涉外事項を除く

- 一、支那において支那事變處理のため必要な政治、經濟及び文化に關する事務
 - 二、前號の事項に關する政策樹立に關する事務
 - 三、特別法律によつて設立したる會社の監督及び統制に關する事務
 - 四、各廳の支那に關係ある行政事務の統一保持に關する事務
- 更に諒解事項として

中央機關設置と同時に現地に機關(對支院支局)を設け、政治、經濟及び文化に關する業務を一律にこれに移管す、又五相會議において對支基本國策を樹立し、本機關ではこれに基く二次的政策を樹立するものである、且つ本院で樹立した二次的政策でも重要なものは五相會議の承認を得ること

斯くの如き折衝の良好な經過にも拘らず、二十九日正午、宇垣氏は首相に辭表を上つた。蓋し之は内外を仰天せしめた。何の爲の辭表か今日なほ真相は不明である。一部に傳へられるところによると、宇垣氏は之より先き、一部新聞人を逗子の別荘に招き一夕の宴を張つて、自己の政治的不滿を洩した、その時の所言が政府部内の一部に大きく反動を呼び、退陣を餘儀なくされたとのことである。

宇垣氏退陣した後、對支中央機關問題は淀みなく進捗し、十月二日の閣議は之を正式に決定した上、年内を期して現實に乗り出した。その名も「興亞院」となり、發表された「要綱」には、右の陸、海、

外當局協議事項の外に左の如き事項を含んでゐる。

- 一、前項の事項に關し重要な事務を關係各廳と連絡處理せしむるため對支院に連絡委員會を設置す
- 一、對支院の現地機關として支局（假稱）を現地所要の地に設置す
- 一、總裁の諮問に應じ對支院の權限に關する事務中重要事項を調査審議し且つ總裁に所要の建議をなましむるため、對支委員會を設く、本委員には民間の有能達識の者を加へ國民的輿論を表現せしむ

宇垣氏辭職後は、首相が外相と、途中で宇垣氏の兼攝した拓相をも兼ねてゐたが、十月三十日、改めて外相が有田八郎氏、拓相が八田嘉明氏にそれ／＼専任せしめられることになつた。

尙ほ右の對支問題と關聯して附記すべきは、豫ねて準備中であつた東亞研究所が設立されたことである。財團法人で資金一千萬圓（民間よりの寄附）と同額の政府補を以て今後十年間に亘り、東亞問題に關する各種調査を行はんとするもので、近衛首相之が總裁となり、巨大なる調査陣が結成された。その調査研究の成果が今後の政治經濟問題に及ぼす寄與と影響は期待されてゐる。

三、結論を急ぐ行政制度改革問題

以上は政治狀勢に於て既に現實を搖がし、或は搖がしつゝある事實だが、未だ生れ出んとして目下胎動と陣痛を續けてゐる問題に目を轉ずると、我前途の益々多事を思はせるものがある。

その第一は我行政機構改革問題である。池田藏商相は最近『貿易省』及び『經濟省』の新設を考へてゐるとも傳へられ、また經濟參謀本部設置論なども従前より蒸し返されてゐるやうであるが、何れも未だ現實と直接の交渉には至つてゐない。だが本年初來幾度か具體案が出来ては、樞府の意向を伺つて引込めてゐるものに官吏制度改革問題がある。最初廣田、賀屋、吉野三相の時、既に奏任文官特別任用範圍の擴大による官吏登用規定の一般化と、文官分限令による過當の待遇を是正する案に一致したと云はれてゐたが、池田、宇垣氏の登場と共に手ぬるしとされ、その改革案は更に検討された。蓋し我國の現狀は一に官吏の業績に依頼し、官吏陣の合理化と充實は同時に政治の充實化でなければならぬ有様だ。

樞府で反對なのは、官吏の銓衡任用と分限令の撤廢の二點にあるものゝ如く、その後内閣は右の當初案の内容を強化すればする程、實現から遠ざかる風あり、且つ一時戦局が多端となつて來た爲に、投げ遣りとなつた。然るに九月に入りこの問題はまたぶり返し出したのである。年内には何がしかの具體化に達せねばならぬだらうが、その案は大體左の如く見透される。

- 一、産業、金融又は通商貿易事務に鍊達の士を勅任文官に銓衡任用すること、なほその他にも勅任文官にもなり得るポストを列舉すること。

二、最近の全國的官僚陣の強化は、内務、文部、大藏、商工等の間の人事の交流を複雑にし、且つ大規模化した。之に對し内閣或は内務大臣下に大人事部を設けて之を統整すること。

三、分限令を改正して停年制を確立し、大體軍部の人事制度の如くすること。

四、高等文官の現基礎的條件たる高等試験令の試験科目を合理化すること。

四、政治の權威性強化と議會制度審議會

最近結論を急いでゐる大きな政治の動きに議會制度審議會がある。本年六月、水野鍊太郎氏を總裁に議會制度の兩検討と整備を時局に即應して斷行せん爲に生れたものである。現政局に於て議會が國民の意志も權威をも代表してゐないところにその不振の根因がある。爾來この審議會は之を合理化し、強化せんとするものであつて、選舉制度、議院制度、貴族院の三部會に分れ審議の結果、それぞれ左の如き結論に達した。

先づ選舉部會に於ては、大選區區制と混同開票制に大眼目をおく相當根本的改正案を、十月十日決定したことが注目される。即ち

一、原則として、一縣一區の大選舉區制を採用し、一區の定員を五名乃至九名とする、大府縣に於ては二區乃至三區

制とするが議員定員總數（四百六十六名）は現行通りとする

- (一)、混同開票の實施
- (二)、連坐規定の擴充
- (三)、形式犯罪の處罰輕減と實質犯罪に對する加重
- (四)、府縣會議員の場合と同様市町村會議員と衆議院議員との兼任を認めず、
- (一)、缺格條項を擴張して治安維持法違反者その他重大犯罪者の選舉、被選舉權の剝奪
- (二)、惡質選舉違反者の被選舉權停止期間を長くする
- (三)、應召軍人の選舉權は缺格とせず應召解除を待つて復活すること、
- (四)、供託金二千圓を千圓に低下する、
- (五)、供託金沒收に關する得票數の最低限度の引上げ

次に議院制度部會は、議會制度の運用と能率増進を企圖し、その結果十月二十八日決した答申案は左の如き内容を有する。

一、議會の開會期に關する件

十二月末を開會期とすること2年末年始の休會は一月

第六節 長期建設の爲の強力政治體制

(現行沒收限度は有効投票數を候補者定員を以て除した十分の一)、

- 一、選舉運動期間の現行三十日を四十日とする、
- 一、第三者の選舉運動の擴充、
- 一、選舉委員並に辯士に日當を支給する、
- 一、市町村の一定個所に候補者名を揭示し立看板は廢止する、
- 一、候補者數名の共同演說會を認める、
- 一、選舉公報に第三者の推薦を認めること
- 一、次點者繰上げ廢止、
- 一、次點者繰上げを廢止しても補缺選舉は現行通り缺員二名を以てこれを行ふ、
- 一、投票所の増設

十日までとし十一日再開とすること

二、豫算の審査期間に關する件 豫算審査期間は從來通

三、審議能率増進に關する件——(イ)1、委員會におい

り二十一日とし五日間延期することを得ること
ては主として政府委員をして説明の任に當らしむること
と2、演説時間等に就いては兩院において適當に考慮
すること3、議案に私の直接利害關係を有する議員は
成るべく委員たるを避けしむること4、質疑の要目は
成るべく豫め文書により提出すること(ロ)1、議案の
提出理由書は議案の趣旨を諒解せしむるに便なるやう
記すること2、衆議院の建議案については提案を慎重
にすること3、政府提出の法律案は成るべく議會の
半ばまでに提出する(ハ)1、議院内外における
議員の政務調査施設を充實すること、2、議會會期中

議事堂に國旗を掲揚すること、3、議事堂内外の施設
にて國體を明徴にし、殉公忠誠の精神を涵養し、兩院
要覽に國家統治の根本資料を掲出すること、即ち天壤
無窮の神勅、齋鏡齋穗の神勅、神籬磐境の神勅を始め
教育勅語、憲法發布の勅語、憲法發布五十周年に賜は
りたる勅語等を掲ぐること、——(ニ)議員の待遇を改
善すること(ホ)議長の地位を向上すること1議長の任
命は親任式による、2議長の宮中席次は第一階第五
とすること、3副議長を二名となすことを得ること
四、會期その他に關する件 1、繼續委員會を活用する
こと2、議會召集に關する議院法第一條の期間四十日
を二十日とすること

右二制度の改革は、その結果に於て或は政治分野に相當大きな變化も想像される。政治問題として
來る議會に於ても達成に拍車をかけらるべく、來年度以後の政治の中に大きな紀元を劃するものと思
はれる。之に對し貴院部會の審議は遅々として進まない。しかし何れ年内には正式に結論を得る模様
であるが、大體の改正要點とされてゐるものは

一、貴族院議員數の減少

一一、有爵議員數の減少、

一、公侯爵世襲議員制度の廢止、

一、勅選議員の自由銓衡を止めて特別の銓衡機關を設置

一、勅選議員の終身制度を改めてこれに近い適當の退任
制を設けると、即ち終身に近い退任制といふ意味で
任期制よりも一定の停年制が有力

一、勅選議員の自由銓衡を止めて特別の銓衡機關を設置
すること、
一、多額議員制の改正

右のうち多額議員の件に關聯して、政府は十月末當部會に對し右の如き新内容を有する『職能議員
制度要綱』を提出し、勅選、多額議員の外に貴院に職能代表制度を加味せんとするの提案を試みた。
これは最近に於て最も注目に價する事實と云はねばならぬ。

一、職能議員の組織 (イ)從來の勅選議員と異り任期制
を採用すること、(ロ)議員の自主獨立性確保のため成
るべく選舉制を採ること、選舉制により難き場合にお
いても政府の自由銓衡に委することなく特別の銓衡機
關を設けて銓衡を行ふものとする、(ハ)産業經
濟其他各種の職能に互り議員定數を適當に配分するこ
と、(ニ)各職能毎に最適任者を網羅するやう考案する
こと、右四點を骨子とし職能議員を左の三種類とする
(イ)帝國學士院議員 現在の帝國學士院互選議員四人
をそのまま職能議員に移すこと (團體互選議員)、(ロ)

産業經濟部門互選議員 多額の納稅額を以て選舉及び
被選舉資格を定めこれを選出すること (資格者互選議
員)、(ハ)技術家特殊專門政治家、言論機關等の文化
方面 特別の銓衡制によつて選任する(銓衡議員)
二、職能議員の定員 職能議員は實際上動もすれば自己
の立場に拘泥してその利害のみを主張する傾向に墮し
易いのでその點は貴族院の使命に鑑み職能議員の總數
を約三十名としこの範圍内で右三種別議員の割當てを
なすこと
三、多額制度の根本的改正 現在の多額制度を根本的に

改正し定員も一縣一人としその銓衡については地方的感情を代表すると思はれる地方の徳望家數名を地方長官をして推薦せしめこの候補者中より特別の銓衡機關

によつて各一人を選任すること、この場合は納税額は一切問題とならない、

要するに右の如くして我議會制度の改正を實行し、帝國議會議事堂の新装と共に議會の權威を現代政治的活動を、旺盛ならしめようとする努力が進められつつあるのだ。

五、荒木文相の文教府強化策

去る七月荒木文相によつて提起された帝大改革問題は前輯でも説明しておいたが、東京帝大を除く五大學は文部省案を大體鵜呑みにした。獨り東大は學園の自治を主張して、教授、助教授の選任には教授會の議を重んずる態度を捨てなかつたので、所謂東大問題となり、文部省、學校の對立は險惡な空氣を醸し、その中で折衝が續けられた。但し十月二十八日兩者の妥協成立して終りを告げたが、如何なる内容の妥協案か、遂に知られるに至らない。この間にあつて意外に強硬だつたのは醫、工、理科等の學部で、當局も手を焼いたとのことであるが、解決の後間もなく十月六日、長與總長は淋しく辭職した。

また國民學校案問題も七月以來教育審議會に於て考究中であつたが十月に入り愈々成案に至つた。

左の「國民學校に關する要綱」の一部は、その成案の具體的目的と意味を傳へてゐる。

(一)、國民學校の修業年限を八箇年としこれを義務教育とすること、(二)、國民學校を分ちて初等國民學校及高等國民學校とし、初等國民學校の修業年限を六箇年、高等國民學校の修業年限を二箇年とすること、初等國民學校の教科と高等國民學校の教科とを一校に併置するものを國民學校とすること、(三)保護者は兒童六歳より十四歳に至る迄これを市町村立國民學校に就學せしむべきものとする事、(四)、國民學校の教育は左の趣旨に基き國民の基礎的鍊成を爲すものとする事、(一)教育を全般に亘りて皇國の道に歸一せしめその修練を重んじ各教科の分離を避けて知識の統合を圖りその具體化に力むること(二)訓練を重んずると共に教授の振作、體位の向上、情操の陶冶に力を用ひ、大國民を造るに力むること(下略)

同案はなほこの外に各學校に於ける教程などを指摘してゐるがここでは紹介を略する。

荒木文相は右の大學、小學校に手をつけたので、今度は大—小を一貫した合理的教育制度樹立に進む段取りとなり、その成案もあると傳へられてゐるが、更に文相が送り出したものに、「宗教法案」がある。

宗教法は元來形而上を對象とする場合が多く、立法技術的に非常なる困難を伴ふので、幾度か流産の經驗を嘗めて來た。即ち明治三十二年山縣内閣、昭和二年若槻内閣、同四年田中内閣の時に何れも議會で握り潰され、今度の案は齋藤内閣の故松田文相が昭和十年末より宗教制度調査會に提案した原

案に對し修正を見たものであると云ふ。その要綱の核心的條項は左の如くである。

第一、本要綱に於ける宗教團體とは神道教派、佛教宗派、基督教其他の宗教の教團（以下單に教派、宗派教團と稱す）寺院及教會を謂ふこと、本要綱において教師とは宗教團體に屬しその奉ずる宗教の宣布及び儀式の執行に従事する者を謂ふこと

第二、教派、宗派、教團及び寺院は之を法人とすること、教會は之を法人と爲すことを得ること

第三、教派、宗派又は教團を設立せんとするときは設立者に於て教規、宗制又は教團規則を定め主務大臣の認可を受くることを要すること

斯くして宗教法人はその財産整理、宗教上の諸行爲の取締、禁止事項を細規され、また諸税の免除と財産保護の特典を與へられるのであるが、この案は既にその筋の専門家の協議よりなるもの故、無事通過を豫想される。但し今日かゝる法律が何故に必要かと云ふに、その根本は國體に即して宗教を押しんとするにあること言を俟たぬ。

第七節 滿洲開發の進展と中支産業の復舊

滿洲及び北中支の經濟問題に就て記すべきことは多いが、紙幅の關係から、本輯では滿洲に於ける農業開發計畫と電氣化學工業の生誕、及び中支に於ける工業の復舊狀態に就て報告するに止める。

一、滿洲農業開發計畫の實施

(A) 農業開發計畫

修正産業五ヶ年計畫遂行に要する資材の輸入を容易ならしむるためには、輸出の増進に基く外貨の調達によらねばならぬが、現下の滿洲國に於ては、輸出の微増に對する輸入の激増で、極めて不均衡な實情にある。斯る不均衡を是正し、輸出の増加を計る唯一の途は、農産物の積極的増産による輸出増進より外はない。この事が各方面に於て叫ばれ、遂に滿洲國政府をして農業政策の修正を斷行、實質的農産増産計畫が樹立されるに至つた。その骨子は

一、大豆は康徳八年（昭和十六年）度に於て五百萬噸生産目標を確立し、その遂行に萬全を期す。

- 一、小麥は四ヶ年後の國內自給自足を目標として年産百八十萬噸を確保する。
- 二、高粱、包米は日滿飼料自給自足を目標に對日供給力を確保するため、高粱七十萬噸、包米二百萬噸の増産計畫を樹て、大豆の輪作用作物として之が輪體形態の確立を計る。
- 三、棉花は日鮮滿を綜合する二十ヶ年計畫に於ける滿洲國の既定割當量を確保するため四ヶ年後の生産目標を一億五千萬斤とする。

而して之が實行方法としては、

- 一、從來實施し來つた増産對策は種々の配給、改良、農業技術員の養成、病蟲害の驅除等の如き間接的指導助成を主としてゐたが、今後は荒地の回復、未耕地の開拓等直接的増産對策に主力を注ぎ、廣大なる濕地干拓並にアルカリ地帯の改良を行ひ、耕地の造成に乗り出す。
- 二、從來は農地生産力の漸減的傾向を見逃して、所期の目的を達し得なかつたに鑑み、今後は地方の更生維持を計るために治水並に灌漑等水利政策の萬全を期すると共に、農事合作社と滿洲畜産會社との提携による役畜勞働力の配給増進を通じて、有畜營農形態の確立を期し、自治肥料の確保をなす。

三、農具の改良及び配給斡旋をなす外移民に對しては、滿洲拓殖公社と協力の下に漸次機械農業の普

及獎勵を計る。

この三點の強調に對しては何れも妥當なるものと考へるが、滿洲に於ける農業開發が農民生活の安定、厚生經濟の擴充並に外貨の獲得等凡ゆる滿洲經濟の根幹をなすと云ふ重要性よりして更に一段と徹底した方策が必要であらう。従つて右の如き政府案に加ふるに次の如き開發目標の具體化が叫ばれるのも、亦意義あるものと考へねばならない。

- 一、滿洲はアメリカ、ソヴェートに匹敵すべき機械化せる大農經營を建設すべき素質を持つが故に、之を原則として特殊な場合や地帯にだけその補充として小農型經營を結合すること。
- 二、この機械化農業大生産を根幹としてブロック内に存在する零細農經營を再編成し、共同經營、經營規模の擴大、機械化電化等を有利ならしむる様に發展せしめる。
- 三、地力の低下を防止するため、輪作畦作維持、家畜普及に止めず、礦物質肥料を始め、各種の豊富低廉なる肥料の生産、利用、配給の實行、大規模の治水灌漑事業を水力電氣開發事業と共に遂行すること。
- 四、それによつて干水害を抑止する一方併せてアルカリ土性の改良、廣大なる濕地干拓。
- 五、その他種子の改良、價格統制、運賃諸稅諸掛の低減、合作社運動の助成等々。

右の如くして滿洲農業は一新し、飛躍的發展を遂げると共に、それに支持された工業發展を目指して成果を収め得るものと考へられるが、かくの如き一般の聲は遂に當局を動かし、漸くその實施期に入らんとしてゐる。滿洲國農業政策に一新紀元を劃する大事業が敢行されんとしてゐる。即ち前述計畫中の機械農業の具體化であり、全滿アルカリ地帯の改良工作である。以下この二大計畫に就て述べよう。

(B) 機械農場の設置

近代的機械農業經營による農産必要物資の大量増産計畫案は、滿洲國産業部と滿洲拓殖會社に於て企畫立案中であつたが、最近その全體的審議を終り、明年度より三ヶ年計畫で實行することになつた。而してその前提工作として十月中旬より約三週間に亘つて農場候補地たる北滿移民入植豫定地の現地調査を行ひ、その調査完了を待つて直ちに具體的實行準備に着手する。決定した事業計畫の概要は次の如くである。

一、北滿に於ける移民入植豫定地より二十萬町歩を割き、明年度より三ヶ年計畫にて、その内十一萬町歩を實際作付面積とし、残り十一萬町歩を放牧地及び休閒地とし、計畫完成後農場經營規模を漸次擴大すると共に、放牧地及び休閒地の可及的縮小化を計り、單位農場當り實際作付面積の相對的

増加を計る。

二、機械農場の設置豫定數を五十ヶ所、單位農場面積は四千町歩とし、その中十個所四萬町歩は康徳六年に開墾、七年に作付を行ひ、残り四十五ヶ所は康徳七年に開墾、八年に作付を行ひ、三ヶ年計畫を完成する。

三、機械農業經營による作物は、農産必需物資の中最も急速なる増産を要請されてゐる小麥を第一とし、計畫完成年度たる康徳八年の生産目標を十六萬噸とし、その他大麥、燕麥、包米、大豆等の作付は小麥に對する輪作形態の確立上必要とする最小限度内に止めて、その中大豆の如きは地力の低下を防ぐためその大部分を肥料に代替する。

四、本計畫の所要機械力は單位農場當りトラクター八臺、總數百五十臺とし、主としてドイツよりデイーゼル・トラクターを購入し、畜力は單位農場當り馬三百頭牛二百頭、總數一萬六千五百頭、牛一萬一千頭を目標とし、その他の附屬機械農具は極力日本より補給するが、大部分は米國より輸入する。

五、而して本計畫の所要固定資金總額は約三千五百萬圓で、滿拓ではその中一部を社債に仰ぎ、残りを借入金によつて賄ひこれに對し政府は借入の斡旋及び保證をなすと共に、さらにトラクター、附

屬機械農具等の輸入に對して特別の考慮を拂ひ、且つ種子配給協會をして播種用優良種子を供給する等特殊の保護助成措置を講ずる。

尙この外天災その他の不測の災害による損失に對しては政府より相當の補償がある模様であり、滿洲國最初の大事業であるだけに各方面から多大の期待が掛けられてゐる。

(c) アルカリ地帯の改良

全滿五百萬町歩以上に達するアルカリ地帯の利用開發と云ふ事は、從來から一般に叫ばれて來たのであるが、今日迄何等積極的な工作を開始するに至らなかつた。所が産業開發計畫並に移民計畫等の重要國策の完成上にアルカリ地帯の改良利用と云ふ事が焦眉の急務となつて來た。そこで過般來産業部を中心として大陸科學院、或ひは日滿のエキスパートの間に於て種々考究された結果、之が綜合的調査を斷行し、其改良開發に乗り出すことになつた。

その調査地域は滿洲國西部に分布する約五百萬町歩のアルカリ地帯の中、吉林省、興安東省、興安北省、龍江省（南部）及び興安南省（南部）を除くアルカリ地帯の全域に亘つて調査をなし、就中濱江省、龍江省の地帯に對しては特に主力を傾注することになつてゐる。而してその調査事項は（一）アルカリ土壤の分布並に性質の概査、（二）アルカリ地帯の水利的、作物學的、畜産學的動物學的、衛

生學的概査及び農業經濟様式の概査、となつてゐるが、康德五年（昭和十三年）十月上旬より十一月下旬に亘る五十日間で、調査團は土壤學、植物學、動力學、作物學、畜産學農産土木及び衛生學の各專攻者を以つて組織し、班を五班に分つて分擔調査する。その調査報告を俟つてアルカリ地帯利用開發委員會を設置し、調査の結果に基き實行對策を樹立することになつてゐる。

二、滿洲に於ける電氣化學工業の創設

(A) 滿洲の電力政策

鴨綠江水力發電並に第二松花江水力電氣の開發は、滿洲國の産業開發政策に大きな變革を與へつゝある。それは滿洲産業五ヶ年計畫の遂行を促進せしむる巨大なる糧であると共に、その後に来る滿洲産業經濟の中核ともなる力を包藏してゐる。元來滿洲國に於ける動力と云へば各地に散在する石炭を原料とする火力發電のみで、全く水力の臭をも嗅ぎ得なかつた。それが急激に水主火従の電力政策に轉向し、厯大なる水力の利用が豊富且低廉に得らるゝと云ふのであるから、産業開發の上にも新しい方策が現はれて來るのは當然である。この新方針の線に沿うて登場して來たのが鴨綠江水力並に第二松花江水力を中心とする電氣化學工業の創設である。

(B) 電氣化學工業の創設

第二松花江水力電氣需要工業の誘致創立に關しては昨年春同所開發工作着手後間もなく、滿洲電業會社に於て調査研究に着手し、同水力電氣を利用する電氣化學工業の誘致可能なることが發表され、吉林工業地帯化が提唱されたのである。其後同工事の進捗するに従ひ電業並に滿洲國產業部を中心として工業誘致の研究は進められ、遂にカーバイト工業を中心工業とする綜合的電氣化學工業を創設することに決定し、六十萬キロの發電設備を有する第二松花江水力發電所を背景にした吉林化學工業地帯が誕生する運びとなつた。蓋しソ聯のドニエプル水力發電所を中心としたドニエプル工業地帯に相似する、滿洲國統制經濟進行途上の寵兒であらう。以下決定された電氣化學工業會社の設立要綱を示して見る。

電氣化學工業會社は第二松花江發電所の餘剩電力約十億キロ時の一部と國內に於ける豊富なる石炭、石灰石、鹽、コークス等の原料を以つて、滿洲に於ける電氣化學工業の綜合的開發を目標とするものである。

一、當社はカーバイト工業を中心とする人造ゴム、石灰窒素、硫安、醋酸ベンゾール、アセトン、アンモニア、ビニール樹脂、人造纖維等の各種工業生産を行ふ。

二、當社資本金は當初三千萬圓とし、滿洲國政府二、滿洲電氣會社一の株式引受けによるが、將來日本その他より電氣化學工業關係企業家の資本的並に技術的參加を豫定する。

三、當社は電氣化學工業の綜合經營に任ずる投資會社（親會社）とし、前記各生産工業の中心原料たるカーバイトは當社が一手に製造し、事業別子會社を設立してその派生工業生産に當らしめる。

四、當社は特殊會社とし、政府は管理法を制定して、當社の主要人事及び事業計畫に對し監督統制を行ふ。

五、當社關係事業の内現在重要産業統制法に指定されてゐないものは凡べて追加指定する。

六、當社事業に對して政府は強度の國家的補助を與へる必要あるため、一定期間、一定の民間配當を保護すると共に所要電力は可及的低廉に供給し原料及製品の關稅並に鐵道運賃に就ても必要な授助措置を講ずる。

而して當社の第一期事業としてカーバイト製造と共に、人造ゴムの製造に着手するが、始め試験工場を設立して漸次内地の技術資本と聯携し之が擴大をなす方針である。既に人造ゴム工業に對しては内地業者より之が參加を希望するものがあり、ブリツヂストン・タイヤ會社の如きはいち早く滿洲國內に工場設置をなすものの如く傳へられてゐる。

(C) 電氣化學工業の將來

滿洲に於ける電氣化學工業としては既に企業化されてゐる滿洲産礬土頁岩利用のアルミナ及アルミニウム工業、南滿大石橋附近産出マグネサイト礦利用のマグネシウム工業が最も有望視され、日滿輕金屬工業界に大きな期待を掛けられてゐるが、此輕金屬工業を除く電氣化學工業としては何等見るべきものなく、純粹電氣化學工業は滿洲には新興し得ぬものの如く推察されてゐたものである。然るに豊富なる水力發電の開發と石炭、石灰石の無盡藏なる好材料は、遂に之等を中心とする各種の電氣化學工業を誘發せしむるに至つた。殊に戰時體制下に於ける代用品製作時代への移行は、在滿資源活用の積極工作を要求するに至り、この種工業の重要性が倍加されるに至つたのである。

然らば滿洲新興工業の白眉と目されるカーバイト中心各種派生電氣化學工業の將來性は如何、と云ふに今の處滿洲に於てどれ程の發展をなし得るか未知數である。が創業當初は兎も角將來に於ける發展性は重工業同様に持ち合はして居るものと云ひ得る様である。就中今次創立されんとするカーバイト中心工業は我國國防上からも經濟上からも發展せしめねばならぬ工業である。恐らく滿洲に於ては、日本に於て未だ見ぬ大規模の多角經營企業的方式を以つて、この種工業の躍進に備へるであらうと豫想される。即ちカーバイト工業を中心工業として、石灰窒素工業、人造ゴム工業、ベンゾール工業、

醋酸纖維工業、染料工業、アンモニア工業等々最高度に電力を利用し、一貫された芋蔓式綜合化學工業の進展を見ることと思はれる。

三、中支産業の復興狀態

(A) 日支紡績の共同經營

中支占領地域内の一般工業については、日本國內の事情の許す範圍内で資本の自由進出が許され、事變によつて停業してゐる支那側殘存工場に人と資金を入れ、原則として共同經營（事情により買収又は委託經營も許す）として日支共榮の實を擧げる方針が採られてゐる。

事變前の中支支那側紡績工場は錘數約百三十八萬錘、織機約一萬四千七百臺であつたが、事變により多大の被害を蒙り、現在利用出来るものは錘數約六十萬錘、織機約五千三百臺、工場數にして三十工場である。但し上海租界内の工場は論外である。これを全部邦人紡の手で復活させれば、青島で失つた生産を補足し得るわけで、當局は被害邦人紡の報償の意味からも取り敢へずこれ等殘存支那紡を邦商當業者に夫々適當に割當てたのである。割當ての結果、邦人紡は各個に夫々の相手方と交渉を進め、共同經營なり、買収なり、或は委託經營を實行しようと努めてゐる。けれどもこれには支那側工

場の名義變更其他第三國の不當な介入、支那側工場主の回避的態度、責任者との連絡不能等の支障があつて仲々理想通りには運んでゐない。そこで一應軍管理といふことにし、相手方の態度に拘泥することなく、割當工場を邦人紡に委任經營せしめる辦法が採られてゐるやうである。

(B) 華中蠶絲株式會社

中支の重要産業たる蠶絲業については、日本内地斯業との調整を圖りつゝ事變前の状態にまで復活せしめる方針の下に、初め日本製絲關係者より成る中支蠶絲組合が繭の買付に當ると共に無錫、蘇州方面の若干の支那人製絲工場の共同經營を行つてゐたが、同組合は其後當局の指導の下に日支合辦の會社組織に改組せられた。本年八月十日創立せられた華中蠶絲株式會社がこれである。

華中蠶絲株式會社は、本社を上海に持つ維新政府の普通法人であるが、多分に獨占的な特權が與へられてゐるやうで、その資本金は八百萬圓（一株五十圓、十六萬株）内現物出資二百萬圓（全額拂込）現金出資六百萬圓（第一回二分ノ一拂込）で、現物は支那側、現金は日本側（振興會社よりは出資せず）より出資せられてゐる。會社はその目的として『中支方面の機械製絲業を統制し、日支兩國間の生産及び輸出の調製を計りつゝ兩國蠶絲業の健全なる發達に資する爲め』（一）機械製絲事業の經營、（二）蠶種の製造及び配給、（三）産繭の新規利用に關する加工業、（四）必要なる土絲の賣買、及び（五）

以上各項に附帶する業務を行ふことを規定してゐる。

中支の製絲工場は主として上海と無錫に集中し、上海の工場は戦火で大半焼失したので、該會社の事業の重心は無錫に置かれてゐるが、其他蘇州、上海、杭州、湖州、嘉興、海甯、德清等にも工場を持つてゐる。此等の工場は例によつて政府の任命した評價委員會の評價に基き現物出資として資本構成の中に組入れられたものであるが、初年度には差當り無錫の約二千釜、蘇州、上海、杭州、湖州の各二百四十釜を運轉し、次年度にこれを六千釜に増加し、第三年度に約一萬釜に復舊せしめ、其後その釜數を保持する豫定で、會社の事業は創立以來極めて順調に運ばれてゐる。

(C) 其他重要工業の合辦

紡績、製絲に次ぎ中支那工業で重要性を占める製粉業についても、特にこれが復興方に考慮が拂はれてゐる。上海租界外の支那側四工場は三井及び三菱系の製粉會社に共同經營が許され、その内一工場は既に操業開始の運びに至つた。上海以外では南京の揚子麵粉廠が佐藤貫一氏に、無錫の九豐麵粉廠が上海吉田號に夫々共同經營を許されてゐる模様だ。其他地方の二、三の工場は宣撫工作の必要上から暫定的に土地の自治委員會に委任經營せしめ、現に操業中である。

セメント業は上海に一工場、南京に二工場、年産能力三百十三萬樽を算するが、そのうち上海水泥

公司与南京の江南水泥公司是小野田セメントに、南京の中國水泥公司是磐城セメントに共同經營が許されてゐる。これも紡績同様當業者と支那側工場主との交渉に困難があつたので取り敢へず軍管理の名で運營せられることになり、既に工場諸施設の修繕を始め、一部は操業を開始してゐる。浦口の永利化學工業社硫酸工場（年産能力五萬噸）は東洋高壓工業會社に經營を委任せられ、復舊修理が施されることになつた。上海の江南造船所は海軍が早くより管理し、三菱重工業會社に委託して既に操業中である。

其他一般支那工業の占領地域にあるものも、努めて日支共同經營に移される筈である。只小規模の工場で當局がその經營者の復歸を承認した場合には必ずしも共同經營をなすの要なく、速かに支那人單獨で操業を開始することを歓迎してゐる。上記のほか現在までに委任經營、共同經營又は買收の許されたものは既に百件以上に上つてゐる模様である。

(D) 租界内支那人工場の活況

上海租界内にある支那人の工場は事變以來意外に活況を呈し、紡績の全運轉、製絲工場其他の新設で賑つてゐる。

租界内支那人紡績は今春來水際立つた活勢振りで、滬西にある七工場は一〇〇%の操業（六晝七夜）

(一) 滬西支那人紡操業狀況

工場名	錘數	織機	就業職工
申新第二	五、七四	—	一、一〇〇
申新第九	八、三三	—	四、五〇〇
新裕第一	二、六〇〇	—	一、一〇〇
申裕第二	二、九〇〇	—	一、五〇〇
統益	四、七〇二	—	一、四〇〇
永安第二	六、一八四	—	一、五〇〇
鴻章	二、五三六	—	一、一〇〇
計	三三、二六〇	—	二、四〇〇
英商公益	四〇、九七六	七、五	一、八〇〇
總計	三三、二五六	二、四五六	二、四〇〇

【註】就業職工數は推定、以上の工場は全上海總錘數の三〇%に當つてゐる。

春以來大體不變である。

租界内の製絲工場は、事變以來、二三の工場が操業してゐたに過ぎなかつたが、最近各製絲家は續續租界内（主として西部越界路方面）に新工場を設立するやうになり、今日迄に工部局宛設立登記をして新製絲工場は二十五工場、五千釜に達した。目下操業中のものは英商怡和新舊兩工場の外、上海、福隆、連成、越興、建業、振綸の六工場、八百釜を算してゐる。

を續け、一日平均七、八百俵の製品商内が出来、値段は品質のよい邦人紡績よりも遙かに高値で、事變前の標準絲價

(二〇番手)二百六十五元見當のものが目下は四百元を唱へてゐる。製品の賣先は南支で廣東、福建方面は勿論、廣東經由で四川方面へ迄も賣れて行く有様である。廣東が攻略されたらこの相場がガタ落ちだらうと云つても、支那人は平氣なもので、廣東が駄目になれば安南經由で行く途がいつてゐるから大丈夫だと済ましてゐる。滬西支那人紡績の操業現狀を數字的に示すと上掲第一表の如くで、これは今

(二) 上海租界内新設工場數

業別	工場數	職工數
製材	二	一七
家具	六	一〇七
金具	三	二九
機械	三	一、四六
車輛	二	八
煉瓦、硝子	六	二七
紡織	七	三七一
メリヤス	六	八二〇
皮革、ゴム	一	九
飲食、煙草	五	二三
製紙、印刷	三	五八
科學儀器、樂器	一	一五
其他	四	九七
合計	三〇六	五、三五一

共同租界工部局の調査によれば、本年一月以降四ヶ月に新設せられた租界内工場は大部分小規模のものながら、その數三百六工場に達し、就業職工五千三百五十人を數へてゐる。

右のほか、事變勃發後昨年末までに設立された工場が四百二十二工場、従業員六千五百八十四名あるから、これを合計すると事變以來本年五月一日までに設立された工場は七百六十一、工場従業員一萬一千九百三十五名となる。五月以降現在迄にも相當増加してゐる筈であるが、これは未だ判明しない。

第八節 米・英兩國景氣の現位置

以上に於て日本及び滿洲支那の政治經濟の最近の動きと見透しに就き各方面からの檢討を行つたが、更に眼を轉じて世界を一瞥しよう。世界政治に就ては別に第四部で述べることとし、ここでは世界景氣就中英米景氣を概觀しよう。世界景氣の今後を見透すために是非とも觀察を加へて置かねばならぬ問題が英米景氣の動向であることは云ふまでもないからだ。斯う云つた意味で世界景氣の現狀を見るに昨春秋に始まつた米國恐慌は多かれ、少なかれ世界諸國に波及し、殊に農業國の景氣は本年第二四半期以降、急速な悪化傾向を辿つてゐる。然るに米國の景氣は斯うした世界景氣の悪化を尻目に今夏以來それ以前に見せた恐慌への轉入テンポにも増して力強い回復に向つてゐる。

一方、一時は世界恐慌の第二のセンターとなるのではないかと思はれた英國の景氣も昨今從來に較べ幾分變つた様相を呈してゐるが、その世界景氣に與へる影響は、此の國が多く植民地を持つてゐることを考へれば看過し得ないものがある。斯う云つた意味に於て以下米國並に英國景氣の現狀に若干の分析を加へ、世界景氣の今後を見透すための参考に供しよう。

一、米國景氣の回復と其の持続性

(A) 景氣は引續き上昇を辿る

(二) 米國の景氣指標

本年一月	ステイール株價(弗)		工業株三十種均(弗)	鐵道株二十種平均(弗)	月末卸賣物價指數	事業活動指數
	最高	最低				
一月	32 3/8	25 5/8	126.0	23.27	149.9	71.5
二月	30 1/2	24 3/8	126.0	23.81	151.2	71.4
三月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
四月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
五月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
六月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
七月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
八月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
九月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
十月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
十一月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4
十二月	29 1/2	23 1/2	126.0	24.33	150.8	71.4

(註) 今年十一月は廿六日迄、卸賣物價はムーデー日々指數、事業活動指數はアナリスト誌調

六月半ばから上向きに轉じた米國財界の動向は三ヶ月餘の上昇の小反動と、恰も歐洲に突發した戰爭の不安とで、九月に入つて部分的に稍々下押し氣配を見せたが、その後十月に入つて再び好轉を取り戻しつゝある。景氣の先行を最も鋭敏に反映する株價に就て見れば第一表の示す如くステイール株價は十一月に七

○弗臺を示し九月廿八日の安値五〇弗^{7/8}から二〇弗を戻し、三月の安値三八弗から見ると實に三二弗、八割以上の昂騰である。工業株三十種平均相場、鐵道株二十種平均相場も同様に底固い氣配を見せてゐる。物價もムーデー日々指數によれば、十、十一月と稍々伸び悩みの形ではあるが、十一月廿六日現在の一四四・二を本年度の最低位地たる五月の二三〇・二に較べれば、尙ほ一一%一を上廻つてゐる。更に之を今回の米國景氣回復に於ける特徴點をなしてゐる工業生産に就て見れば向上の跡は同様に顯著である。即ちこれを現在判明せる八月までの工業生産指數に就て見れば、第二表の示す如く總指

(二) 米國工業生産指數

總指數	生産材	消費材	
一月	67.2	88.8	91.9
二月	66.4	85.0	89.2
三月	66.4	84.4	89.9
四月	66.7	83.5	87.1
五月	63.9	81.8	87.7
六月	64.7	81.5	81.8
七月	67.7	82.2	87.3
八月	73.9	85.6	92.1
昨年八月	65.8	84.1	89.5

註 國際聯盟月報による。

數は五月の六三・九を底として順調な上昇を續けてをり、八月には略ぼ昨年十一月の位地に等しい七三・九にまで戻してゐる。また此の工業生産指數を生産材と消費材とに分けて觀れば、生産材は六月の四一・五を底として上昇に轉じ、八月には五二・六を示し僅か三ヶ月間に二六%七と云ふ大中の回復を記録してゐる。消費材は四月の七八・一を底として上向き八月には九二・一を示し、五ヶ月間に一一%七の増大を來してゐる。

これによつて我々は米國景氣の回復が先づ消費材部門の生産増より

(三) 米國銑鐵並に鐵鋼生産高(單位千トン)

本年一月	一、四五三
二月	一、三九九
三月	一、四七七
四月	一、五九六
五月	一、七五五
六月	一、〇九九
七月	一、三三二
八月	一、五八八
九月	一、七〇七
昨年九月	三、四六五

(四) 米國製鋼作業率と點火熔鑪數

本年一月	三〇・五
二月	二九・三
三月	三〇・七
四月	三〇・〇
五月	二六・一
六月	二六・七
七月	三〇・〇
八月	三〇・〇
九月	三〇・七
十月	三〇・四
昨年十月	三三・六

始まつたにも拘らず、そのテンポよりすれば生産財部門の方が遙かに強かつたことを知るものである。此の生産財部門に於ける急激なる増産傾向を銑鐵並に鐵鋼を通して窺ふに、第三表の示す如く銑鐵は六月の百七萬九千噸を底として九月には百七十萬七千噸へ、鐵鋼も同じく六月の百六十六萬五千噸を底として九月には二百七十萬噸へと夫々五八%一、六二%一の増大を示してゐる。最近に於ける生産状況を現はす總體的な指標は未だ得られないが、第四表の示す如く、五月に底をついた製鋼作業率が回復の度を増す許りで、十月中旬には五一%四にまで上つてゐることや、點火された熔鑪の數が七月の七〇を底として十月には九六にまで増大してゐること並にゼネラル・モーター社が十月十八日に三萬五千人の職工を再雇傭したこと等によつて其後も依然として生産が増加傾向を辿つてゐることは想像に難くない。

消費材部門に於ける實需は既に生産テンポによつて見た如く、今迄のところ生産活動のやうな増大は認められない。併し部分的にはこの部門にも最近期待が持たれる情勢になつて來た。即ち纖維工業部門に於ける六月以降の増産傾向は依然堅持されてをり、原棉、羊毛の消費高も高位地を保つてゐる。最近まで不振を報ぜられてゐた自動車生産部門に於ても、漸く増加の傾向が窺はれ、十月十五日に終る一週間の生産臺數は五萬臺を超えて五月第一週以來の記録を劃した。

而して茲に特に注目すべき事實は建築契約が住宅建築の活況から可成り増加しつゝあることである。八月までのところ建築契約高は、第五表の示す如く一九三七年度に於けるより低位地にあるが、今後、春以來に示されてゐる増加傾向が續けば本年末には昨年度の契約高を突破するだらうと見られてゐる。若しさうなれば、此の建築活動は米國景氣の支柱として相當大きな役割を果すことゝならう。

(五) 米國建築契約高(單位百萬弗)

一九三七年	一九三八年
一月	二四二・七
二月	一八八・三
三月	二二二・二
四月	二六九・五
五月	二四三・七
六月	三三七・七
七月	三三二・六
八月	二六一・二
一月—三月	二九三・〇

(B) 景氣回復の背後にあるもの

斯うした米國景氣回復の要因をなしてゐる工業生産増大の背後にあるものは云ふまでもなく手持商品在荷の減少と引續く輸出の好調である。周知の如く昨年秋に始まつた恐慌開始の最大要因の一つは物價の先高見越し並に勞働不安激化を豫想して行はれた思惑買による不健全なる手持商品在荷の累積で